兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課

平成30年3月

はじめに

兵庫県では、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、市町における避難所の管理・運営に関する対策の充実やマニュアル作成を支援するため、平成 17 年に「避難所管理運営指針」を策定した。

その後、東日本大震災において、災害時要援護者の避難や避難生活への支援について様々な課題がクローズアップされたことから、平成 25 年に同指針を改訂し、新たに「福祉避難所編」を設け、災害時要援護者の避難対策を充実させた。また、内閣府（防災担当）においても、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年）、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成 28 年）が策定されたところである。

しかしながら、平成 28 年の熊本地震では、福祉避難所の開設・運営に関する知識やノウハウの不足等の課題が再び大きく取り上げられた。

このため、兵庫県では、平成 29 年度において、県・市町の防災及び福祉の担当者や社会福祉協議会職員等を対象に本県で初めて「福祉避難所設置・運営研修」を開催するとともに、県内 10 市町で福祉避難所運営訓練への支援（補助）を行う「福祉避難所機能強化促進モデル事業」を実施した。

本マニュアルは、当該モデル事業で実施した訓練結果等を踏まえ、災害時における福祉避難所の運営や、平時における訓練の企画や実施にあたり、実施すべき事項や手順、留意事項などを具体的に示すなど、市町や福祉避難所として指定された施設の参考となるよう作成したものである。

市町及び施設におかれては、本マニュアルを参考に、福祉避難所運営マニュアルの作成や訓練等を行っていただき、災害時要援護者の避難生活支援の一層の充実・強化に向けた取組を進めていただきたい。

平成 30 年 3 月

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課

マニュアルの特徴



市町編と施設編に分冊

災害時における福祉避難所の開設・運営にあたり、市町と施設でそれぞれ対応すべき項目を分け、分かりやすく、コンパクトなマニュアルに編纂

※福祉避難所の開設・運営において、市町と施設で対応すべき項目は異なる。そのため、本マニュアルを参考に、各市町や個々の施設において、それぞれが実施する項目や内容を取り決め、マニュアル化することが望ましい。



災害対応をタイムライン形式に

福祉避難所の開設から閉鎖に至る 5 つのフェーズごとに、対応すべき項目・内容や留意事項を時系列で掲載

※災害の規模に応じて、フェーズ毎に対応すべき項目や内容が異なることに留意する。



近年の災害での教訓・事例をコラムで紹介

東日本大震災、熊本地震や鳥取県中部地震などにおける福祉避難所の運営に関する教訓や対応事例を掲載



先進的な自治体などの取組を注記

福祉避難所の運営の充実・強化の参考となる自治体などの先進的な取組を参考注記



訓練編の作成と実際の訓練の短編ビデオを所収

福祉避難所運営訓練の企画・実施方法や留意事項を掲載した訓練編を設け、平成 29 年度に県のモデル事業として実施した 10 市町の訓練の様子を DVD に所収

目　次

Ⅰ編　概　要 …… 1

福祉避難所の概要（役割、受入れ対象者、指定、周知等）…… 2
参考　ひょうご防災減災推進条例 …… 7
災害時要援護者の特徴的なニーズ …… 8
福祉避難所の設置・運営経費（県・国負担）…… 9

Ⅱ編　開設・運営 ……11

災害フェーズ別福祉避難所運営業務一覧（市町・施設） …… 12

市町編 …… 13

フェーズ１　開設準備期（発生～3時間） …… 14
フェーズ２　開設・受入期（3時間～ 24 時間）…… 16
フェーズ３　運営確立期（24 時間～3日） …… 24
フェーズ４　運営安定期（3日～3週間）…… 26
フェーズ５　解消期（3週間以降） …… 34

施設編 …… 35

フェーズ１　開設準備期（発生～3時間） …… 36
フェーズ２　開設・受入期（3時間～ 24 時間）…… 38
フェーズ３　運営確立期（24 時間～3日） …… 44
フェーズ４　運営安定期（3日～3週間）…… 48
フェーズ５　解消期（3週間以降） …… 54

Ⅲ編　訓　練 …… 55

Plan　訓練の企画 …… 58
D o　訓練の実施 …… 64
Check　訓練の検証 …… 68
Action　運営体制の改善 …… 72
Case Study　事例集（モデル事業） …… 74

様式集 …… 85

市町様式 …… 86
施設様式 …… 104
訓練様式 …… 124

付録　DVD「福祉避難所開設・運営訓練」（平成 29 年度）

Ⅰ編　概　要

福祉避難所の概要

災害時要援護者
災害対策基本法上は「要配慮者」と定義されるが、『兵庫県災害時要援護者指針』に基づき、本マニュアルでは「災害時要援護者」と表記する。

📖兵庫県災害時要援護者支援指針

☑ 福祉避難所の役割

○ 福祉避難所は、災害時に災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を受け入れるために、市町が指定した特別な配慮（例.バリアフリー、スロープ、様式トイレ等）がなされた避難所である。

○ 要援護者のニーズを踏まえた避難生活の場の確保や避難生活の支援を行い、避難所において発生する、いわゆる**災害関連死等**の二次災害を防ぐことを最大の目的としている。

受入れのフロー（上越市・仙台市・京都市）
新潟県上越市では、要介護度4･5の認定を受けた人のうち特別な医療が必要な人など、福祉避難所の対象者433人（平成30年2月14日現在）について、個々の避難先をあらかじめ指定している。
➡ P5

📖広報上越 2017年3月1日発行 No.1031 巻頭（上越市）

宮城県仙台市では、地域からの連絡などにより指定避難所等への避難が困難な要援護者を把握した場合には、区（市）災害対策本部の判断により、自宅から福祉避難所への直接避難も可能とすることとしている。

📖福祉避難所開設・運営マニュアル〔指定施設向け〕（仙台市）

京都府京都市では、要介護度3以上、又は障害支援区分4以上の重度の要配慮者は福祉避難所に、それ以外の要配慮者は保健師等によるトリアージにより選定することとしている。

📖京都市福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドライン

☑ 福祉避難所への避難フロー及び受入れ対象者

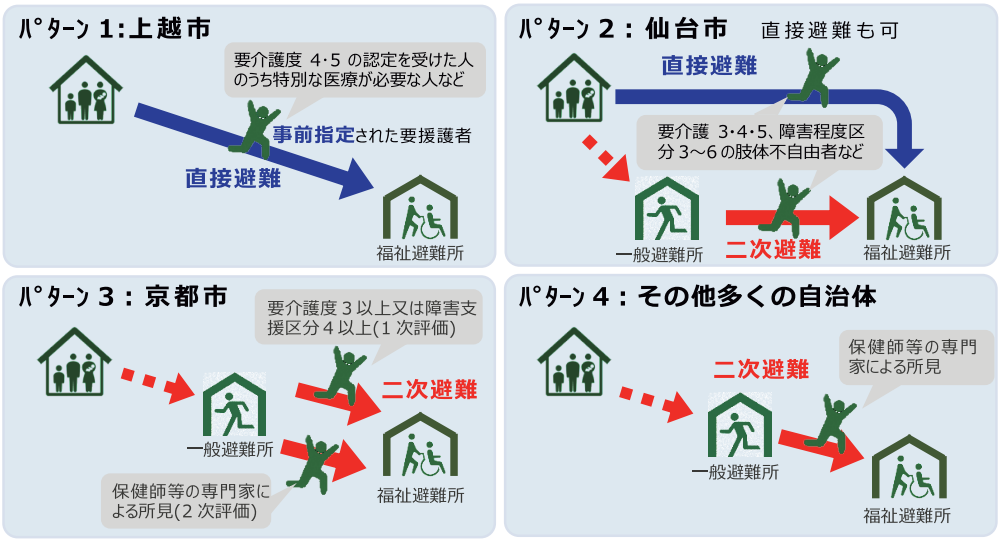
○ 福祉避難所に受け入れる者は、**身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度**であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者であり、その家族を含めても差し支えない。

> **<対象者>** 身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等）、知的障害者、精神障害者、高齢者、人工呼吸器装着、難病患者（在宅で酸素供給装置等を使用している者）、妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者 ➡ 要援護者の特徴的なニーズ（P8）

○ 介護認定を受けている者等で避難生活にあたり介護サービスを受ける必要がある者や身体状況等の悪化により緊急に入院加療等が必要な者については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応する必要がある。

○ 個別支援計画の策定等を通じ、福祉避難所に**直接避難**することが望ましい。

図表 1.1 福祉避難所への避難フロー及び受入れ対象者の例 ➡ ☑トリアージ（P21）



☑ 福祉避難所の指定

兵庫県避難所管理運営指針

確保スペース（石巻市・内閣府）
宮城県石巻市では、家族（1名）分も含めた1区画当たり6.6㎡以上確保することとし、メイン通路は車椅子同士がすれ違える幅 180㎝、居住空間内通路は車椅子単体が通れる幅135㎝確保することとしている。
石巻市福祉避難所設置・運営マニュアル〔原子力災害対策編〕

1人当たりの面積は概ね2～4㎡／人とする自治体が多い。
福祉避難所確保・運営ガイドライン（内閣府）

基幹福祉避難所（神戸市）
神戸市では、災害時に24時間稼働し、要援護者の初動受入れ及び生活支援を行うための基幹福祉避難所を市内全区21箇所に確保している。
神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会資料（平成29年8月25日）

宿泊施設を活用した福祉避難所（静岡県・下田市）
静岡県と下田市では、災害時にホテルや民宿などの宿泊施設を「福祉避難所」として指定するモデル事業を実施している。
熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書（熊本県）

○ 施設の安全性や現況等を確認のうえ、福祉避難所として指定する。

（施設の安全性の確保）
- 耐震、耐火構造であること
- 土砂災害警戒区域等外であること
  当該区域内にある施設を指定する場合は、市町地域防災計画において、要援護者の円滑な警戒避難を実施するために必要な土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める
- 浸水想定区域外であること
  当該区域内にある施設を指定する場合は、浸水した場合にあっても、一定期間、要援護者の避難生活のための空間を確保できること
- 近隣に危険物施設がないこと

（要援護者の安全性・避難スペースの確保）
- 原則、バリアフリー化されていること
- 要援護者固有の生活ニーズを踏まえ、避難生活に必要な空間を確保できること

○ 要援護者名簿や個別支援計画等から、**要援護者数や要援護者の状況（要介護度・障害種別等）・ニーズに応じた**福祉避難所数を確保する。

○ 福祉避難所となる施設（民間・公共の社会福祉施設や宿泊施設等）や運営主体の違いなどを踏まえ、一般の避難所となる小学校に福祉避難室を設けるなど、**段階的・重層的**に機能を確保する。

○ 事前に災害時の優先利用についての協定を締結するなどにより、**公的な宿泊施設又はホテル等**を確保しておくことも重要である。

○ 市町は、福祉避難所のさらなる量的確保を図るとともに、**質的確保（マニュアル作成や訓練の実施）**を図り、災害関連死の軽減を図ることが重要である。

教訓・事例 宿泊施設等を活用した福祉避難所（熊本地震）

○ 熊本県益城町において、国内で初めてトレーラーハウスが福祉避難所として活用され、県の産業展示場「グランメッセ熊本」の駐車場や小学校など3か所に30台設置された。移動式であるため、必要な場所に設置できる。一方、トレーラー本体の借上料や輸送費のほか、浄化槽設置等の施設整備に経費を要する。

○ 熊本県は、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携し、旅館・ホテルの一時利用や新たな避難所の開設などの取組を行った結果、避難所の過密解消を図ることができ、また要援護者にとって安心できる避難生活の場を提供できた。なお、宿泊施設については、長期の避難生活となる場合、一般の避難者も二次避難所として活用できる。


トレーラーハウスを活用した福祉避難所



宿泊施設を活用した福祉避難所

📖東日本大震災～保健福祉部災害対応・支援活動の記録～（宮城県）

教訓・事例　要援護者の態様・ニーズに応じた福祉避難所の確保（東日本大震災）

宮城県の福祉避難所となった施設の種別としては、高齢者施設が100か所を超えて全体の3分の2を占めた。これに対し、障害者施設向けの福祉避難所が10か所程度と少数であったことや、妊婦や乳幼児に配慮した福祉避難所の対策や確保が十分でなかった。

図表 1.2 福祉ニーズの判断基準の例

軽 → 重

種　類		特徴（長所○・短所×）	対象者・想定される配慮等
福祉避難室 ●小・中学校等		○自宅に近い。 ×設備が必ずしもユニバーサル対応になっていない。 ×一般の避難者との対応との調整を要する。 ×物資や器材を用意する必要がある。	特別教室や空き教室に開設し、**家族の介助**により避難生活が可能な要援護者 ＊授乳や乳幼児を持つ母子のための空間確保 ＊集団での避難生活でパニックを引き起こすおそれがある要援護者のための空間確保 ＊体育館等での寝起きが困難な方のための簡易ベッドを設置した空間確保 ＊認知症や肢体不自由、その他の理由により家族の介助が必要で、一般の避難所で生活が困難な要援護者のための空間確保
福祉避難所	社会福祉施設（公共） ●保健センター等	○物資、器材、人材や設備が整っている。 ○開設が比較的早い。 ×受入れ人数に限りがある。 ×避難が長期化すると本来業務に支障をきたす可能性あり。	**家族の介助を中心に、避難所スタッフによる補助的な介助**により避難生活が可能な要援護者 **医療・介護サービスまでは要しない**要援護者で、福祉避難室では生活が困難な者
	社会福祉施設（民間） ●介護老人福祉施設・障害者支援施設等	○物資、器材、人材や設備が整っている。 ○専門的なスタッフの補助的な支援が受けられる。 ×開設の調整に時間を要する。 ×受入れ人数に限りがある。 ×避難が長期化すると本来業務に支障をきたす可能性あり。	＊家族による介助を中心に、専門スタッフによる介助を必要としているおおむね中程度の身体障害者または要介護状態にある要援護者への生活環境の確保 ＊精神障害等により一般避難所での共同生活が困難な要援護者への、本人と家族（および同様の要援護者）による生活環境の確保
	宿泊施設	○宿泊機能が整備されている。 ×福祉サービスを提供する人材の確保・派遣に支障をきたす可能性あり。 ×観光シーズン等においては、長期の利用が困難な場合あり。	
緊急入所・緊急入院 ※災害救助法の対象外		○専門的なサービスが受けられる。 ×受入れ人数に限りがある。 ×被災者の自己負担が発生する場合あり。	福祉避難所での避難生活が困難で、**医療機関による治療**や、**専門的な器材とスタッフによる介助**を必要とする要援護者 ＊医療機関への緊急入院 ＊介護老人福祉施設や障害者支援施設への緊急入所

☑ 福祉避難所の周知

○　要援護者及びその家族、自主防災組織や支援団体等に対して、福祉避難所の情報を周知する。

○　一般の避難者が福祉避難所に避難することがないよう、福祉避難所が要援護者を対象とした避難所であることを多様な媒体や訓練を通じて周知する。

○　担当ケアマネジャーや民生委員が参画した個別支援計画（マイプラン）等の作成過程で、福祉避難所の役割や場所を広く関係者に周知することも検討する。

第Ⅲ編 訓練編 ☑ 直前の対応（P64）

看板等による福祉避難所の周知（愛知県春日井市、東京都大田区）

春日井市ではすべての公共の福祉避難所（市内16施設）に看板を設置している。

📖福祉避難所の周知看板（愛知県春日井市役所提供）

東京都大田区では、障害者施設に平時及び災害時用の福祉避難所のぼり旗を配付し、障害者のための福祉避難所であることを地域住民に周知している。

📖福祉避難所の周知のぼり（東京都大田区提供）





【上】福祉避難所の周知看板（愛知県春日井市）
【右】福祉避難所の周知のぼり（東京都大田区）

＞ 福祉避難所への避難に関する周知（新潟県上越市）

📖広報上越 2017年3月1日発行 No.1031 巻頭（上越市）

福祉避難所の対象者

福祉避難所に直接避難していただく人は、在宅で暮らし要介護認定を受けている人や、重い障害のある人のうち、一定の要件に該当する人です。対象者には、あらかじめ聴き取り、調査を行った上で避難先となる施設を選定し、お知らせします。



●高齢者

要介護度4・5の認定を受けた人のうち、特別な医療が必要な人、一人暮らしの人、高齢者のみの世帯の人のいずれかに該当する人

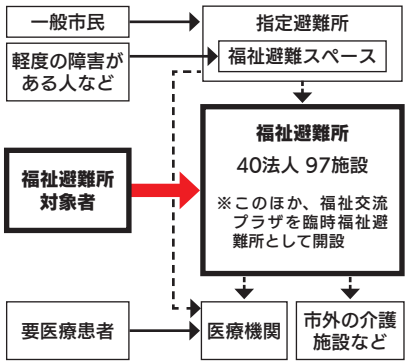
●障害のある人

身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳1のいずれかを所持する人のうち障害支援区分5・6に該当する人、障害特性により一般の避難所で生活を送ることが困難な人

福祉避難所に避難される皆さんへ 避難の流れと事前の準備

災害が発生したときは、まず身の安全を最優先し、あらかじめ指定されている福祉避難所へ自宅から直接避難してください。指定された福祉避難所への避難が困難である場合は、いったん近くの指定避難所に避難し、災害が落ち着いてから福祉避難所へ移動します。

家族や地域の皆さんの協力を得て避難することになります。災害時に支援が得られるように町内会などと事前に相談しておきましょう。（注）避難先の施設が選定されていない人は、近くの指定避難所に避難してください。身体などの状況を確認したうえで、福祉避難所や医療機関などに移動していただくことがあります。



教訓・事例　福祉避難所の周知不足等（東日本大震災・熊本地震）

📖平成28年度避難所における被災者支援に関する事例報告書（内閣府）

📖熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書（熊本県）

📖平成28年熊本地震益城町による対応の検証報告書（益城町）

▶東日本大震災

内閣府が行った東日本大震災での避難者への調査によると、避難に支援を必要としない約8割の人が「福祉避難所がどういうもので、どこにあるか知らなかった」と回答している。

▶熊本地震

福祉避難所として熊本県内で461カ所が事前に指定（7,430人受入可能）されていたが、このうち、ピーク時には101カ所が開設され、823人が避難した。

熊本県の検証報告書では、「要配慮者や地域住民等に対して、福祉避難所の制度についての広報等による周知がなされていなかった」ことが課題の一つとして挙げられている。

また、被害が大きかった益城町の検証報告書では、「町内に5箇所の福祉避難所（※町保健福祉センター、障害者支援施設、特別養護老人ホーム3箇所）を事前に指定し、ホームページ等で公表していた。福祉避難所マニュアルは完成していたが、町職員や関係機関に浸透しておらず、活用されなかった。」としている。

☑ 関係機関との意見交換（連携強化）

○　福祉避難所の迅速かつ円滑な開設・運営を行うにあたり、多様な機関との連携が必要であるため、平時から、福祉避難所となる施設や庁内関係課で意見交換する場を設ける。

福祉避難所運営調整会議（吹田市）

大阪府吹田市では、平成27年度より、福祉避難所となる社会福祉施設と吹田市福祉部局及び防災部局とで意見交換する会議を設け、年2回程度実施している。同会議での意見交換等を重ねたうえで、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を策定している。

📖吹田市HP「災害時要援護者支援事業」参照

＞　過去の災害における福祉避難所の開設状況 ※関係自治体への聴取等に基づく

災害名（発生日）	開設箇所数	受入者数（実人数）	災害救助法適用市町村数
能登半島地震（平成19年3月25日）	1 箇所	13 人	石川県 7／19
新潟県中越沖地震（平成19年7月16日）	9 箇所	106 人（ピーク時）	新潟県 10／30
東日本大震災【岩手県】（平成23年3月11日）	65 箇所	26,681 人（延べ人数）	岩手県 34／34
東日本大震災【宮城県】（平成23年3月11日）	152 箇所	2,299 人	宮城県 35／35
東日本大震災【福島県】（平成23年3月11日）	3 箇所	不　明	福島県 59／59
広島土砂災害（平成26年8月20日）	3 箇所	21 人	広島県 1／23
熊本地震（平成28年4月14日）	101 箇所	823 人	熊本県 45／45

※一般の避難所における福祉避難室を除く

【参　考】

ひょうご防災減災推進条例（平成29年3月6日条例第1号）

条例の概要

1　災害時要援護者支援に関する規定

条例には、災害時要援護者支援に関する規定として、市町が避難行動要支援者等を支援する事業に取り組むこと（第3条第1項第2号）や、自主防災組織等に避難行動要支援者名簿を提供するために条例制定の措置等を行うこと（同第3項）、自主防災組織等が、避難行動要支援者の避難に係る個別支援計画の策定及び当該計画に基づく防災訓練等に取り組むこと（第5条）が規定されている。

2　各主体の取組

県・市町・事業者・自主防災組織等・県民等の5つの主体別に、安全で安心な社会づくりを進めるために必要な取組を規定している。

取組主体	取組の概要
県	○県民等が行う耐震等防災減災のための活動の支援 ○防災減災に関する研究等の支援 ○市町が行う防災減災の取組を促進する事業 等
市　町	○指定避難所の指定及び整備等を行う事業 ○避難行動要支援者や特に配慮を要する者を支援する事業 ○避難行動要支援者名簿の情報を自主防災組織等に提供するための法制上の措置等の実施 等
事　業　者	○災害時の事業継続等に必要な措置を定めた計画の策定 ○災害時の従業員のボランティア活動の促進 ○災害復旧等に要する物資等提供のための協定締結 等
自主防災組織等	○地区防災計画の提案及び防災減災活動の実施 ○個別支援計画（マイプラン）の策定及び防災訓練 等
県　民　等	○災害時のボランティア活動 ○互いに支え合う地域社会づくりに資する活動 等

災害時要援護者の特徴的なニーズ〔引用:兵庫県災害時要援護者支援指針〕

区分		特徴的なニーズ（例）
高齢者	ひとり暮らし高齢者	○同居者がいないため、緊急事態等の情報が伝わるのが遅れる場合がある。早めに情報伝達し、避難支援することが必要
	ねたきり高齢者	○自分の状況を伝えることが困難であり、被害を受けていないかどうか、支援の必要がないかどうかを支援者側から確認することが必要 ○自力で行動することができないため、避難時は車いす等の補助器具が必要
	認知症高齢者	○自分の状況を伝えることが困難であり、被害を受けていないかどうか、支援の必要がないかどうかを支援者側から確認することが必要 ○自分で判断し、行動することが困難であるため、避難支援等の援助が必要
身体障害者	視覚障害者	○視覚による情報入手が困難であり、緊迫した音声によって情報を伝え、状況説明を正確に行うことが必要 ○日常の生活圏内でも避難が困難な場合があるため、避難支援等の援助が必要
	聴覚障害者	○音声による避難・誘導の指示の認識が困難であるため、文字、絵図、手話等を活用した情報伝達及び状況説明が必要
	音声言語機能障害者	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、筆談・手話等によりニーズを聞き取ることが必要
	肢体不自由者	○自力歩行や素早い避難が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要
	内部障害者 難病患者等	○外見からは障害があることがわからず（肝機能障害、免疫機能障害等）、自力歩行できる方も多いが、定期的な治療や、特定の医療機材、医薬品が必要となるため、医療機関等による支援が必要 ○障害の状況によっては自力歩行や素早い避難行動が困難で、場合によっては車いす等の補助器具が必要 ○人工呼吸器装着者などは電源の確保や医療機関の支援が必要 ○人工透析患者は３～４日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要
知的障害者		○緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所への誘導が必要 ○コミュニケーションボードなどを活用し、絵図、文字などを組み合わせて理解しやすい方法で情報を伝える
精神障害者		○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要 ○幻聴や幻覚（統合失調症等）により、危険を知らせる情報や避難指示等を聞き入れないことがあるため、丁寧な誘導が必要 ○服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要
乳幼児・児童		○緊急事態の理解が十分ではなく、自力での避難や、避難そのものが困難な場合があるため、適切な誘導が必要
妊産婦		○避難後の母体の保護及び緊急時の産科医療機関との連携が必要 ○素早い避難が困難
外国人（日本語不慣れな者）		○日本語での情報が十分理解できないため、多言語や絵図による情報提供が必要 ○文化や慣習の違いから誤解や摩擦が生じる場合があるため、十分な配慮が必要

福祉避難所の設置・運営経費（県・国負担）

① 避難所の設置・運営（一般基準）

【平成30年3月31日内閣府告示】

	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	基準額 320 円以内／日・人 1日とは時間の多少を問わず、夕刻の収容又は朝の退所でも1日とする。	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から 7 日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理に必要な費用で、概ね次に掲げる費用 ○避難所の設置・運営費（機器の借上料等） ○賃金職員雇上費（設置・維持・管理等の臨時職員の人件費） ○消耗器材費（避難者が共同で利用する性格のもの。懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具、石鹸等） ※避難所の管理事務に必要な帳簿、用紙、その他の文房具類等の費用は、原則として救助事務費によることとする。 ○建物、器物等の使用料（原則は、公共施設は無償） ※避難所閉鎖時の既存建物の原状復旧工事費については、避難生活により破損等が生じた場合は対象となる。 ○器物の借上費（冷暖房機器、畳、パーテーション、TV、ラジオ、掃除機、パソコン等） ○光熱水費（公共施設は基本料金を除く額。前年同月の使用料の対比等から算出。） ○仮設炊事場、仮設便所等の設置費（他に臨時外灯設備、電話、FAX、簡易調理室、仮設風呂、洗濯場、スロープ、簡易間仕切り等。リース代含む。）	左に加えて、次に掲げる費用を加算 ○概ね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ○高齢者、障害者等に配慮した簡易様式トイレ等の器物の費用 ○日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費
整備書類	○救助実施記録日計票 ○物資受払状況 ○避難所設置及び収容状況 ○避難者名簿 ○避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類	

※下線部は特別基準の設定が可能

特別基準とは

上記の一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める救助の程度、方法及び期間という。

②炊き出しその他による食品の給与　　③寝具その他生活必需品の給与又は貸与※

※通常は避難所から応急仮設住宅等への入居に際し実施する。

<table>
<tr><th></th><th>炊き出しその他による食品の給与</th><th>寝具その他生活必需品の給与又は貸与</th></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者</td><td>住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>基準額 1,140 円以内／日・人
・主食、副食、燃料、雑費等の一切の経費を含む。
・大人も小人も全て１人で計算する。</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増す毎に加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊・全焼・流出</td><td>夏</td><td>18,500</td><td>23,800</td><td>35,100</td><td>42,000</td><td>53,200</td><td>7,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>30,600</td><td>39,700</td><td>55,200</td><td>64,500</td><td>81,200</td><td>11,200</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊・半焼・床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,100</td><td>12,100</td><td>14,700</td><td>18,600</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,800</td><td>12,700</td><td>18,400</td><td>21,400</td><td>27,000</td><td>3,500</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>救　助　期　間</td><td>災害発生の日から 7 日以内</td><td>災害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>対　象　経　費</td><td>〇主食費（米穀、弁当、パン・乾パン・うどん・インスタント食品等）
〇副食費
〇燃料費
〇雑費（炊飯器や鍋等の器物の借り上料のほか、包装紙類、茶、箸、使い捨ての食器等の購入費）
〇炊き出し等の場合、原則として、ボランティア、その他の協力者又は炊き出しを受ける者等の協力によって行われるのが不通であるため、賃金職員等雇上費は、通常必要としないと考える。</td><td>〇被 服：男性用、女性用、子供用の上着、肌着など
〇寝 具：就寝に必要な最小限度の毛布及び布団など
〇身の回り品：タオル、靴下、靴、サンダル、傘など
〇日 用 品：石鹸、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨きなど
〇炊事用品：炊飯器、鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ、ガスコンロなど
〇食 器：箸、茶碗、皿、汁わんなど
〇光熱材料：マッチ、ローソク、木炭、プロパンガスなど
〇高齢者、障害者等の紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材</td></tr>
<tr><td>整　備　書　類</td><td>〇救助実施記録日計票
〇物資受払状況
〇炊き出し給与状況
〇食料・物品の購入・借用代金支払証拠書類
〇購入・借用物品受払証拠書類</td><td>〇救助実施記録日計票
〇物資受払状況
〇物資の給与状況
〇物資配分計画表（被害の程度、世帯人数ごとの限度額に応じた計画）
〇救助物資受領書
〇物資購入関係支払証拠書類</td></tr>
</table>

Ⅱ編　開設・運営

災害フェーズ別福祉避難所運営業務一覧（市町・施設）



市町編

フェーズ 1

開設準備期（発生～３時間）



☑ 被害状況の確認

○　災害発生後、直ちに福祉避難所の施設管理者等からの施設や設備の被害状況、ライフラインの状況や職員の参集状況等の報告を確認する。

○　通信手段が不通の場合は、巡回調査により確認する。

介護保険事業所等との災害時情報伝達体制（町田市）

東京都町田市では、震度5強以上を観測した際に、あらかじめ定めた報告様式により、施設から市に被害状況等を報告する仕組みをとっている。また、毎年1回、情報伝達訓練を実施している。

📖町田市HP「町田市介護保険事業所等の災害時情報伝達について」参照

☑ 開設要請

○　施設からの報告内容 施設様式１ を確認のうえ、**開設要請** 市町様式１ をする。

○　広域避難を要する場合は、県に支援を要請する。

○　福祉避難所の開設状況等を**整理** 市町様式２ するとともに、更新する。

社会福祉施設間の連携

被災時を想定し、社会福祉施設間の相互応援に関する協定等を締結しておくことが望ましい。

📖兵庫県災害時要援護者支援指針

＞ 事業継続計画（BCP）の策定と施設間連携

○　施設において、福祉避難所を迅速かつ円滑に開設するため、また福祉避難所の早期解消を図るうえで、事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定が重要である。

○　BCPの策定にあたり、福祉事業者の多くは小規模であり、施設単独で対応することが困難な場合がある。そのため、①自治体との連携、②施設のグループ法人内の連携のほか、**③他の施設との地域内連携**を図り、地域単位で支援体制を構築することが必要。

地域内連携の取組－福祉村の取組（朝来市和田山町竹田）－

○　平成4年に発足した福祉村防災連絡協議会（病院、高齢者の宿泊施設、養護学校、身体障害者の療養・授産施設、特養などの7施設で構成）において、防災管理体制等に関する**情報交換**を行っている。

○　また、平成10年には、「福祉村災害時相互応援に関する申し合せ」を締結し、災害時の**相互応援体制の充実強化**や**共同での防災訓練**を実施している。



共同防災訓練（福祉村）

📖東日本大震災～保健福祉部災害対応・支援活動の記録～（宮城県）

教訓・事例 社会福祉法人からの被害情報の報告（東日本大震災）

宮城県は、社会福祉法人（118法人）の被災状況について、発災日の平成23年3月11日18:00に電子メールにて照会したものの、およそ1か月後の4月5日時点で回答があったのは55法人であり、その把握が完全にできなかった。

📖毎日新聞（平成28年4月25日）「福祉避難所機能せず　利用わずか104人」

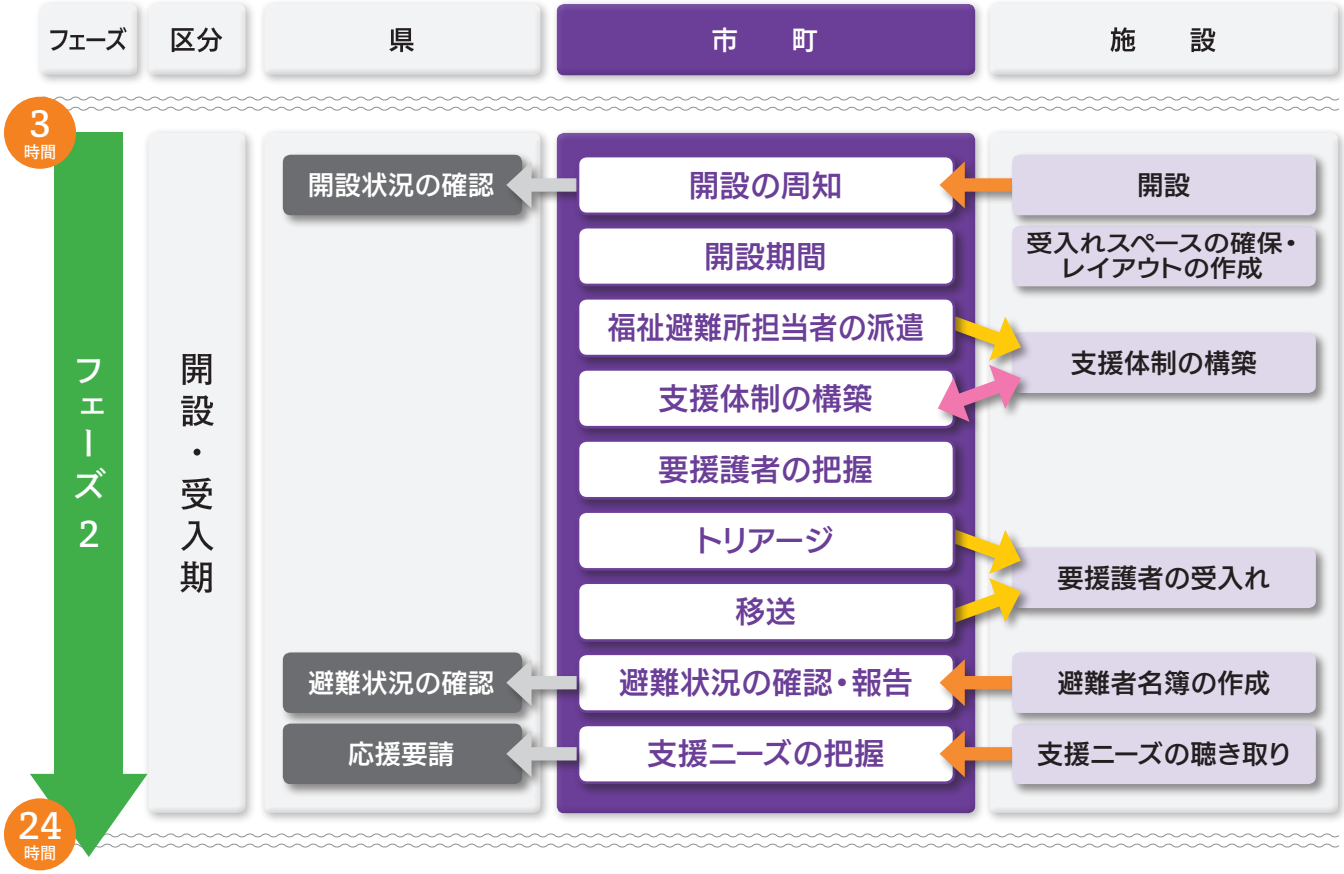
教訓・事例 開設に手間取った事例（熊本地震）

熊本市は、あらかじめ、176施設を福祉避難所に指定し、災害時に約1,700人の受入れ枠を確保していたが、熊本地震発災から9日目（4月24日）で、福祉避難所として開設できたのは34施設、104人の利用に留まった。

市では、避難所を巡回する保健師等の聞き取り調査で福祉避難所への避難が必要と判断した場合に施設ごとに交渉を行ったが、施設によっては「対応する人が足りず、入居者がいるので場所がない」などの理由で断られることが多かった。

フェーズ 2

開設・受入期（3時間～24時間）



☑ 開設の周知

○　福祉避難所を開設した場合には、要援護者及びその家族、消防団、自主防災組織、支援団体等に速やかに周知する。

○　市町は、県に、フェニックス防災システムを通じて報告する。

📖熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書（熊本県）

教訓・事例　開設福祉避難所の周知の課題（熊本地震）

熊本県は、福祉避難所として利用できる九州地方の旅館・ホテルを確保し、当該内容の周知に努めたものの、車中泊の避難者が多く、車中泊避難者への情報提供が十分とはいえなかったため、旅館・ホテル提供の制度を知らない避難者も多数見受けられた。

☑ 開設期間

○　開設の期間は、要援護者の避難支援が必要となる期間とする。

※　内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、原則として、**災害発生の日から7日以内**となっている。

※　7日間で福祉避難所を閉鎖することが困難な場合、県は**内閣府（防災担当）との協議**により開設期間を延長できるため、速やかに県に連絡する。

📖災害救助の手引き（兵庫県）

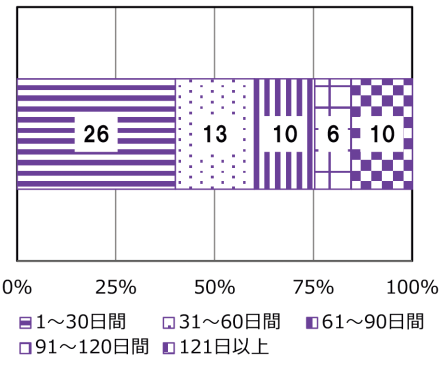
📖東日本大震災津波における福祉避難所の状況と課題についての調査研究報告書（岩手県立大学地域政策研究センター）

教訓・事例 岩手県での福祉避難所の開設期間（東日本大震災）

○ 岩手県内で65箇所の福祉避難所が開設された。多くは災害発生後5日以内に開設され、延べ3,620日・約27,000人が避難した。

○ 1箇所あたりの開設期間の平均は55.7日（約2か月）、中央値は38日（約1か月）、最長の施設で167日（およそ5.5か月）であった。

また、26か所（40%）で開設期間が1か月以内であった一方、10か所（15%）で121日（およそ3か月）以上要している。



福祉避難所の開設期間（n=65）

☑ 福祉避難所担当者の派遣

○ 施設管理者等との連携のもと福祉避難所の運営にあたるため、直ちに**福祉避難所担当**を各福祉避難所に派遣する。

○ 大規模災害発生当初、直ちに派遣する職員を確保できない場合は、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

○ 市町職員だけでは確保が困難な場合は、他の自治体などの応援職員の派遣を県に要請する。

○ 福祉避難所担当は交代制で運営できるよう配置し、**引継資料** 市町様式３ により適切に引き継ぐとともに、市町災害対策本部に報告する。

📖平成28年熊本地震 益城町による対応の検証報告書（益城町）

📖平成28年熊本地震 関西広域連合支援活動の記録（関西広域連合）

教訓・事例 被災自治体職員による避難所運営（熊本地震）

○ 益城町職員へのアンケート調査によると、震災発生後1カ月半を過ぎた5月末まで、**「避難所運営業務」に最も多く従事したと答える職員が突出して多く**、「災害対策本部運営・全庁的な人事・応援の受入調整」や「被害情報の収集・通信の確保」といった初動対応の業務に最も多く従事したと答える職員は少ない。

○ 熊本地震では、被災市町村において、発災直後から多くの職員が避難所運営に従事し、**災害対策本部機能が麻痺**した。災害発生直後、被害情報を収集し、それをもとに災害対策本部で応急対策の方針を決定するとともに、応援職員の受入れ等による災害対応体制の早期構築などの初動対応が重要である。

📖新潟県震災記録集（新潟県中越沖地震）「3. 現地福祉避難所の記録」（新潟県老人福祉施設協議会）

📖平成28年避難所における被災者支援に関する事例報告書（内閣府）

教訓・事例 引き継ぎのルール化・様式の統一化（新潟県中越沖地震・熊本地震）

新潟県中越沖地震では、1～2日ごとの交代勤務となっており、業務全般の引継ぎが曖昧になった。また、熊本地震では、職員間の引継ぎにノートを活用していたが、記載方法が統一されておらず、引き継ぐべきこととそうでないことが混在していた。

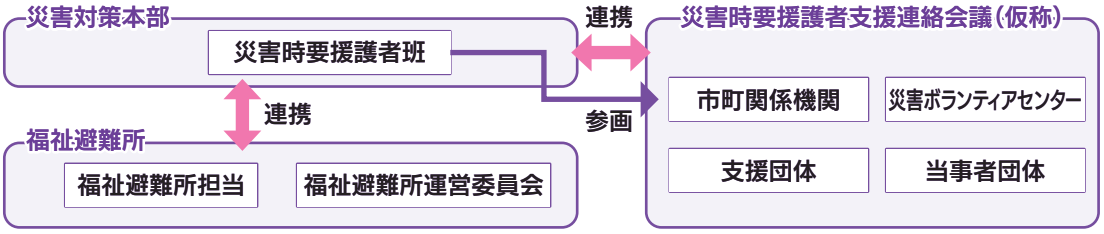
☑ 支援体制の構築

○　福祉避難所全体の運営を**マネジメント**するため、災害対策本部に「**災害時要援護者班**」を設置するなど、福祉避難所担当との連絡・調整体制を図る。

兵庫県避難所管理運営指針

○　要援護者支援に関わる官民の関係機関や関係団体などで構成する「**災害時要援護者支援連絡会議（仮称）**」を適宜開催する。

＜体制のイメージ＞



〔災害時要援護者支援連絡会議の議事（例）〕
- 福祉避難所・福祉避難室の受入れ状況
- 福祉避難所の運営状況（職員や物資・資機材の配置状況等）
- 関係機関・団体との連携体制の構築状況（人材や物資・資機材の確保体制、巡回体制等）
- 仮設住宅（みなし仮設含む）・復興公営住宅の建設状況
- 要援護者支援の具体的施策の周知及び実施状況
- 課題と今後の対応　など

○　施設管理者等に福祉避難所の運営を**委託**することは可能であるが、運営責任は市町にあることに留意する。

能登半島地震での福祉避難所の設置・運営とその後の取組み（内閣府福祉避難所ワーキンググループ（第1回）河崎委員提出資料）

福祉避難所設置・運営マニュアル（輪島市）

教訓・事例　委託による福祉避難所運営（能登半島地震・東日本大震災）

能登半島地震時の石川県輪島市や東日本大震災時の宮城県石巻市では、委託により、福祉避難所を運営した。

輪島市では、能登半島地震発生後3日後に、福祉避難所の運営マニュアル等が未整備の中、8日後の4月2日に老人保健施設「百寿苑」と福祉避難所の運営委託を締結し、同月4日に開設した。福祉避難所は6月5日まで開設（開設期間63日）し、利用者数13人、延べ320人・日で1,440,806円（人件費529,000円、食費419,420円、その他雑費492,386円）の経費を要した。

なお、輪島市では、能登半島地震の教訓を踏まえ、マニュアルを作成しており、同マニュアルに**運営委託契約書のひな形**を整備するなど、災害発生後すぐに運営委託できる体制を整備している。

平成28年避難所における被災者支援に関する事例報告書（内閣府）

教訓・事例　事前の支援体制の構築（熊本地震）

熊本地震では、避難所運営にあたり**「必要な人員を配置するシステムやマネジメントできる組織**がなかった」という意見がある一方、「事前に避難所の開設・運営に携わる職員を決めておくなどといった役割分担ができていた」という報告があった。

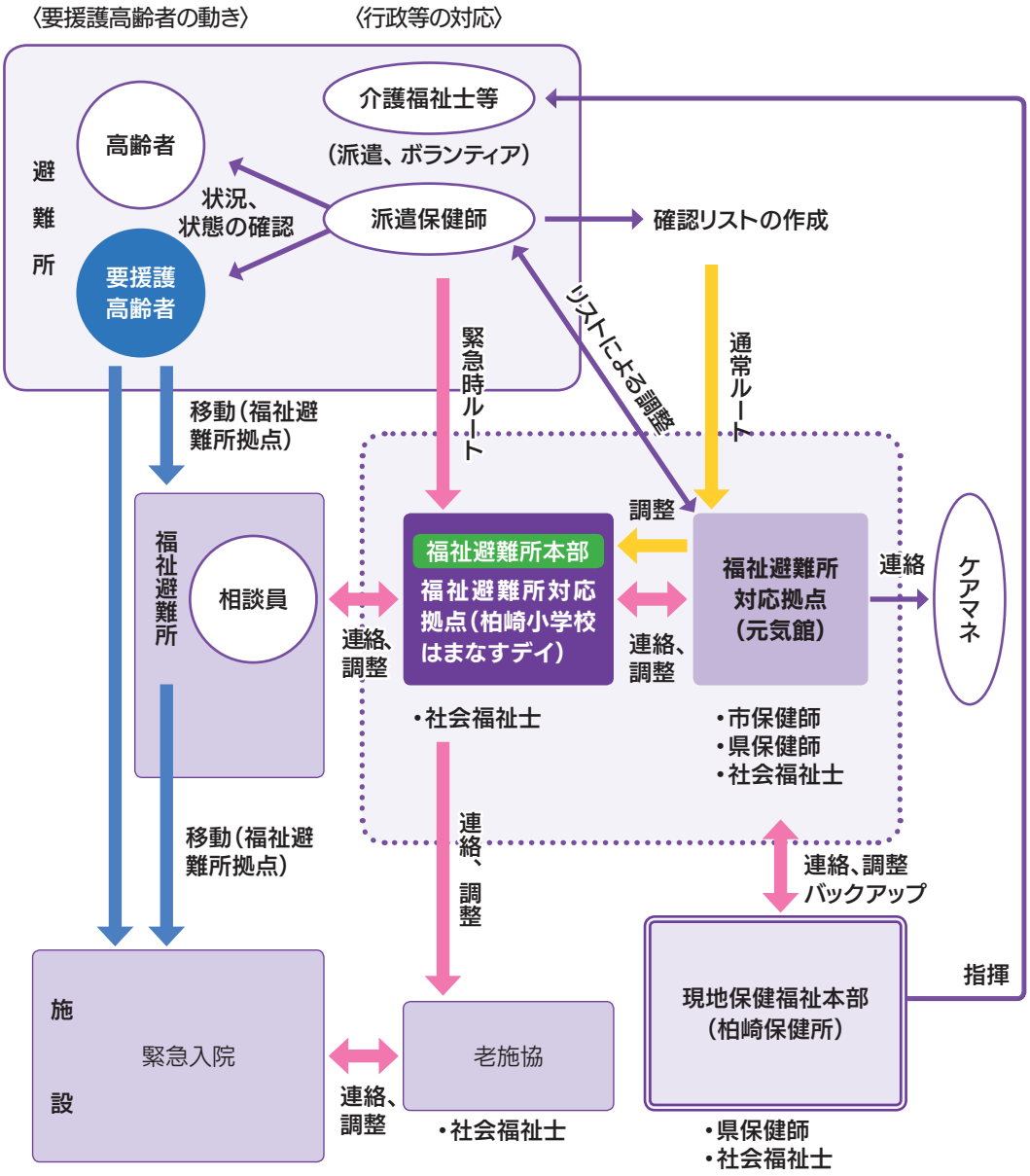
📖新潟県震災記録集（新潟県中越沖地震）「3. 福祉避難所の記録」（新潟県老人福祉施設協議会）

教訓・事例 要援護者支援のマネジメント（新潟県中越沖地震）

新潟県及び柏崎市は、保健師等からの要援護者の避難に対する情報の一元化と福祉避難所間の連絡調整を図るため、新潟県老人福祉施設協議会が運営を受諾した「柏崎小学校コミュニティホームはまなす」を基幹的な福祉避難所**「福祉避難所本部」**として選定した。

福祉避難所本部を設置・運営することにより、定期的な情報交換、相談体制機能など指揮命令系統体制が図れた。また、入所時に当たり、一般避難所の保健師や柏崎市、社会福祉士会等の関係機関から必要な情報が得られ、受入れ体制は混乱なく行うことができた。

〔要援護者（高齢者）支援のスキーム〕



〔福祉避難所本部の役割〕

①各福祉避難所との連絡調整（下図参照）

・利用者数定時報告（1日2回）及び利用者の動向（新規受入・帰宅・課題等）報告

・各福祉避難所の物資の状況や運営に関する課題などを集約し、市、県等に対応を依頼

（効果）各福祉避難所の要望や課題などを集約し、要望していくことについて一定の効果があった。

②行政機関（県・市）等との連絡調整

「元気館」（在宅避難者への対応を行う保健師の活動拠点）から提供される福祉避難所の利用が見込まれるケースの情報を集約のうえ受入れ調整

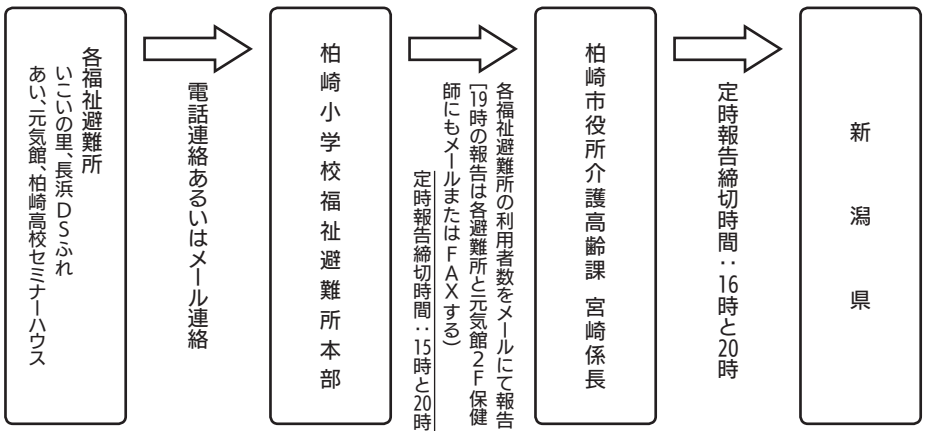
（効果）行政機関等からの受入れ要請に対して、**個々の状況に応じた対応が可能**となった。

7月21日より開始・コーディネーター役の仕事となります!

福祉避難所　利用者数の把握と報告の方法について

定時報告

○1日に2回行います。各福祉避難所の利用者数のみの報告となります。
○1回目 14:30～15:00の間、2回目 18:30～19:00の間に各福祉避難所から連絡が入ります。



動向報告

○1日に1回、2回目の定時報告時点での詳細な利用者の状況の報告となります。
○19時ころまでに各福祉避難所からメールの添付ファイルにて報告書が届くので、そのファイルをとりまとめのうえ、宮崎係長へメール添付にて報告します（報告時間は夜間帯なるべく早めに）。
○報告経路は、定時報告と同様となります。
○また、柏崎小の分の動向報告（人数報告）は、別途、プリントアウトし、小学校の避難所担当市職員にも提出をお願いいたします。

※電話連絡、メール報告が時間までに入らない場合は、こちらから各福祉避難所に問い合わせ、報告締切時間に遅れないようにしてください。
※宮崎係長、各福祉避難所のアドレスは、パソコンのyahooメール内に登録してあります。
※yahooメールのIDは、○○○○で、パスワードは××××です。
※コーディネーター役が不在になる場合は、他のスタッフに確実に依頼し、もれの無いようにお願いします。

☑ 要援護者の把握

○ 避難行動要支援者名簿等をもとに、**要介護度や障害支援区分の状況等**を考慮して福祉避難所に避難を要する対象者を抽出する。

☑ トリアージ

○ 個別支援計画の策定等を通じ、福祉避難所に**直接避難**することが望ましい。

○ 一般の避難所に来た要援護者については、対象者を選定するため保健師等が要援護者の**トリアージ**を実施する。

○ 高齢者や障害者は生活環境の変化に不安を覚えやすいため、一般避難所から福祉避難所への避難にあたっては本人の意思や希望を尊重する。その際、本人や家族へ適切に情報提供することで意思決定を支援する。

○ 受入れ先の福祉避難所の選定においては、要援護者が日頃から利用している施設がある場合は、その施設をマッチングするよう努める。

○ 福祉避難所に**受入対象者を連絡** 市町様式４ する。

○ 受入れ後の円滑な支援を実施するため、対象者の**トリアージ結果**（身体の状況や支援の優先度等の判断） 市町様式５ を福祉避難所に提供する。

○ 福祉避難所での受入対象者以外で特別な配慮を必要とする要援護者は、一般の避難所の**福祉避難室**で受け入れ、医療を要する要援護者または福祉避難所での避難生活が困難な要援護者については、**緊急入院・緊急入所**を行う。

介護トリアージ（武蔵野市）
東京都武蔵野市は、避難者を①一般避難所、②おもいやりルーム（福祉避難室）、③福祉避難所、④医療機関等に振り分けるための「介護トリアージ（仮称）」を策定し、実施のためのフローチャートやアセスメントシートを作成している。なお、内閣府においても、避難先を振り分けるためのフローチャートを作成している。
📖武蔵野市地域防災計画（武蔵野市）
📖福祉避難所確保・運営ガイドライン（内閣府）

図表 2.1 トリアージの例

	区　分	判 断 基 準	避難先例
1	自立	・歩行可能、健康、介助がいらない、 実例 健常な高齢者	**一般の避難所** （大部屋）
2	日常生活に一部介助や見守りが必要	・食事、排泄、移動の一部に介助が必要 ・産前・産後・授乳中 ・医療処置を行えない ・３歳以下とその親 ・精神疾患がある 実例 半身麻痺、下肢切断、発達障害、知的障害、精神障害、骨粗しょう症	**福祉避難室** （一般の避難所）
3	日常生活に全介助が必要	・食事、排泄、移動が一人でできない 実例 胃ろう、寝たきり	**福祉避難所・緊急入所** （社会福祉施設等）
4	医療が必要	・医療が必要 ・発熱、下痢、嘔吐 実例 酸素吸引、透析	**緊急入院** （病院）

教訓・事例　福祉避難所への避難過程（東日本大震災、広島土砂災害、熊本地震）

近年の災害における調査・研究結果では、要援護者の福祉避難所への避難過程は、一般の避難所からのトリアージ（スクリーニング）を受けたケースよりも、ケアマネジャー等の介在によって、**自宅から直接福祉避難所に避難したケースが多い**ことが判明している。

▶東日本大震災（岩手県）

岩手県内で開設された福祉避難所を調査した結果、一般避難所において特別な配慮が必要な避難者を選別し福祉避難所に避難させるという、これまで想定されていた経路を辿った者は少なかった。

▶平成26年広島土砂災害

福祉避難所となった特養等へのヒアリング調査の結果、日頃からデイサービスや在宅介護を受けている高齢者は、施設やケアマネジャー主導により、一次避難所を介さず、自宅から直接福祉避難所へ移動したことが明らかになった。

▶熊本地震

福祉避難所となった特養等へのヒアリング調査の結果、一次避難所からのスクリーニングを受けて福祉避難所へ移る要配慮者も確認できたが、ケアマネジャー等の介在によって福祉避難所に移る要配慮者が多数いた。

📖細田重憲ほか「東日本大震災津波における福祉避難所の状況と課題についての調査研究報告書」（岩手県立大学地域政策研究センター・平成25年7月）

📖岡田尚子・大西一嘉「2014広島土砂災害における福祉避難所等の受入状況と課題」（地域安全学会論文集No.28・2016年3月）

📖高尾優樹・北後昭彦「熊本地震（2016年）における避難施設での要配慮者への対応に関する研究」（神戸大学都市安全研究センター研究報告第21号・平成29年3月）

教訓・事例　福祉避難所受入れ対象者と福祉避難所のマッチング（東日本大震災）

宮城県仙台市では、福祉避難所開設・運用マニュアルにおいて、被災者受入れを「指定避難所からの移送」のみを想定していたため現場の対応と合わなかった。

また、**受入れ対象者の基準が不明確**であったことに加え、**避難者の情報が不足**していたため、マッチングがうまくいかなかった。

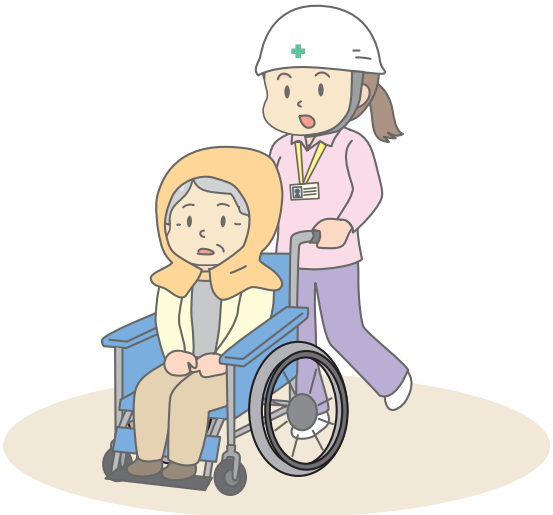
そのため、震災後、マニュアルを改訂し、自宅から福祉避難所への直接避難を可とするとともに、受入れ基準を明確化した。

☑ 福祉避難所への避難フロー及び受入れ対象者（P2）

📖平成29年度兵庫県災害時要援護者サポートミーティング事例発表資料（仙台市）

教訓・事例　福祉避難所のマッチング及び避難者情報の提供（熊本地震）

避難者の情報が全くなかったために初動のケアに困ったという施設側の意見が多くあった。一方、福祉避難所の中には、**普段から通所している利用者が避難**して来たため、あらかじめ健康状態等の把握ができており、対応に苦慮しなかったところもあった。



📖平成28年避難所における被災者支援に関する事例報告書（内閣府）

福祉車両等の提供に関する協定（白石市）
宮城県白石市では、民間事業者と福祉車両の提供に関する協定を締結している。
白石市HP「平成29年11月14日の定例記者会見内容」参照

福祉避難所への要援護者移送に関する協定（姫路市）
兵庫県姫路市では、神姫バス（株）と災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定を締結している。
姫路市HP「福祉避難所について」参照

☑ 移送

○　支援団体や社会福祉協議会等の協力を得て、福祉車両等を**手配**する。
○　対象者の家族、ボランティア、自主防災組織や受入先施設の協力を得て福祉避難所へ移送する。


福祉避難所への移送①


福祉避難所への移送②

☑ 避難状況の確認・報告

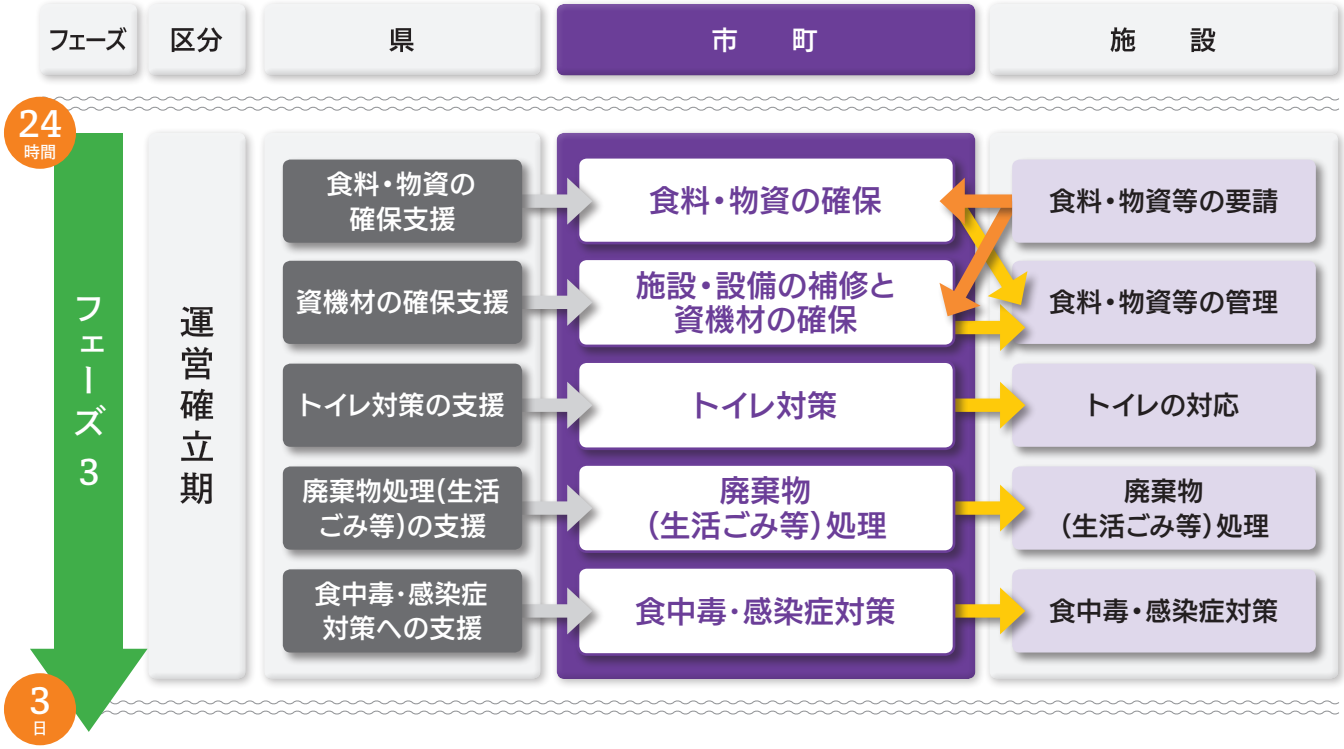
○　避難者名簿により、各福祉避難所の避難状況を整理する。
○　市町は、県に、フェニックス防災システムを通じて、避難状況を報告する。

☑ 支援ニーズの把握

○　食料・物資の確保、人材の確保や緊急入所・緊急入院の要否を判断するため、避難者名簿等により、福祉避難所で聴き取った個々の支援ニーズを把握する。
○　避難者名簿に記載のある要援護者の避難先や必要な支援のニーズ等の情報を**地域包括支援センター等関係機関で共有**する。なお、要援護者から情報共有することについての同意を得ておく。
○　要援護者の状況やそれに応じた支援ニーズは刻々と変化するため、福祉避難所に継続的に確認する。

フェーズ 3

運営確立期（24時間～3日）



災害時における介護用品等の確保に関する協定（姫路市）
兵庫県姫路市では、民間事業者3社と介護用品等の優先提供（賃貸借）に関する協定を締結している。
姫路市HP「福祉避難所について」参照

☑ 食料・物資の確保

- ○ 各福祉避難所から要請 施設様式４ のあった食料・物資の**品目や数量**をとりまとめる。
- ○ 避難状況や**備蓄状況**を勘案のうえ、要援護者の特性に応じた食料・物資を調達する。
- ○ 調達した食料・物資を**福祉避難所に連絡** 市町様式６ する。

☑ 施設・設備の補修や資機材の確保

- ○ 市町は、**災害により施設・設備が破損**している場合、福祉避難所の運営上必要な手すりやスロープなどを**補修**する。
- ○ 各福祉避難所から要請 施設様式４ のあった資機材の品目や数量をとりまとめる。
- ○ 避難状況や**備蓄状況**を勘案のうえ、物資を調達する。
- ○ 調達した資機材を**福祉避難所に連絡** 市町様式６ する。

トイレ対策

トイレ対策の詳細は『避難所等におけるトイレ対策の手引き』を参照

📖避難所等におけるトイレ対策の手引き（兵庫県）

- ○ 各施設の被害状況 施設様式１ や、福祉避難所からの要請 施設様式４ を踏まえ、**災害用トイレ（携帯トイレ・組立トイレ等）や清掃用品**を確保する。
- ○ 災害用トイレを設置した場合は、し尿の汲み取りや浄化槽汚泥の収集運搬業者の組合などに依頼する。
- ○ 調達した災害用トイレ等を**福祉避難所に連絡** 市町様式６ する。
- ○ トイレの清掃に必要な水の確保先を施設に連絡する（給水車の状況や近隣の井戸・耐震性貯水槽等の所在）。
- ○ 災害用トイレの確保や、し尿処理について、県に応援を要請する。



電動簡易トイレ「ラップポン」（屋内）
※持ち運びが可能で、ポリエチレン袋の口を熱圧着によって閉じる自動ラップ式トイレ（要電源）



組立トイレ（屋外）
※写真は日本トイレ研究所提供

廃棄物（生活ごみ等）処理

- ○ 廃棄物の**収集ルート**に福祉避難所を組み込むよう調整する。
- ○ 受入れ状況を踏まえた収集スケジュールを決定し、福祉避難所に連絡する。
- ○ 廃棄物処理が困難な場合は、県に応援を要請する。

食中毒・感染症対策

感染症・食中毒対策啓発チラシ
兵庫県では、災害時の感染症や食中毒の未然防止を図るため、あらかじめ啓発チラシや様式・記載例等を作成している。

📖災害時の保健師活動ガイドライン

📖熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書（熊本県）

- ○ 食中毒や感染症の未然防止を図るため、市町の保健師が中心となり、リーフレットの配付等による**普及啓発や巡回指導**を行う。
- ○ 福祉避難所からの物資要請を受け、消毒液や清掃用品を確保する。
- ○ ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症が発生した場合、別室を設けるなど感染者との接触を制限し、感染の拡大防止を図る。

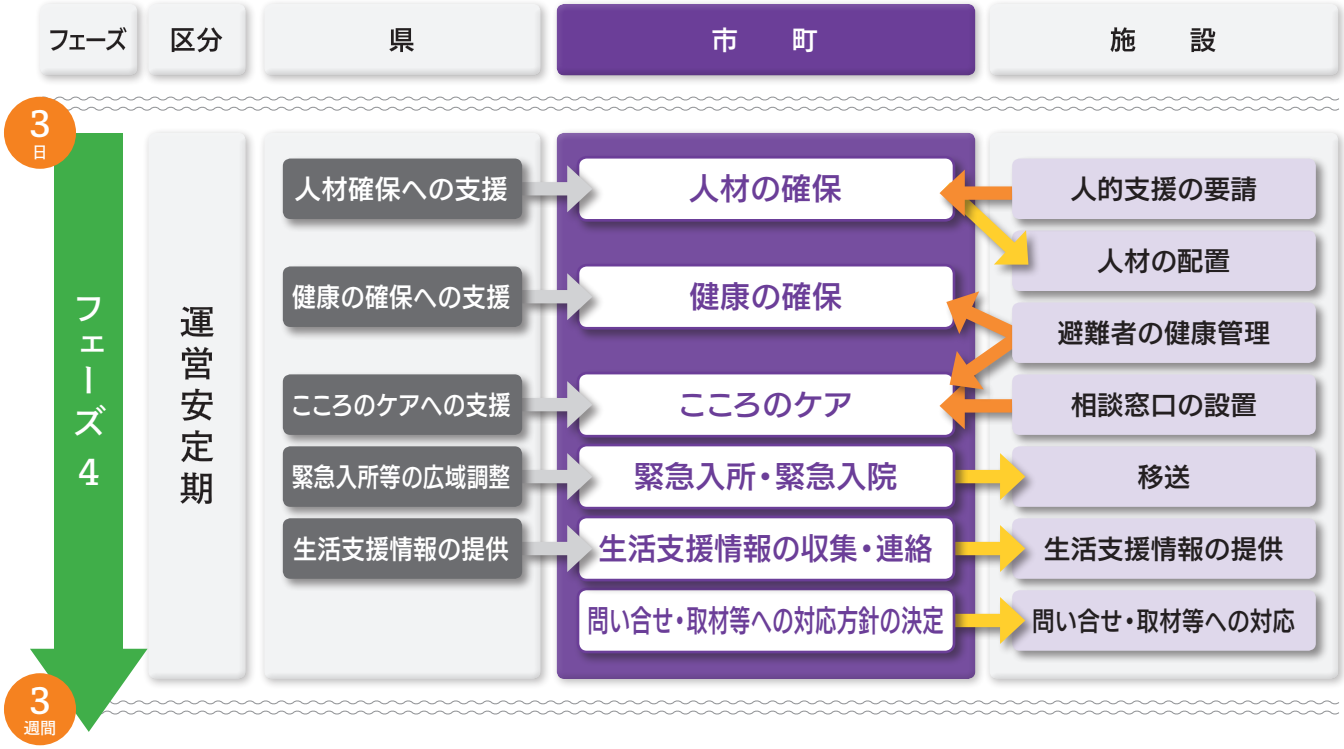


教訓・事例 感染症や食中毒のまん延防止（熊本地震）

熊本県では、保健師等が避難所の衛生状態や食事の保存状況などをチェックし、避難者等に対し感染症予防や食中毒予防について働きかけるとともに、避難者の健康相談等を実施し、必要に応じてDPAT（災害派遣精神医療チーム）やJRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）の支援につなげた。

フェーズ 4

運営安定期（3日～3週間）



福祉避難所介護等ボランティアの登録（愛西市）
愛知県愛西市では、看護や介護の資格・経験のある者や、手話通訳や手話奉仕のできる者等を募集・登録している。

学生ボランティア派遣（神戸市・札幌市）
神戸市では、保育士や看護士らの養成課程のある神戸常盤大学を福祉避難所として指定するとともに、専門職や学生ボランティアによる支援協力に関する協定を締結している。
また、札幌市では、医療や看護分野の学部などがある市内6大学と、福祉避難所に派遣する医療や看護を学ぶ学生を派遣する協定を締結している。

☑ 人材の確保

○　施設からの人的支援の要請 施設様式６ を受けて、関係機関と人材確保の調整を行う。

○　災害救助法上の、概ね10人の要援護者に対し1人の**生活相談員**（要配慮者に対して日常生活の支援・相談業務等を行うことができる者）等を福祉避難所に配置する。

生活相談員

- 生活相談員は、医療処置や治療、介護サービスを行うものではない。
  これらを必要とする要援護者は、緊急入院や緊急入所により対応する。
- 生活相談員は、要援護者の心身の制約やそれに対応した特別な配慮を理解し、要援護者等の避難生活の支援や相談業務等を行うため、介護福祉士や看護師等の専門職の資格を有する者が望ましい。

○　災害ボランティアセンターを通じて、福祉避難所の運営支援のための**一般ボランティア**の派遣を依頼する。
［※物資管理や清掃等、一般のボランティアが担うことができる支援もある。］

○　人材の確保を県に要請する。

○　福祉避難所に配置する人材を**福祉避難所に連絡** 市町様式７ する。

○　必要に応じて、施設管理者等に福祉避難所の運営を**委託**することも可能。

> 兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク

兵庫県では、大規模災害発生時に被災施設の利用者や被災地域の在宅要援護者の安全で安心な生活を支援するため、平成29年10月に「兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク」（事務局：兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課及び兵庫県社会福祉協議会）を設置し、利用者の受入れや応援職員派遣等により福祉施設等が相互協力する体制の整備を図っている。

> 兵庫県災害救援ボランティア支援センター

兵庫県では、平成18年度に設置した県内の災害ボランティア支援団体の連携組織である「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議（事務局：ひょうごボランタリープラザ。以下、「支援団体連絡会議」という。）」の構成団体に、熊本地震で活躍した災害救援や復興・まちづくり支援の専門組織及び県内各地の中間支援NPO等も加え、運営体制の充実・強化を図った。

災害発生時には、ひょうごボランタリープラザと兵庫県社会福祉協議会は、「支援団体連絡会議」の協力を得て、「兵庫県災害救援ボランティア支援センター」を立ち上げ、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等と連携のうえ、市町災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援等を行う。

また、同会議では平時からの連携・協働の体制づくりを強化するため、平成29年度は兵庫県丹波地域合同防災訓練において行われた篠山市災害ボランティアセンター設置・運営訓練に参加した。

【構成員】 44団体
- ○災害救援や復興・まちづくり支援専門組織
- ○民間企業組織、中間支援NPO
- ○行政　等



「平成29年度第1回災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」

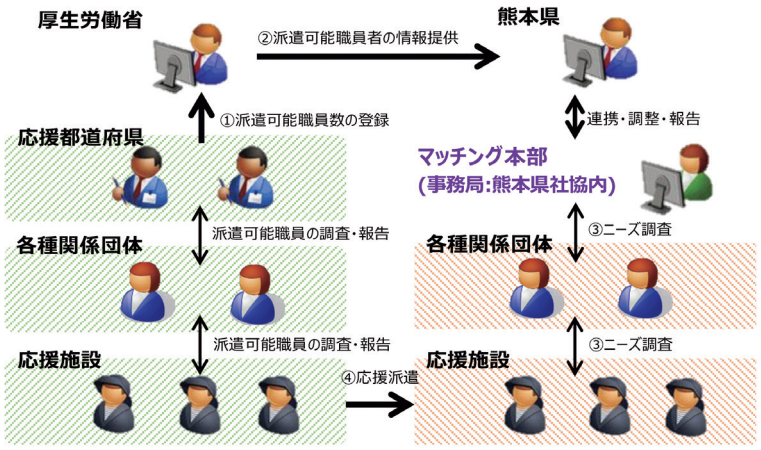
📖ひょうごボランタリープラザ HP「災害ボランティア活動支援関係団体連絡会議」参照

教訓・事例 介護職員等の応援派遣（熊本地震）

▶介護職員等の応援派遣スキーム

熊本県では、熊本県内の社会福祉施設の入所者等の生活を支援するため、4月27日に熊本県社会福祉協議会内に**「マッチング本部」**を設置し、被災した社会福祉施設等に介護職員等を派遣する広域的な体制を構築した。

マッチング本部では、被災施設等へのニーズを聴き取ったうえで、厚生労働省で集約した都道府県からの応援派遣可能な介護職員等の情報をもとに、応援職員の派遣調整（マッチング）を実施した（下図参照）。マッチング本部によるマッチング件数は34事業所・延べ2,458人（平成28年8月31日現在）となったほか、他の団体による派遣調整結果のとりまとめを含めると87事業所・延べ6,938人となった。



📖平成28年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の応援派遣の開始について（平成28年5月2日付厚生労働省関係4課事務連絡）

📖平成28年熊本地震による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて（平成28年4月28日付厚生労働省関係4課事務連絡）

📖ゆ～とぴーVol.46（社会福祉法人熊本県社会福祉協議会）

📖『災害に強い福祉』要配慮者支援活動事例集（災害時要援護者支援ブックレット）（社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

派遣職員一覧（平成 28 年 8 月 19 日現在）　（単位：人）

	調整機関	対象施設	派遣職員数
1	熊本県社会福祉協議会 マッチング本部	介護老人保健施設、特養、養護老人ホーム 及び軽費老人ホーム（ケアハウス）以外	2,458
2	全国老施協	特養、養護老人ホーム、 軽費老人ホーム（ケアハウス）	1,616
3	福岡県老施協	特養、養護老人ホーム、 軽費老人ホーム（ケアハウス）	978
4	小規模多機能連絡会・日本認知症 グループホーム協会	小規模多機能型事業所グループホーム	821
5	全老健	介護老人保健施設	562
6	みなみ阿蘇福祉救援 ボランティアネットワーク	高齢者関係施設	489
7	介護福祉士会	高齢者関係施設	14
		計	6,938

▶応援派遣に係る費用負担

（1）費用支弁対象

ア．人件費

○　福祉避難所への介護職員等の派遣に要する人件費（実費）は、概ね要援護者（原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者（要介護者等）は除く。）10人につき1人の相談等に当たる生活相談員等の配置に要する経費として、**災害救助費**から支弁される。

○　要援護者の状況等に応じて生活相談員等の配置数については、柔軟に対応することが可能。

○　支弁対象となる避難所は、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要援護者が避難している場合（社会福祉施設で当該避難者を受け入れている場合を含む）でも、福祉避難所として扱うことが可能。

イ．旅費等

介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は**災害救助費**から支弁。

（2）支給・精算の方法

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することとなる。このため、福祉避難所への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元施設で一旦、**立替払い**する。

（3）留意点

避難所に避難している要援護者のうち身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者（要介護者等）に対して、**緊急に入所できる施設等が確保できない場合や在宅サービスの提供体制が整わない場合**は、福祉避難所に配置された介助員等により対応することが可能。この場合、早期に社会福祉施設等への入所や在宅サービスの利用等への支援を行うこと。

（4）その他

福祉避難所として避難者（社会福祉施設等の入所者は除く。）を受けている社会福祉施設等が市町からの依頼に基づき、避難者に対して**食事の提供、被服・寝具等の支給**等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となる。

📖東日本大震災-宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証-（宮城県）

📖宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン（宮城県）

📖派遣活動報告書（東日本大震災リハビリテーション支援関連10団体）

📖DRI調査研究レポート【vol.38】平成27年-28年度特定研究プロジェクト個別性に配慮した福祉避難所のあり方に関する研究会報告書（阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター）

教訓・事例 フェーズにおける運営体制の変遷（東日本大震災）

○ 開設時点では、地元での専門職の確保が困難であったため、全国からボランティアの支援を受けて運営されたが、ボランティアスタッフの入れ替わりに伴う支援の継続性の確保が課題となり、福祉避難所開設から２か月後に**社会福祉法人が中心となってボランティアがサポートする体制**で運営が行われた。

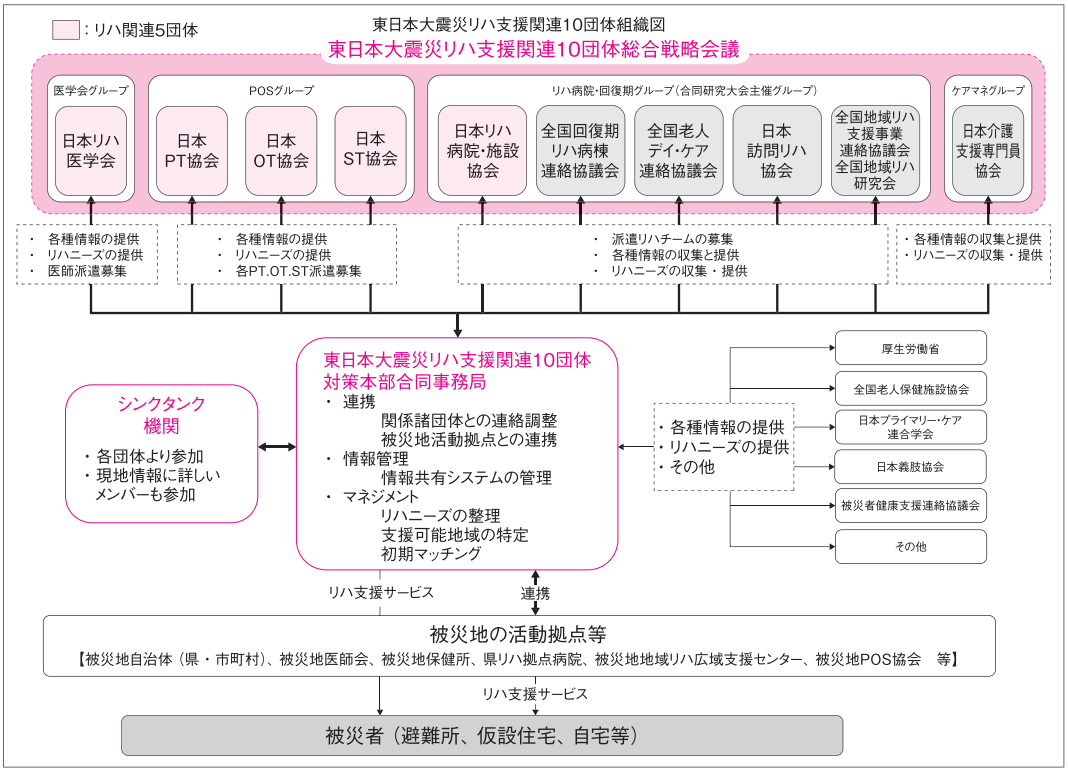
○ 石巻市は、市立桃生農業者トレーニングセンターを福祉避難所として設置し、主に自宅で介護サービス等を利用していた高齢者等**（要介護１～３程度）**で、**リハビリテーションを行うことにより回復が見込まれる者**を対象に受け入れた。

当該避難所は、リハビリ及び看護によりADLの向上を図ることを主眼に、市保健師をコーディネーターに作業療法士や理学療法士、看護師を中心に運営された。

[桃生農業者トレーニングセンターの運営体制の変遷]

期間	看護師	介護職	リハビリ職	食事
準備期間	●日本看護協会			
4/29～30	↓	●全国介護福祉士会		
5/1～5	●NPO法人 HUMA	↓	●東日本大震災 リハビリテーション 支援関連10団体	●日本栄養士会 ●ピースボード
5/6～31	●宮城県看護協会 ●石巻市夜間急患センター	●市内被災施設介護福祉職員 ●地域ボランティア	●宮城県 作業療法士会	↓
6～９月末	●石巻市夜間急患センター	●東北福祉会 せんだんの杜 （運営委託）	↓	●東北福祉会 せんだんの杜 （運営委託）

※東日本大震災リハ支援関連10団体組織図



☑ 健康の確保

○　保健師の巡回により、避難者の健康状態の確認や健康相談を行う。

○　**JMAT（日本医師会災害医療チーム）兵庫**や**兵庫県災害支援ナース**の派遣巡回について、県と調整のうえ実施する。

○　医療が必要な場合や災害前からの治療が中断されている場合は、速やかにかかりつけ医師等の医療機関を紹介し受診勧奨する。

＞ JMAT 兵庫（兵庫県医師会）

兵庫県医師会が、平成23年の東日本大震災救援活動を契機とし、平成25年に正式発足させた災害対応医療チームで、医師・看護師ほか多職種で構成する。

【登録医師数】　608名（平成29年7月末時点）

【活 動 内 容】　○救護所等における医療・健康管理・公衆衛生対策
○巡回診療、在宅診療
○医療ニーズの把握
○病院や診療所の医療支援

【活 動 実 績】　○東日本大震災（平成23年）
○熊本地震（平成28年）



JMAT の被災地支援（熊本地震）

＞ 兵庫県災害支援ナース（兵庫県看護協会）

被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担うため、平成21年より要請・登録を開始している。

【登録人数】　255名（平成29年3月末現在）

【活動内容】　○災害時の健康生活支援や医療救護活動　※ JMAT との連携
・避難所等の巡回保健活動
・まちの保健室事業等
○平時の防災教育活動

【活動実績】　佐用町水害（平成21年）、東日本大震災（平成23年）、丹波豪雨災害（平成26年）

📖兵庫県看護協会HP「兵庫県看護協会災害支援ナースとは」参照

＞ 災害時の医薬品供給車両の運用（兵庫県薬剤師会）

兵庫県薬剤師会は、検査機器会社及び運送会社と平成29年8月に協定を締結し、被災地に駆け付け、医薬品の調剤と供給を行うための薬局機能を有する医薬品供給車両の運用を開始した。

【協定締結者】　兵庫県薬剤師会、シスメックス（株）、（株）新開トランスポートシステムズ

【車両の概要】　普段は検査機器のデモンストレーションに活用する「ソリューションカー」（4トン・自家発電可・神戸市西区）に、災害時は薬剤棚、分包機、調剤設備等を設置し、被災地で運用。



医薬品提供車両

📖シスメックスHPニュースリリース「シスメックス、兵庫県薬剤師会、新開トランスポートシステムズが災害支援活動への協力に関する協定書を締結～災害対策医薬品供給車両の運用体制の構築～」参照

こころのケア

○　トラウマ（心的外傷）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）を防止するため、保健師等を派遣する。

○　**兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）**の派遣について、県と調整する。

避難中における体調悪化の要因
熊本地震において、体調を崩された要因として「精神不安など」がある。
📖平成28年避難所における被災者支援に関する事例報告書（内閣府）

＞ 兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）

県内外における自然災害、犯罪事件や航空機・列車事故等の大規模災害における被災者及び支援者に対し、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームとして平成26年に設置している。

【構　　成】　精神科医、精神科看護師、精神保健福祉士または臨床心理士、ロジスティック（県職員等）
【チーム数】　6機関46チーム（各チーム4～5名で構成）
【活動内容】　○保健師等チームや医療救護班と連携した精神科医療の提供
　　○避難所の巡回、仮設住宅の訪問
【活動実績】　○平成28年熊本地震（派遣先：熊本赤十字病院）

緊急入所・緊急入院

○　施設からの報告等により、避難生活の長期化及び心身の不調で福祉避難所での避難生活が困難な避難者、医療処置や治療が必要な避難者は、社会福祉施設への**緊急入所や緊急入院**を実施する。

○　緊急入所・緊急入院先の広域調整を県に要請する。

生活支援情報の収集・連絡

○　被害情報、生活情報、行政情報などの必要な情報を収集し、福祉避難所に随時提供する。

○　情報が確実に伝わるよう、避難者数や避難者の状況に応じて、**手話通訳者**の配置や**コミュニケーションボード**の活用等により、個別に情報提供を行う。

【必要と考えられる情報】
被害情報、気象情報、安否情報、生活物資の情報、医療機関の診察受付状況、ライフラインの復旧情報、交通機関の運行・復旧情報、生活再建情報（罹災証明書の発行、義援金、被災者生活再建支援金、応急仮設住宅の申込みなど）

災害用コミュニケーション支援ボード（横浜市）
神奈川県横浜市では、コミュニケーション支援ボードを作成するとともに、要支援者には「黄色」、支援者には「緑色」のバンダナ等を用意し、災害時にはそれを身につけようという取組を推進している。
📖横浜市HP「ご存知ですか？「コミュニケーションボード」」参照

Myコミュニケーションカード（和歌山市）
和歌山県和歌山市では、災害時にも利用できる「Myコミュニケーションカード」（日本語のほか、英語、中国語や韓国語を併記）を作成している。市内の避難所や福祉避難所にも配備している。
📖和歌山市HP「Myコミュニケーションカードについて」参照


手話通訳による情報提供



コミュニケーションボード（洲本市）

お願いカード（静岡市視覚障害者協会）
静岡市視覚障害者協会では、視覚障害者が避難所生活で神経を使うとされる「トイレ使用」、「情報入手」、「移動」の3項目について、周囲に知ってもらいたいことを簡潔にまとめた、「お願いカード」を作成し、会員に配付している。
📖静岡新聞（平成30年2月8日）

図表 2.2 情報・コミュニケーション支援の例

	視覚障害	聴覚障害
安否の確認 被災地域の要援護者の確認	○放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認する。	○プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。（「聞こえない人はいませんか？」など） ○手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。「手話できます」「『耳マーク』の活用」など
ニーズの把握 障害特性に応じた支援内容	○障害の程度（全盲・弱視など）や情報取得方法（点字・拡大文字など）等を確認し、必要な支援を把握する。	○障害の程度（聞こえない状態など）や情報取得方法（手話・文字・補聴器など）等を確認し、必要な支援を把握する。
関係者との連携 避難所等における活動	○行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。	○行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。
避難所の説明 トイレや風呂、配給場所など	○ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。	○ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。
情報の共有 食料・救援物資の配布など	○放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。 悪い例：「張り紙を見てください」など	○プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。 悪い例：「1 時の放送を聞いて下さい」など
機材・物品 共用品・消耗品の手配など	○ラジオ ○テレビ（解説放送） ○乾電池（ラジオなど） 等	○テレビ（字幕・手話放送） ○ホワイトボード（設置型、携帯型） ○補聴器用電池 等

☑ 問い合せ・取材等への対応方針の決定

- ○ 問い合せ・取材等への対応方針を検討・決定する。
- ○ 報道機関からの取材への対応は、災害対策本部で対応する。
- ○ カメラ撮り等の現地における取材については、福祉避難所担当が対応する。

アプリの活用
コミュニケーション支援のほか、安否確認、緊急情報のお知らせなど、各種アプリを紹介している団体がある。
📖①東京都障害者IT地域支援センター、②かながわ障害者支援ネットワークの各HP参照。

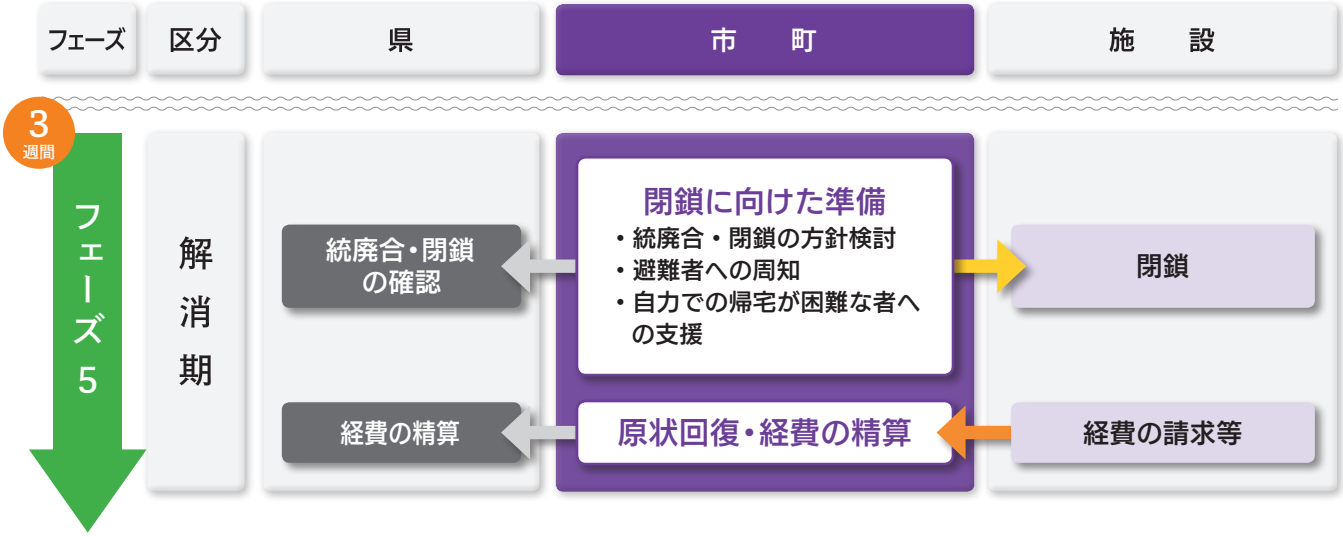
> スマホ等のアプリの活用（要援護者・支援者のコミュニケーションツール）

高齢者、障害者、外国人等の要援護者と、文字（筆談）、音読、翻訳などにより、コミュニケーションを支援するスマートフォンやタブレットなどモバイル機器向けのアプリが多数存在する（無料のものも多い）。こうしたアプリを活用することも検討する。

【コミュニケーションアプリの例】

アプリの名称	対応 OS	販売元（メーカー）	価格	概要（メーカー URL）
携帯筆談器 	Android	ROOKING, Inc.	無料	○聴覚障害者の方や病院、施設で働く人等の為のスマホ型携帯筆談器。普段持ち歩く携帯電話がそのまま筆談器になる。 ○サッと立ち上げてパッと筆談が可能。画面に書くので繰り返し何度でも「書いたり」「消したり」が可能 （http://www.rooking.co.jp/）
UD 手書き Pro 	iOS	Shamrock Records, Inc.	無料	○「手書き＋音声認識＋翻訳」を組み合わせたハイブリッドコミュニケーションアプリ。 ○紙とペンだけでは出来ない、アプリならではの機能でコミュニケーションすることが可能。 （http://udwriter.jp/）
電話お願い手帳 	Android, iOS	東日本電信電話株式会社	無料	○耳や言葉の不自由な方が、外出先等で用件や連絡先などを書いて、近くの人に協力をお願いする場合のコミュニケーションツール。 ○アプリをインストールしておけば、災害時などインターネットに接続出来ない場合でも利用可能（地図表示の一部はネット接続要）。 （https://www.ntt-west.co.jp/kouken/torikumi/denwaonegai_web/）
おもてなしガイド 	iOS	ヤマハ（株）	無料	○日本語音声アナウンスを、文字や外国語の文字（テキスト）で提供するアプリ。 ○日本語音声アナウンスをこのアプリに聞かせると、耳が聞こえにくい方には、音声の情報をテキストにて表示。日本語がわからない外国人の方には、外国語でのテキスト表示を行う。 （http://omotenashiguide.jp/）
Petralex 補聴器 	iOS	IT4YOU CORP	無料	○ペトラレックスは、iPhone や iPad を基本機器にした補聴装置。 ○使用者の聴覚特性に合わせて自動調節し、従来の電話装着器により使用可能。 （http://it4you.pro/）
あいとーく 	iOS	愛知工業大学メディア情報鳥居研究室	無料	○言語による会話や筆談の困難な方のためのiPad•iPad mini 用 の瞬きによるコミュニケーションアプリ。 ○ 50 音表から瞬きによって、文字をスムーズに選択し、発音させることが可能。 （http://xn--l8je7a1go7a.com/）

フェーズ
5 解消期（3週間～）



☑ 閉鎖に向けた準備

○　福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の**統廃合**を検討する。

○　避難している要援護者及びその家族に十分に説明し、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求める。

○　自力での生活が困難な者に福祉仮設住宅や高齢者ケア付き住宅（シルバーハウジング）等への入居等を斡旋する。

☑ 原状回復・経費の精算

○　避難している要援護者が退去し、福祉避難所を閉鎖したときは、必要な**原状回復**を行う。

○　施設に福祉避難所に係る経費の報告 施設様式８ を求め、**適正に支出されているか確認**のうえ、請求書 施設様式９ の提出を求める。

➡ 福祉避難所の設置・運営経費（県・国負担）（P9）

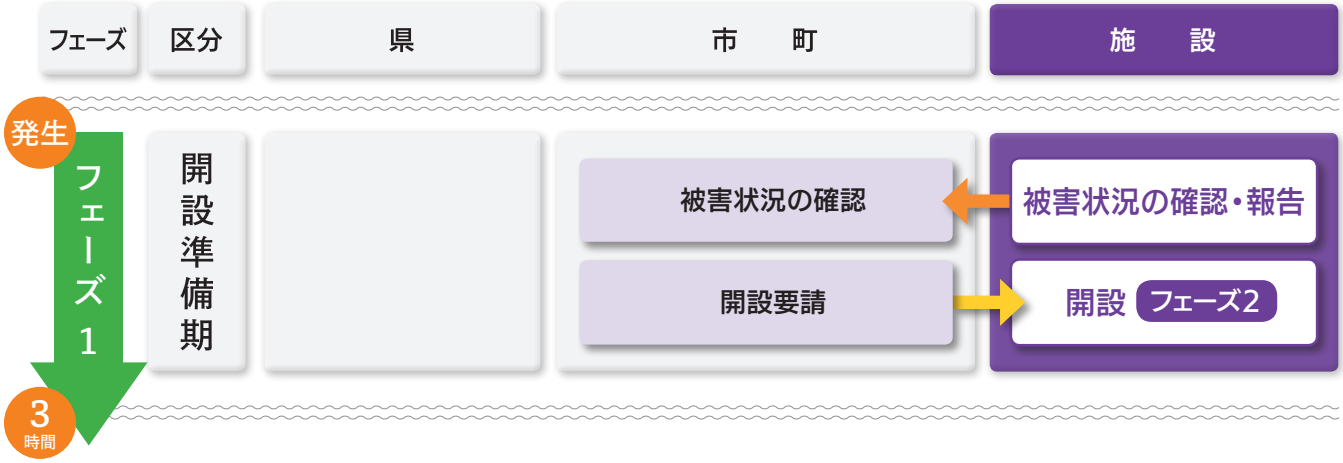
○　請求された経費について、精査の上、施設に支払う。

○　福祉避難所に要した経費のうち、災害救助法上の対象経費を県に報告する。

施設編

フェーズ 1

開設準備期（発生～３時間）



☑ 被害状況の確認・報告

○　施設管理者は、災害発生後、施設や設備の被害状況、入所者等の状況や職員の参集状況等を確認し、**直ちに市町に報告** 施設様式１ する。

○　非番の職員等を参集させる。

○　周辺の道路状況、公共交通機関の運行状況、医療機関・店舗の営業状況等や他の社会福祉施設の状況などについて、随時、把握に努める。



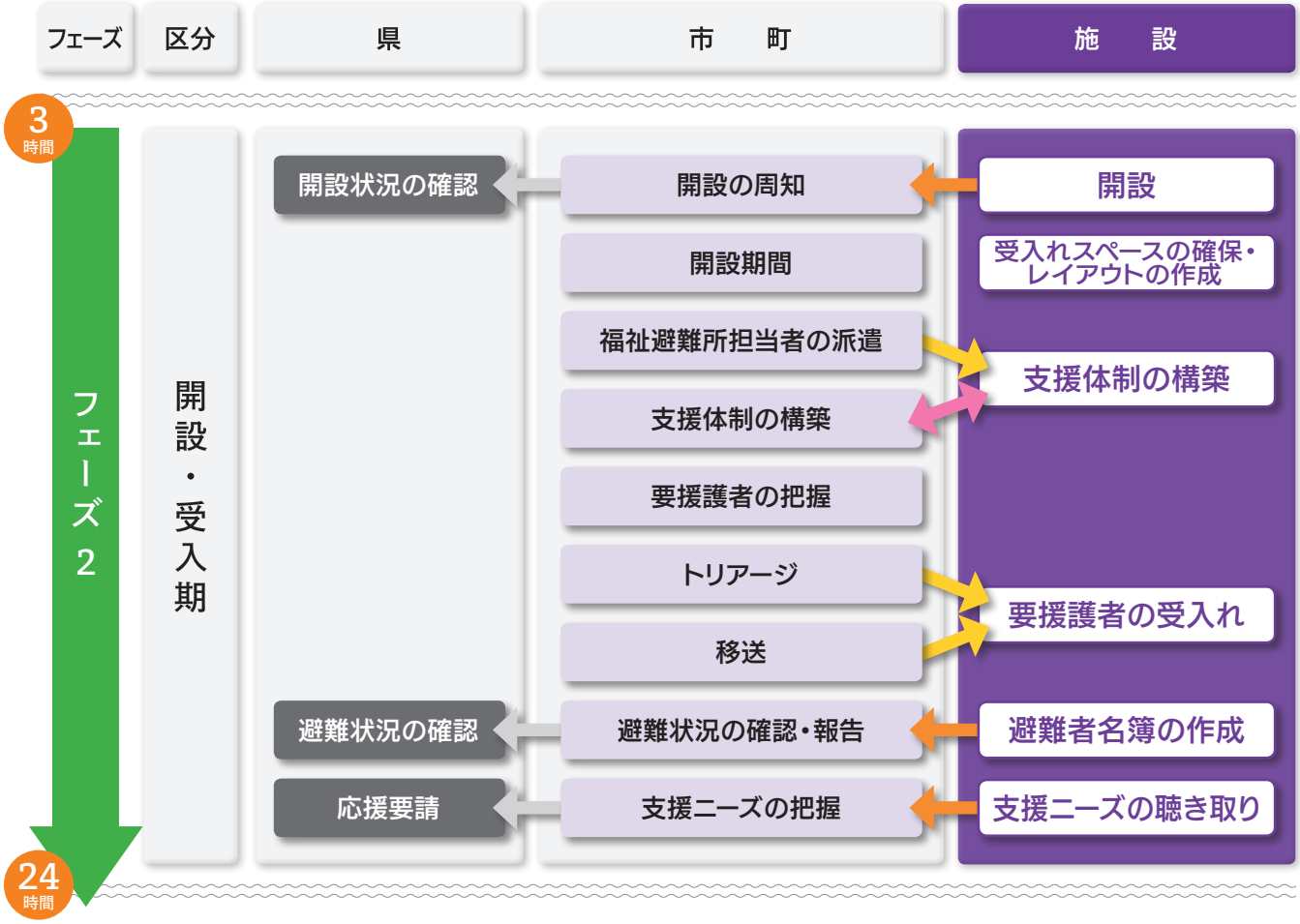
被害状況の確認


被害状況の報告

memo

フェーズ 2

開設・受入期（3時間～24時間）



☑ 開設

○　市町からの開設要請 市町様式１ を受けて、福祉避難所を**開設**する。

○　施設の入口に立て看板を掲示するなどにより、当該施設が福祉避難所であることや、当該施設が個別支援計画による受入対象者、または身体の状況を踏まえて市町が選定する**要援護者を対象とした施設**であることを周知する。



福祉避難所の開設



福祉避難所の開設（鳥取県北栄町）

教訓・事例　福祉避難所の周知（鳥取県中部地震）

鳥取県北栄町は、北栄町立健康福祉センターを福祉避難所として開設し、災害発生当初は**一般の避難者を受け入れなかった**ため、段ボールベッド等の設置によるゆとりのある居室スペースを確保でき、福祉避難所の機能が十分に発揮された。

☑ 受入れスペースの確保・レイアウトの作成

確保スペース（内閣府）
1人当たりの面積は概ね2～4㎡／人とする自治体が多い。

📖 福祉避難所確保・運営ガイドライン（内閣府）

○　施設内の福祉避難所として利用可能な範囲を確認し、受入れスペースを確保する。スペースすべてを確保することが困難な場合は、避難者数、性別、年齢、介護・障害の区分や程度を踏まえ、必要なスペースを確保する。

○　居住スペースは、1人あたり2～4㎡を目安に、**交流スペースや会議室のスペース等**を利用する。

○　居住区間にパーティションを設置するなど、プライバシーを確保する。

○　市町からのトリアージ結果 市町様式５ に記載のある**受入れ対象者の身体の状況等**を踏まえ、受入れ等のレイアウトを作成する。

○　レイアウトの作成にあたり、車いすの動線を確保するとともに、段ボールベッド等を設置する場合は、受入れ対象者の状況に応じて、起き上がり時の転倒防止のための備品を設置する。

○　入所施設の場合、食堂やお風呂などを施設入所者と共同で利用する場合は、利用時間を調整するなど施設入所者の利用を妨げないように努める。

図表 2.2 就寝場所の他に避難所に設けるべきスペース例　※スペースの状況により兼用可

区　分	設置場所等
受付場所	・玄関・入口付近に設置
事務室	・福祉避難所の運営や災害対策本部との連絡を行うための市町職員等の駐在場所と機器設置
広報場所	・目のつきやすい場所（就寝場所の近く等）に設置 ・「広報掲示版」と「伝言板」を分けて設置 ・情報の種類ごとに整理
会議場所	・事務室等に福祉避難所運営組織等のミーティングが行える場所を確保
仮眠場所（避難所運営者用）	・事務室等にスタッフ用の仮眠場所を確保
救護室	・施設の医務室等を利用
物資等の保管室	・可能な限り施錠できる部屋や倉庫に保管
食事スペース	・就寝場所の衛生管理が確保されている場合等は、食事スペースの設置不要
更衣室（兼授乳場所）	・男女別に区分 ・女性用更衣室は授乳場所も兼ねるため個室を確保（又は仕切り設置） ・福祉避難所の区分や避難者の状況では設置不要
相談スペース	・避難者（家族含む）のニーズ調査 ・プライバシーの確保に配慮 ・個人情報の取扱いに留意
休憩室・交流場所	・共用の多目的スペース

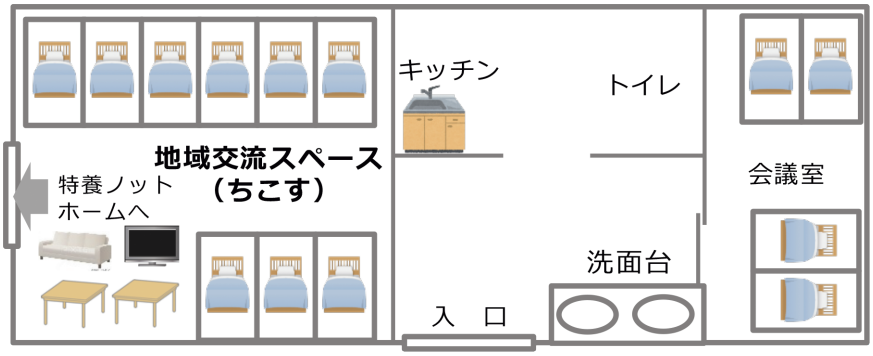
平成29年度災害福祉支援フォーラムシンポジウム資料（社会福祉法人リデルライトホーム）

教訓・事例 レイアウトの作成（熊本地震）

熊本地震で福祉避難所として開設した社会福祉法人リデルライトホームは、熊本市からの福祉避難所の開設要請を受け、地域交流スペース「ちこす」を福祉避難所専用スペースとして開設し、避難者27人を受け入れた。

「ちこす」は、同法人が経営する地域密着型特養の「ノットホーム」とドアーつでつながっており、入浴や洗濯、調理は特養の機能を使って運営した。福祉避難所は4月28日～8月27日まで開設し、基本的に、マッチング本部（県社協内）による全国からの応援職員（31法人・86人）で運営した。

➡ ☑ 人材の確保（P26）



福祉避難所のレイアウト（リデルライトホーム）



地域交流スペース（ちこす）



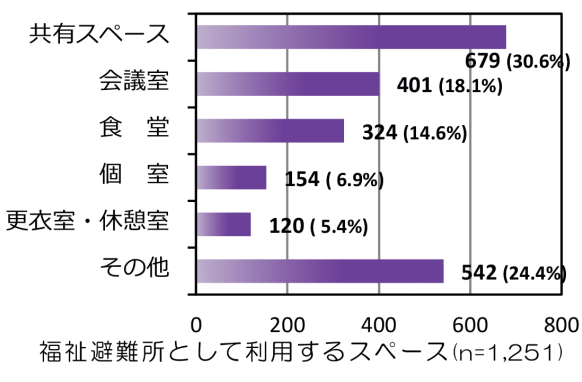
間仕切り

福祉避難所の運営等に関する実態調査（福祉施設等の管理者アンケート調査）結果報告書（内閣府）

＞ 福祉避難所の利用スペース ➡ 図表 1.2 福祉ニーズの判断基準の例（P4）

福祉避難所の施設管理者（2,000施設）を対象に内閣府が実施したアンケートにおいて、福祉避難所として利用するスペースで最も多かったのが**「共有スペース」**であり、679施設であった。次いで、「会議室」で401施設、「食堂」で324施設の順であった。一方、個室は、154施設であった。「その他」についても、「デイサービス用スペース（デイルーム）」、「訓練室」や「作業室」といった**共有スペース**がほとんどとなっている。

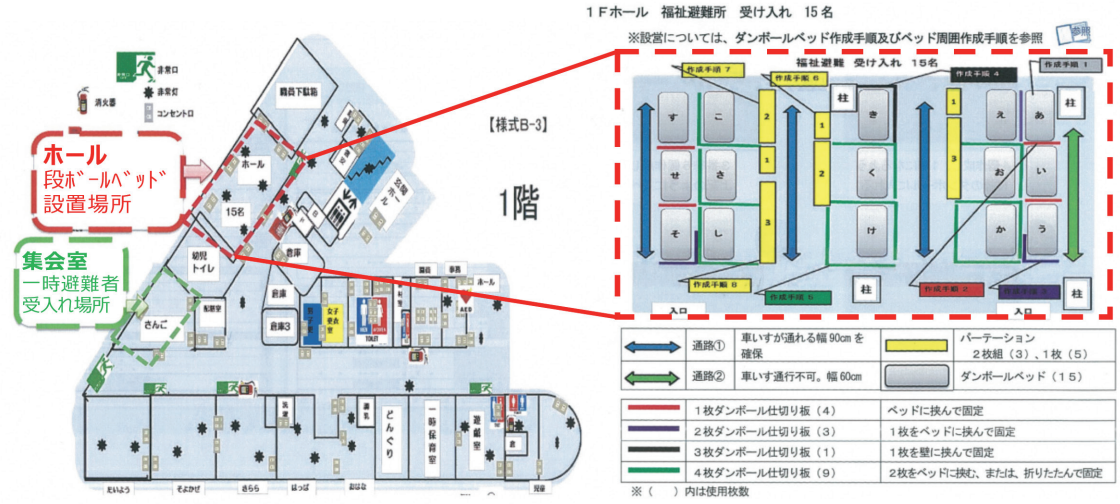
福祉避難所の対象者は家族の介助を中心に避難所スタッフによる補助的な介助により避難生活が可能な要援護者であり、医療・介護サービスまでは要しないため、大部屋を間仕切った施設での受入れが主となっている。



事前のレイアウト（宝塚あいわ苑）
宝塚あいわ苑では、福祉避難所開設・運営マニュアルを作成し、あらかじめ要援護者を受入れるスペースやレイアウトを作成している。

📖 福祉避難所開設・運営マニュアル（社会福祉法人あいわ会 特別養護老人ホーム宝塚あいわ会）

図表 2.3 レイアウト例（宝塚あいわ苑）



部屋割図　　居室スペース設営図



段ボールベッド・パーティションの設営



受入れ対象者の配置場所の検討

☑ 支援体制の構築

○ 市町等の福祉避難所担当職員と調整のうえ、**役割分担**を行い、運営体制を構築施設様式２する。

○ 市町職員等の常駐が困難な場合、市町と福祉避難所の運営を**受託**することについて協議する。

○ 市町福祉避難所担当職員、施設職員、保健師、避難者（家族）の代表者やボランティア等で**福祉避難所運営委員会を設置**するなど、連携した支援体制を構築する。

○ 福祉避難所運営委員会でのミーティング（原則1日1回）を行うほか、**SNSやインターネットの情報共有ツール（LINE・グーグルドライブ等）**を利用し、情報共有を図る。

📖 東日本大震災-宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証-（宮城県）

教訓・事例　福祉避難所の運営体制（東日本大震災）

仙台市の通所施設では、夜勤の経験がない職員が多かったが、当初から対応が長期化することを想定し、24時間体制のシフト表や職員間の引継様式を作成するなどして対応した。

📖平成28年避難所における被災者支援に関する事例報告書（内閣府）

教訓・事例　避難所運営における情報共有（熊本地震）

情報共有ミーティングは行われていたものの機能していなかったという声も多く寄せられているほか、職員自体も短い期間で交代するので、引継ぎのための時間等に多くの時間を取られたという意見もある。そこで、派遣職員間や支援団体間の連絡手段にLINEなどのSNSを活用したり、情報の共有化でグーグルドライブなどのインターネット上の共有フォルダーを活用する例も見られたほか、前日の活動内容は事前に提出しておくことで、ミーティング時間の短縮に努めたというケースもあった。

☑ 要援護者の受入れ

○ **個別支援計画（マイプラン）**で福祉避難所へ直接避難する者のほか、**市町から連絡のあった対象者**を原則受け入れる。
○ 市町と協力して、対象者を福祉避難所へ移送する。
○ 受入れ後の円滑な支援のため、対象者の一般避難所でのトリアージ結果（身体の状況や生活に必要な支援等）市町様式５の提供を依頼する。



避難者の受入れ①



避難者の受入れ②

教訓・事例　避難所運営における情報共有（熊本地震）

熊本地震で福祉避難所として開設された社会福祉法人リデルライトホーム（熊本市）は、高齢者の介護サービスを提供する法人であるところ、熊本地震では高齢者のほか、専門外の障害者や母子を受け入れたため、その対応に苦慮した。

☑ 避難者名簿の作成

○ 市町様式４及び市町様式５をもとに**避難者名簿**施設様式３を作成する。
○ 避難者名簿は、誰もが閲覧できることがないよう、適切に管理する。
○ 避難者が福祉避難所を退去するときは、退所後の生活支援につなげるため、退去先の確認・把握に努める。



受付での避難者名簿の作成



居室スペースでの避難者名簿の作成

☑ 支援ニーズの聴き取り

○　一般避難所でのトリアージ結果を踏まえ、要援護者及びその家族に**要援護者の状態やそれに応じた支援ニーズ**を聴き取る。

○　要援護者の中には自身の情報や必要な支援をうまく伝えることが困難な者がいるため、**ヘルプマーク・ヘルプカード**等も活用し、支援ニーズを確認する。

○　聴き取った支援ニーズを市町に連絡する。

○　要援護者の状態やそれに応じた支援ニーズは刻々と変化するため、相談窓口を設置するなどにより、継続的に把握する。



支援ニーズの聴き取り①



支援ニーズの聴き取り②

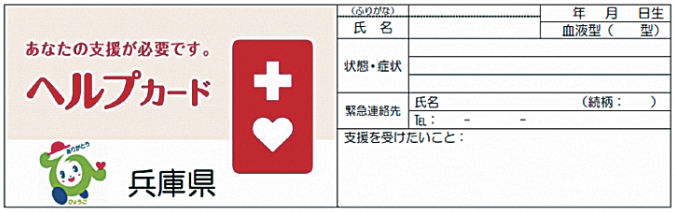
＞ ヘルプマーク・ヘルプカード

ユニバーサル社会づくりの取り組みの一環として、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方や妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方を対象に、兵庫県では、平成30年1月より、ヘルプマーク・ヘルプカードの交付の受付を開始している。

平時から、要援護者や支援者等に同マーク・同カードの周知や取得の推奨を図っている。



ヘルプマーク



ヘルプカード

フェーズ 3

運営確立期（24時間～3日）



☑ 食料・物資等の要請

○　備蓄状況を確認し、当面（3日分程度）必要と考えられる物資や資機材（以下「物資等」という。）の**品目や数量を確認**する。

○　必要数量を**市町に要請** 施設様式4 する。

☑ 食料・物資等の管理

○　物資等の**受払簿** 施設様式5 を作成する。

○　物資等の受入れ状況及び在庫状況を確認し、必要に応じて、市町に要請する。



物資の管理①



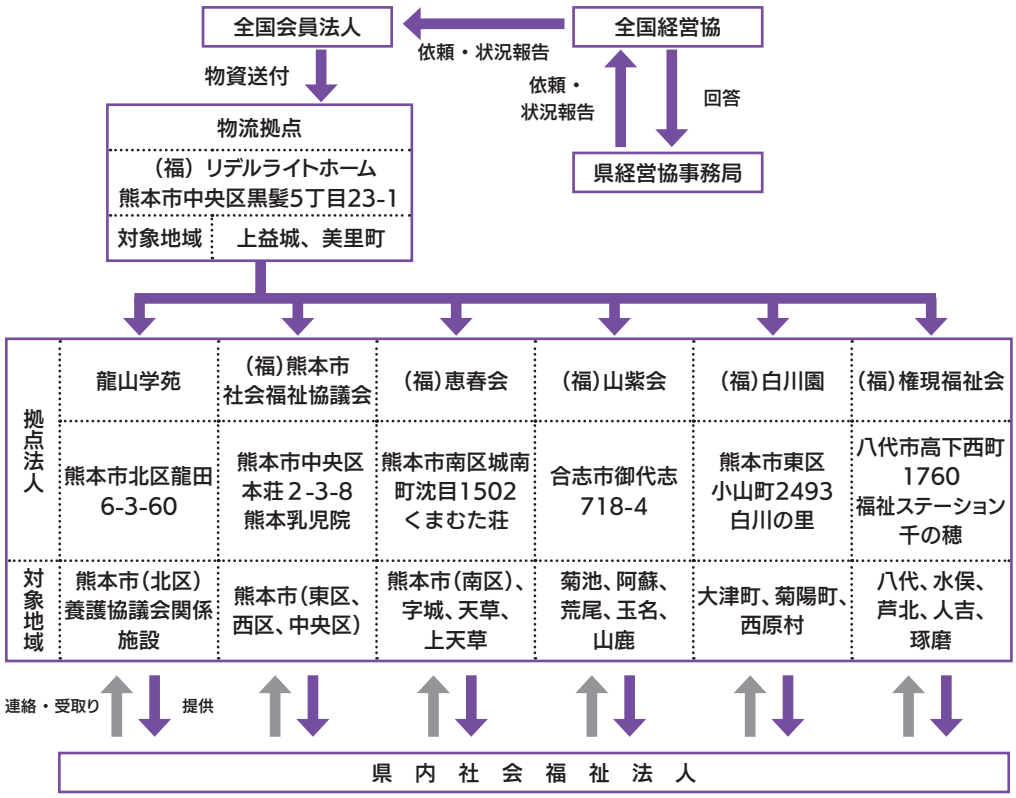
物資の管理②

📖社会福祉法人リデルライトホーム HP「社会福祉法人リデルライトホーム熊本地震経過記録」参照

教訓・事例 全国経営協を通じた全国の社会福祉法人からの物資確保

熊本地震では、本震から2日後の4月18日には、全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）を通じて全国の法人から集まる支援物資の拠点を社会福祉法人リデルライトホームにすることを決定し、また、対象地域ごとに定めた拠点法人に必要な物資（入所者及び避難者分）をとりまとめ、リデルライトホームに取りに来る仕組みを構築した（下図参照）。

同法人への聴き取りでは、物資の荷受け、集積及び管理は同法人の職員で行われ、施設入所者への介護サービスの提供や福祉避難所の運営に加え、物資集積拠点の役割を担ったことから相当苦慮したとのことであった。



災害支援物資供給ルート（熊本県社会福祉法人経営者協議会）

📖避難所等におけるトイレ対策の手引き（兵庫県）

☑ トイレの対応

○　設置場所等の諸条件や要援護者の特性・ニーズに応じた災害用トイレ（様式）、おむつ等の確保を市町に要請する。

○　トイレを我慢しないように呼びかけるとともに、保健師等が問診により便の回数を確認する。

○　近隣の井戸や耐震性貯水槽などを確認し、断水時の生活用水を確保する。

○　避難者の状況に応じて、人工肛門装着者等の汚物流し台や乳幼児等のオムツ交換台などのスペースを確保する。



電動簡易トイレ（ラップポン）の設置



生活用水の確保（避難所の井戸）

図表 2.4 既設トイレの使用可否の判断

下水道 / 上水道	水が流れる場合	水が流れない場合
水が出る場合	□ 通常どおり使用する。	□ **既設トイレは使用しない。** □ 災害用トイレを設置
水が出ない場合① **〔用水を確保できる〕** ※井戸、プール、河川等の水源を利用するケース等	□ 排泄後、バケツ等で流す。 □ 排水管が詰まりやすいので、使用済みトイレットペーパーは、ビニール袋や段ボール箱等に分別して行政の処理方法が決定するまで保管する。	
水が出ない場合② **〔用水を確保できない〕**	□ **既設トイレは使用しない。** □ 災害用トイレを設置	

☑ 廃棄物（生活ごみ等）処理

○　発生するごみの処理については、**ごみ集積場所を指定**し、避難者や介添えの家族等への周知を徹底する。

○　ごみの収集スケジュールを市町に確認し、収集日に忘れずに処理する。



☑ 食中毒・感染症対策

○　感染症を防止するため、避難者及びその家族や支援者等にマスクの着用、食事前や外出から帰ってきた際の**手洗い・うがいの徹底**を周知する。

○　食中毒の未然防止を図るため、食器はできるだけ使い捨てのものを利用する。

○　定期的に保健師等による衛生指導を受け、指摘された内容の改善に努める。

○　ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症が発生した場合、別室を設けるなど感染者との接触を制限し、感染の拡大防止を図る。あわせて、当該要援護者及びその家族に対し、直ちに病院での受診を促す。



フェーズ 4

運営安定期（3日～3週間）



☑ 人的支援の要請

○　福祉避難所の運営に必要な人材の確保を市町に**要請** 施設様式６ する。
○　平時から施設の運営に協力してもらっているボランティアや支援団体に要請する。

☑ 人材の配置

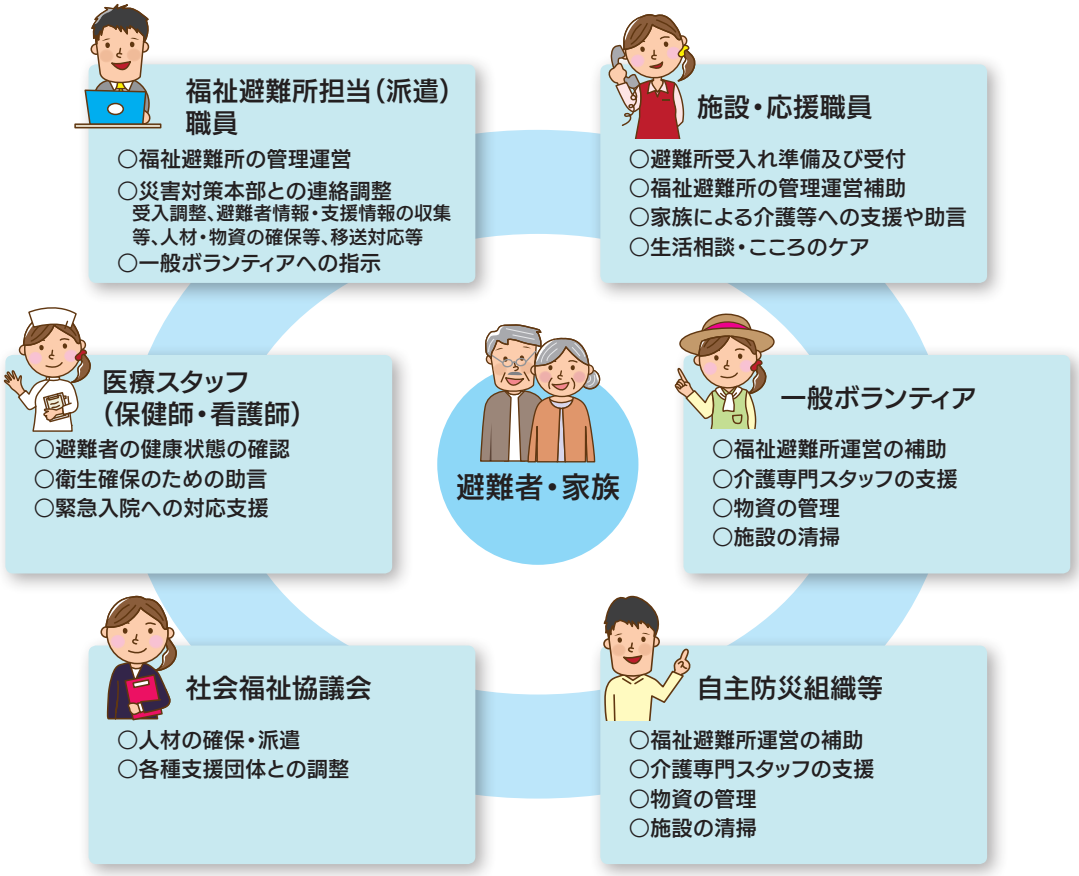
○　災害救助法に基づき、概ね10人の要援護者に対し１人の**生活相談員**（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う者）等を配置する。
○　災害ボランティアセンターを通じて、福祉避難所の運営支援のための**一般ボランティア**の派遣を依頼する。

［福祉避難所の運営には、物資管理や清掃等、一般ボランティアが担うことができる支援もある。］

○　専門職や一般ボランティアの住所、所属団体、宿泊先、携帯品、保険の加入状況等を確認する。
○　福祉避難所担当（派遣）職員、施設職員、専門ボランティア、一般ボランティア、自主防災組織等の**役割分担・運営体制** 施設様式２ を決める。

○　支援に来たボランティア等は入れ替わるため、ボランティアや自主防災組織等の支援者に**オリエンテーション**を行い、当該施設における福祉避難所の運営方法やシフト体制等について伝達する。

図表 2.5 役割分担例



📖東日本大震災 - 宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証 -（宮城県）

教訓・事例　生活相談員の確保（東日本大震災）

仙台市では、介護支援者等の確保と配置は同市で行うこととしていたが、市職員の配置はほとんど実施できず、応援職員を受入れる施設側との調整が難航し、派遣に至らない事例もあった。開設した施設の多くは、個別につながりのある施設から職員の派遣を受けるなどして対応した。

📖DRI 調査研究レポート【vol.38】平成27年 -28 年度特定研究プロジェクト 個別性に配慮した福祉避難所のあり方に関する研究会報告書（阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター）

教訓・事例　コーディネーターの配置（東日本大震災）

福祉避難所の運営には医療を中心とした他職種連携が必要であるため、福祉避難所を運営するコーディネーターが必要である。東日本大震災時の石巻市では、保健師が担当した。

☑ 避難者の健康管理

○　巡回する保健師の問診等により、個々の避難者の健康状態を適宜確認・記録するとともに、保健師の問診等の結果を踏まえ、今後の健康管理の方法や緊急入所・緊急入院の要否を市町と相談する。

○　高齢者は脱水症状に陥りやすいため、温度管理や水分補給を行うなど熱中症対策を行う（脱水は、尿路の感染症や心筋梗塞、エコノミークラス症候群などの原因になる。）。

○　保健所の管理栄養士等の指導を受け、栄養バランスのとれた食事の提供を行う。また、食中毒を予防するため、食品の衛生管理や十分な加熱処理を行う。

○　避難者の治療や入院の必要性が生じた場合、医療機関に搬送する。



避難者の健康確認



管理栄養士による食事指導

☑ 相談窓口の設置

○　要援護者が避難生活や自立に向けた相談を行いやすい環境を整えるため、要援護者やその家族の相談に対応する**相談窓口**を設置し、生活相談員、保健師やDPAT（災害派遣精神医療チーム）等による総合的な福祉及び健康相談等を行う。

○　相談窓口には、専門窓口の連絡先、市町や支援団体が実施する支援情報が掲載されたチラシ等を配備する。

○　相談内容は記録し 施設様式７ 、施設のスタッフ、市町や保健師等と共有する。また、必要に応じて、病院・支援団体等と連携して対応する。



☑ 移送

○　避難者の身体状況等の悪化により、福祉避難所での生活が困難と認められる場合、市町に報告する。

○　対象者の家族、ボランティア、消防団や自主防災組織等の協力を得て病院や専門施設へ移送する。

☑ 生活支援情報の提供

○　市町から提供される情報のほか、社会福祉協議会や支援団体等からの情報を集約し、避難者に提供する。

○　**情報の種類ごとに整理**し、施設内の掲示板等への掲示、各避難者への配布等により提供する。

○　情報が確実に伝わるよう、避難者数や避難者の状況に応じて、**手話通訳者**や**コミュニケーションボード**の活用等により、個別に情報提供を行う。

【必要と考えられる情報】
被害情報、気象情報、安否情報、生活物資の情報、医療機関の診察受付状況、ライフラインの復旧情報、交通機関の運行・復旧情報、生活再建情報（罹災証明書の発行、義援金、被災者生活再建支援金、応急仮設住宅の申込みなど）



掲示板による生活支援情報の提供



コミュニケーションボード（洲本市）

アプリの活用
コミュニケーション支援のほか、安否確認、緊急情報のお知らせなど、各種アプリを紹介している団体がある。
📖①東京都障害者IT地域支援センター、②かながわ障害者支援ネットワークの各HP参照。

> スマホ等のアプリの活用（要援護者・支援者のコミュニケーションツール）

高齢者、障害者、外国人等の要援護者と、文字（筆談）、音読、翻訳などにより、コミュニケーションを支援するスマートフォンやタブレットなどモバイル機器向けのアプリが多数存在する（無料のものも多い）。こうしたアプリを活用することも検討する。

【コミュニケーションアプリの例】

アプリの名称	対応 OS	販売元（メーカー）	価格	概要（メーカー URL）
携帯筆談器 	Android	ROOKING, Inc.	無料	○聴覚障害者の方や病院、施設で働く人等の為のスマホ型携帯筆談器。普段持ち歩く携帯電話がそのまま筆談器になる。 ○サッと立ち上げてパッと筆談が可能。画面に書くので繰り返し何度でも「書いたり」「消したり」が可能 （http://www.rooking.co.jp/）
UD 手書き Pro 	iOS	Shamrock Records, Inc.	無料	○「手書き＋音声認識＋翻訳」を組み合わせたハイブリッドコミュニケーションアプリ。 ○紙とペンだけでは出来ない、アプリならではの機能でコミュニケーションすることが可能。 （http://udwriter.jp/）
電話お願い手帳 	Android, iOS	東日本電信電話株式会社	無料	○耳や言葉の不自由な方が、外出先等で用件や連絡先などを書いて、近くの人に協力をお願いする場合のコミュニケーションツール。 ○アプリをインストールしておけば、災害時などインターネットに接続出来ない場合でも利用可能（地図表示の一部はネット接続要）。 （https://www.ntt-west.co.jp/kouken/torikumi/denwaonegai_web/）
おもてなしガイド 	iOS	ヤマハ（株）	無料	○日本語音声アナウンスを、文字や外国語の文字（テキスト）で提供するアプリ。 ○日本語音声アナウンスをこのアプリに聞かせると、耳が聞こえにくい方には、音声の情報をテキストにて表示。日本語がわからない外国人の方には、外国語でのテキスト表示を行う。 （http://omotenashiguide.jp/）
Petralex 補聴器 	iOS	IT4YOU CORP	無料	○ペトラレックスは、iPhone や iPad を基本機器にした補聴装置。 ○使用者の聴覚特性に合わせて自動調節し、従来の電話装着器により使用可能。 （http://it4you.pro/）
あいとーく 	iOS	愛知工業大学メディア情報鳥居研究室	無料	○言語による会話や筆談の困難な方のためのiPad•iPad mini 用 の瞬きによるコミュニケーションアプリ。 ○ 50 音表から瞬きによって、文字をスムーズに選択し、発音させることが可能。 （http://xn--l8je7a1go7a.com/）

☑ 問い合せ・取材等への対応

○　作成した避難者名簿等に基づき、個人情報に留意のうえ、安否確認等への問い合わせに対応する。

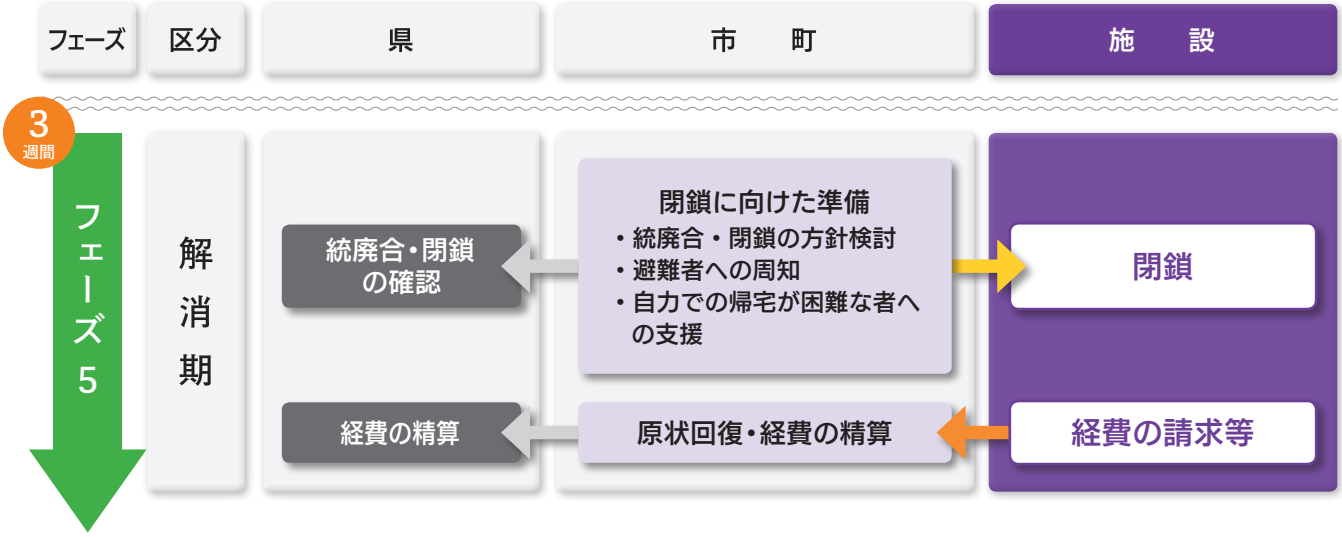
○　マスコミ関係者等が福祉避難所の居住空間に立ち入る際は、施設管理者の了解を得たうえで行うものとする。

○　避難者に対する取材や写真撮影は、避難者及びその家族が同意した場合のみ応じるものとする。

○　避難が長期化している場合、避難者へのストレスを考慮し、避難者への取材や撮影を許可する時間や場所を定める。



フェーズ
5 解消期（3週間～）



☑ 閉鎖

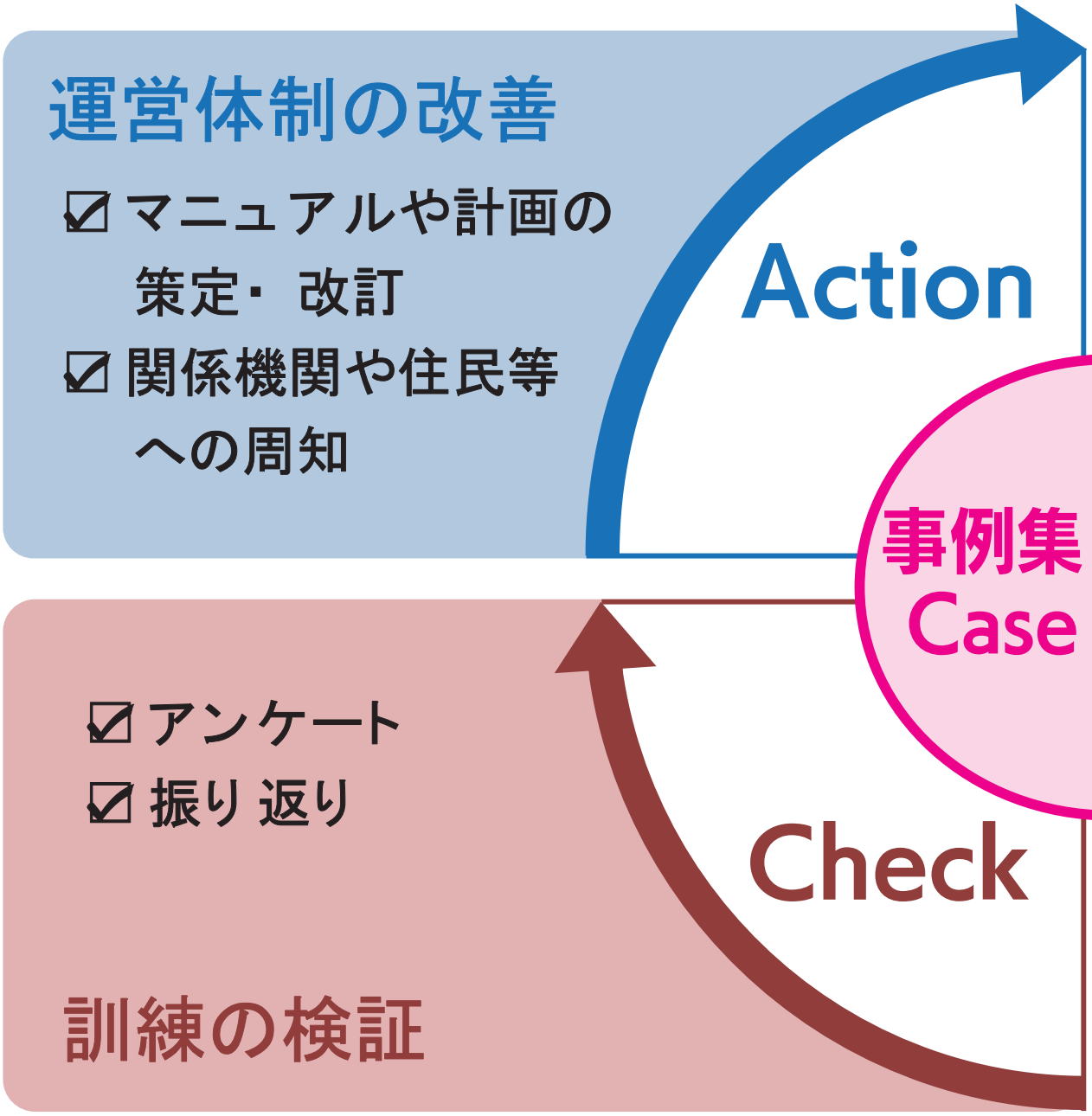
- ○　市町からの福祉避難所の閉鎖の連絡を受け、福祉避難所を閉鎖する。
- ○　閉鎖時期については、市町と連携してあらかじめ避難者に周知する。
- ○　他の福祉避難所と統合する場合などで避難者個々への対応が必要となる場合は、市町と協議し、対応策を検討する。

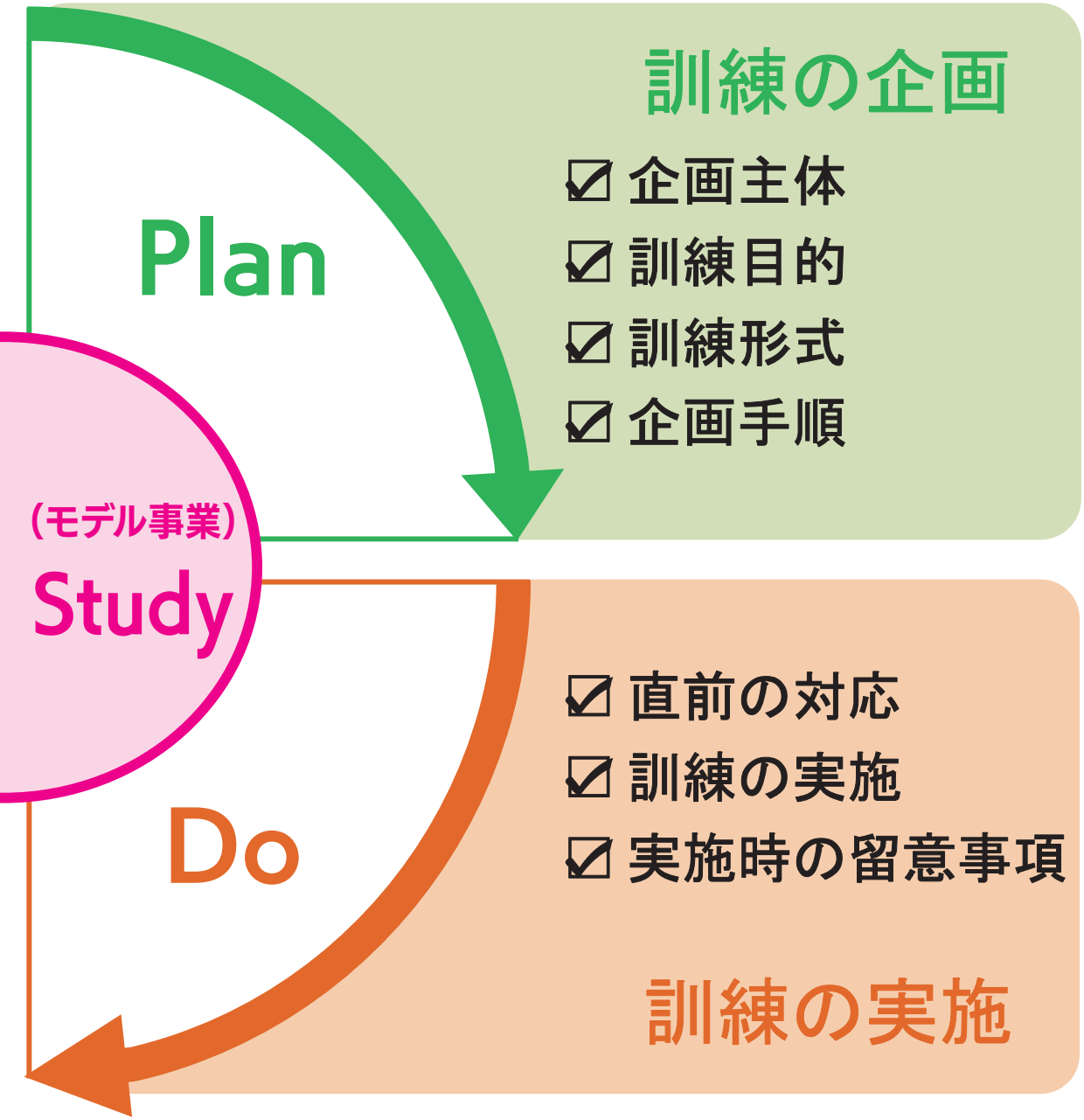
☑ 経費の請求等

- ○　福祉避難所の運営に要した経費を市町に報告 施設様式８ する。
- ○　市町が精査し、了承が得られた後、請求書 施設様式９ を提出する。

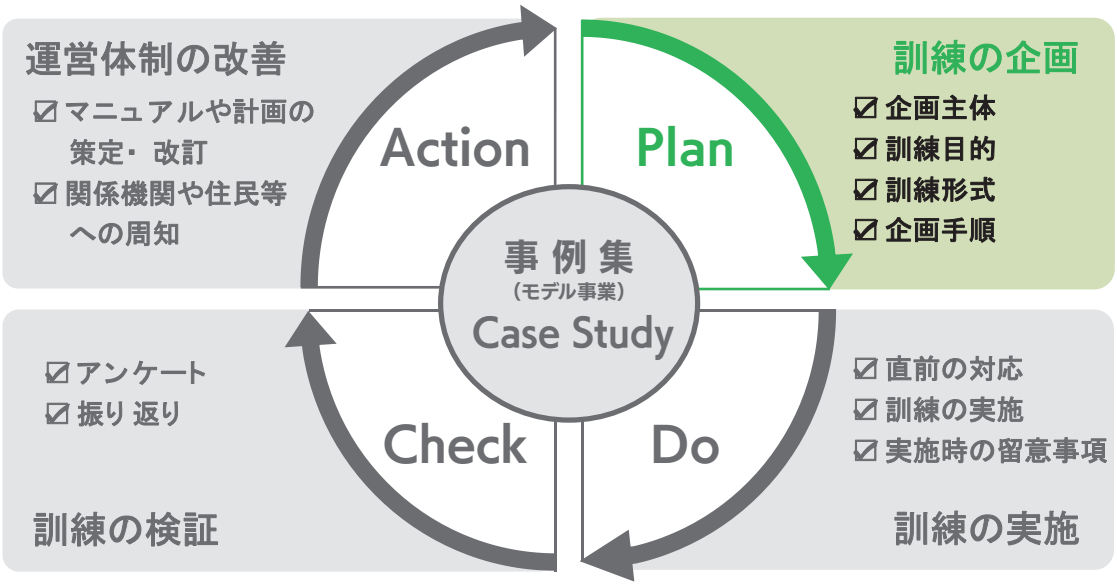
Ⅲ編　訓練

福祉避難所運営訓練の手順（PDCAサイクル）




Plan
訓練の企画
☑ 企画主体
☑ 訓練目的
☑ 訓練形式
☑ 企画手順
（モデル事業）
Study
Do
☑ 直前の対応
☑ 訓練の実施
☑ 実施時の留意事項
訓練の実施

Plan 訓練の企画



☑ 企画主体

○ **実効性**を高めるため、**市町の福祉部局と防災部局が企画主体**となって、福祉避難所の施設職員、要援護者とその家族のほか、関係団体、自主防災組織、地域住民や県など、**多様な主体**の参加を図る。

☑ 訓練目的

○ 迅速かつ円滑に福祉避難所を開設・運営するためには、**マニュアル作成**とそれに基づく**継続的な訓練**が欠かせない。訓練を実施することで、以下のような効果がある。

- 訓練の企画、実施、検証の過程を通じて、結果として**マニュアルの作成**につながる。
- 地域住民に福祉避難所の役割を理解してもらうことになり、運営に関わってもらうことにつながる。
- 行政、施設、自主防災組織等の地域住民や関係機関・団体の**役割分担の明確化**や「顔の見える関係づくり」による**連携が強固**となる。
- 個々の職員、要援護者とその家族の**対応能力の向上**を図る。

☑ 訓練形式

○ 一般避難所の訓練同様、実際の対応を行う**実動訓練**のほか、ワークショップやグループディスカッションなどによる**机上訓練**がある。

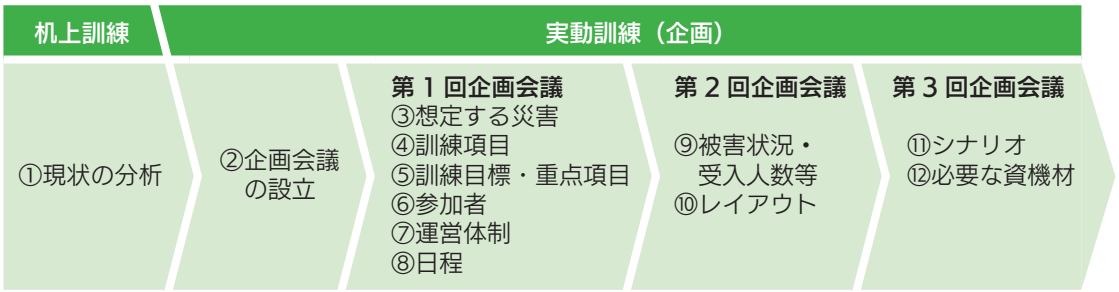
○ **机上訓練と実動訓練を組み合わせた**訓練を実施することが効果的である。

○　実践的な訓練を企画することは、応急時の対応能力を向上させるだけでなく、**予防対策への動機付けと具体的な備え**となる。

☑ 企画手順

行政と施設で災害リスクや運営体制などを**現状分析**したうえで、**企画会議**を開催し、訓練を**企画** 訓練様式 1 する。企画会議は、参加者や訓練の規模等に応じて、**複数回**行う。

図表 3.2 企画手順の例



①現状の分析

施設と行政職員で、地域における要援護者の現状や施設の運営体制を相互に確認 訓練様式 2 する。

②企画会議の設立

多様な主体で構成する企画会議を設立する。

図表 3.3 構成員の例

行政	市町の関係課職員（防災部局、福祉部局、その他部局）
	県民局・県民センター（防災担当、健康福祉事務所等）
福祉事業者・団体	施設職員
	市町社会福祉協議会職員
	支援団体職員・当事者団体職員
	他の施設
地域住民	自主防災組織・民生委員
	消防団
医療関係者	医師・看護師ほか
物資関係事業者（協定締結事業者）	食品製造事業者、輸送事業者ほか
実務者・有識者（助言・講評）	福祉避難所の運営に精通している有識者

③想定する災害

地震、津波、浸水、火災や土砂災害等の発生、危険物施設での災害の発生有無等、**ハザード**を設定する。

④訓練項目

- 開設から運営に至る一連の実動訓練は、関係機関との調整や人員・資機材の確保等に多くの時間と労力を要するため、各市町の総合防災訓練などの機会を捉えて、**最低でも年１回**は実施する。
- 一連の訓練のほか、**機能別訓練**を関係者のみで実施する。

図表 3.3 機能別訓練の例

	機能別訓練	対応・手順	
		市町	施設
①	**開設要請訓練** ・市町は、被害状況の報告を整理し、開設要請	被害状況の確認 開設要請	被害状況の確認・報告
②	**運営事務訓練** ・福祉避難所担当職員は日報を作成し、市町に報告するとともにミーティングを開催 ・施設からの日報等を整理し、災害時要援護者支援連絡会議資料を作成	福祉避難所担当者の派遣 支援体制の構築	支援体制の構築
③	**トリアージ訓練** ・要援護者のトリアージを実施し、各施設に受入れ対象者を連絡 ・施設はトリアージ結果をもとに要援護者を受入れ、市町に報告 ・施設は、要援護者から支援ニーズを聴き取り、市町へ報告	要援護者の把握 トリアージ 移送 避難状況の確認・報告 支援ニーズの把握	要援護者の受入れ 避難者名簿の作成 支援ニーズの聴き取り
④	**物資等調達訓練** ・施設は物資の管理状況を市町へ報告 ・市町は備蓄物資の配送を事業者等へ依頼 ・市町は物資の状況を確認し調達	食料・物資の確保 施設・設備の補修や資機材の確保	食料・物資等の要請 食料・物資等の管理
⑤	**トイレ設置・管理訓練** ・トイレの使用可否の確認 ・組立トイレの設営 ・衛生状態を確保するための対策の確認	トイレ対策	トイレの対応
⑥	**人材確保調整訓練** ・市町は、福祉避難所を運営する人材を確保するため、関係機関と調整 ・応援職員を含めた役割分担の決定	人材の確保	人的支援の要請 人材の配置
⑦	**トリアージ訓練（緊急入所・緊急入院の判断）** ・避難者の健康管理 ・緊急入所・入院先の確保 ・移送手段の確保	健康の確保 こころのケア 緊急入所・緊急入院	避難者の健康管理 相談窓口の設置

※その他①～⑦のいくつかを組み合わせた訓練

姫路市の訓練
姫路市での訓練に参加した障害者の方から、「身体や視覚など様々な障害の人がいて、さらにそこに手話通訳がいるのは安心できる。我々に感心をもってもらえたのは良かった。」との意見があった。

⑤訓練目標・評価項目

訓練目標や評価項目を設定 訓練様式３ する。

⑥参加者

- ○ 訓練項目に応じて、できるだけ**多様な機関・団体**の参加を検討する。
- ○ 個別支援計画で当該施設に避難することとなっている要援護者及びその家族に参加してもらうよう当事者団体等に働きかける。
- ○ 必要に応じて、訓練の評価者を設ける（訓練当日の最終に講評してもらう）。

⑦運営体制の検討

福祉避難所の**運営体制**を検討する。すでに施設のマニュアル等で運営体制が決まっている場合は、それも考慮して行う。

図表 3.4 運営体制の例

市町・応援自治体	市町職員 応援自治体職員	福祉避難所担当	・福祉避難所の運営総括 ・応援職員の受入れ及び労務管理
施設	施設職員	総務担当	・福祉避難所担当との連絡・連携 ・各担当の総括 ・避難者名簿の管理 ・生活支援情報の整理・提供
施設	施設職員 応援職員 ボランティア 地域住民	施設管理担当	・レイアウトの作成 ・避難者の受入れ ・施設の整備（手すり等の設置・修繕）
社協・支援団体等		物資担当	・物資の管理及び確保 ・物資の提供
		応援職員担当	・ボランティアの活動調整
地域住民		健康・衛生担当	・避難者等の健康管理 ・食中毒や感染症対策 ・保健師等との連携 ・トイレ等の清掃や食事の用意

⑧日程

参加者と**日程**を調整する。

⑨被害状況・受入れ人数等

ライフライン、道路、店舗や医療機関等、地域の**被害状況**を設定する。また、福祉避難所の**受入れ人数や受入れ対象者の心身の状況**を設定する。

⑩レイアウトの作成

受入れ人数や受入対象者の心身の状況等を踏まえ、**受入れスペースのレイアウト**を作成する。

⑪シナリオの作成

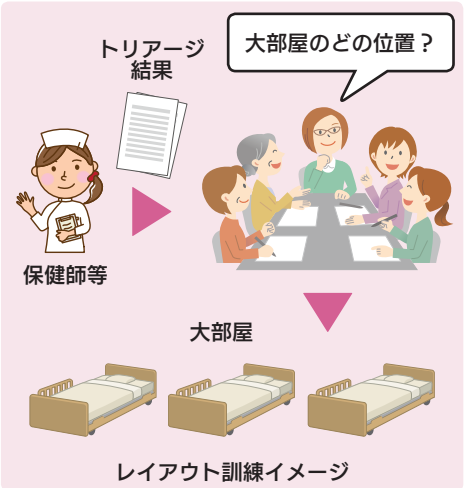
- ○ タイムスケジュールや訓練項目ごとの役割分担を定めた**シナリオ**を作成する。
- ○ 訓練の習熟度に応じて、情報の一部をブラインドにする、あるいはダミー情報を含ませるなど、判断力を向上させるようなシナリオを検討する。

第５章 事例集（モデル事業）（P74）

例）ブラインドやダミー情報を組み入れた訓練（レイアウトの作成）

大部屋における段ボールベッドの配置場所はあらかじめ設定しておくが、どの要援護者を大部屋のどの場所に配置するかは設定せず（ブラインド）、訓練実施中に施設管理担当がトリアージの結果から判断する。

また、ADL（日常生活動作）や家族の状況から「緊急入所」が適当であるものの、トリアージの所見では、「福祉避難所」での受入れとなっている要援護者（ダミー情報）を含ませる。



レイアウト訓練イメージ

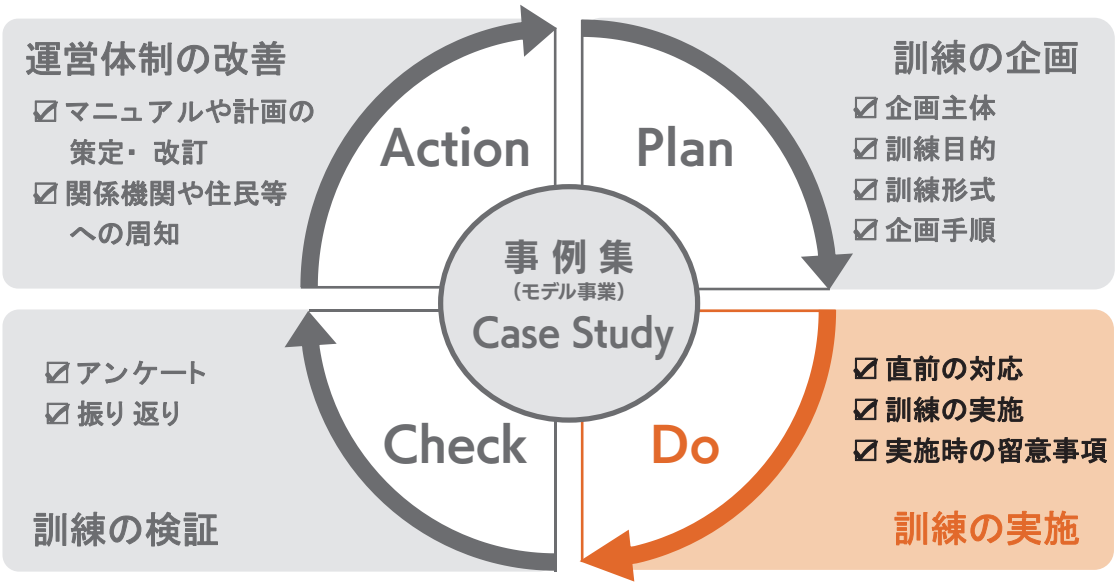
⑫必要な資機材の準備

参加者と協力して、必要な資機材 訓練様式３ を準備する。



memo

Do 訓練の実施



☑ 直前の対応

○ 運営訓練実施前に、参加者への説明・リハーサル、地域住民への説明、講評者への説明、他の施設やマスコミへの広報、資機材の最終確認等を行う。

＜参加者への説明・リハーサル＞

・ 企画会議メンバー以外の参加者へ**訓練目的の理解、役割分担の認識**を図るための説明会を行う。

・ 必要に応じて、**リハーサル**を実施する。

・ 説明会で説明する内容やリハーサルで実施する内容は、情報のブラインド範囲に応じて決定する。

・ 介護認定者や障害者等の要援護者本人が訓練に参加する場合は、本人や家族に**シナリオや不慮への対応**について、きちんと説明する。

＜地域住民への説明＞

・ **福祉避難所の役割や対象者の周知、訓練への理解**と発災時の**福祉避難所の運営への協力**を得られるよう、施設周辺の地域住民への説明や回覧板による周知を行う。

➡ ☑福祉避難所の役割（P 2）、☑福祉避難所への避難フロー及び受入れ対象者、☑福祉避難所の周知（P 5）

＜講評者への説明＞

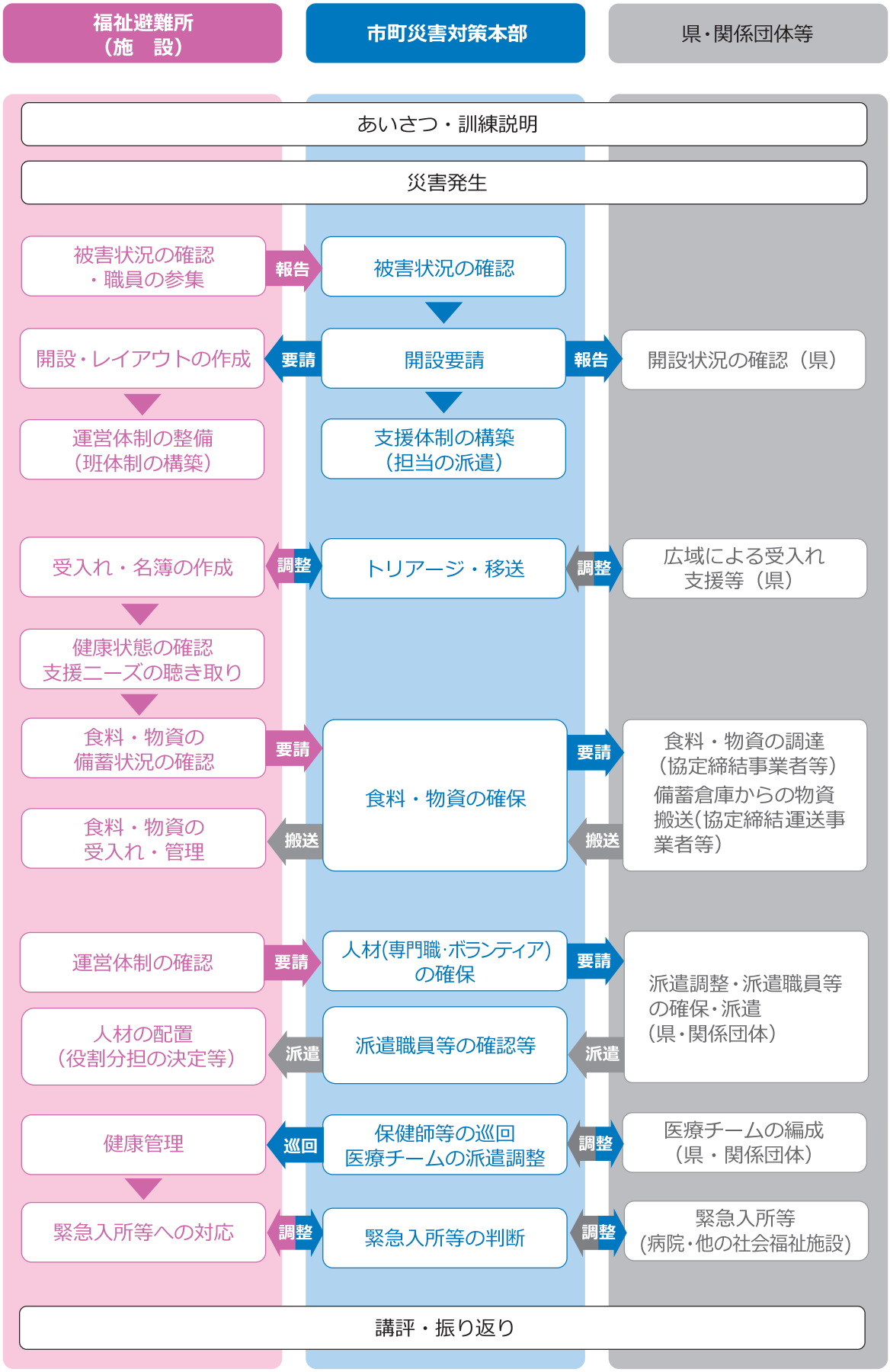
・ 講評者が訓練の企画に参加していない場合は、**訓練目標や評価項目**、シナリオ等について丁寧に説明する。

＜マスコミへの広報や他施設への見学依頼＞

・ マスコミや他の施設に訓練実施を広報し、取材や見学に来てもらうよう努める（他施設への**訓練実施への動機付け**や**一層充実した訓練への参考**となる）。

memo

☑ 訓練の進行例


福祉避難所（施　設）
市町災害対策本部
県・関係団体等
あいさつ・訓練説明
災害発生
被害状況の確認・職員の参集
報告
被害状況の確認
開設・レイアウトの作成
要請
開設要請
報告
開設状況の確認（県）
運営体制の整備（班体制の構築）
支援体制の構築（担当の派遣）
受入れ・名簿の作成
調整
トリアージ・移送
調整
広域による受入れ支援等（県）
健康状態の確認支援ニーズの聴き取り
食料・物資の備蓄状況の確認
要請
食料・物資の確保
要請
食料・物資の調達（協定締結事業者等）
備蓄倉庫からの物資搬送（協定締結運送事業者等）
食料・物資の受入れ・管理
搬送
搬送
運営体制の確認
要請
人材(専門職･ボランティア)の確保
要請
派遣調整・派遣職員等の確保・派遣（県・関係団体）
人材の配置（役割分担の決定等）
派遣
派遣職員等の確認等
派遣
健康管理
巡回
保健師等の巡回医療チームの派遣調整
調整
医療チームの編成（県・関係団体）
緊急入所等への対応
調整
緊急入所等の判断
調整
緊急入所等（病院・他の社会福祉施設）
講評・振り返り

☑ 実施時の留意事項

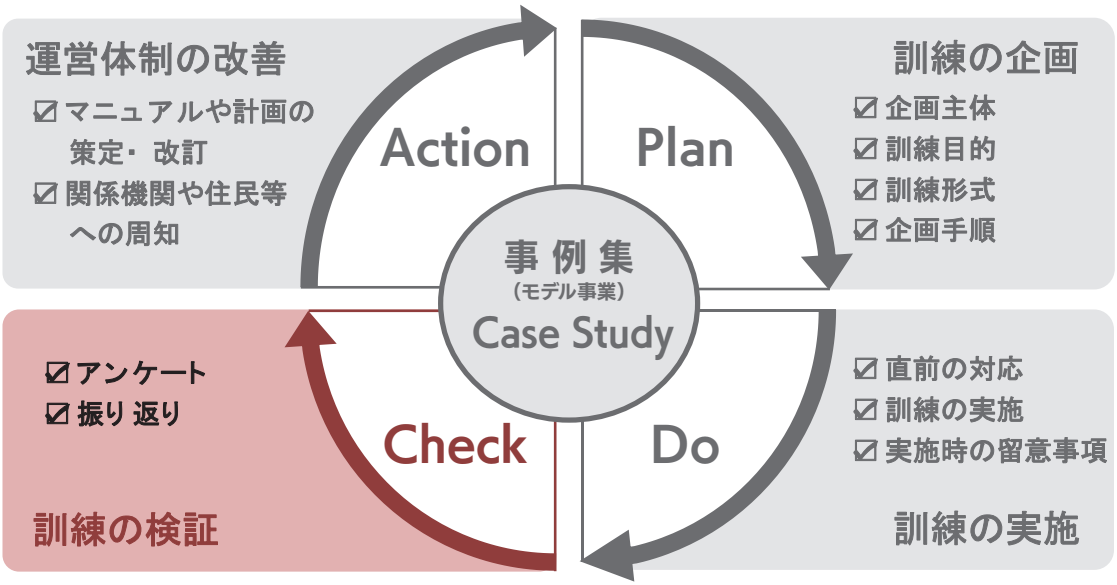
○ **視覚的に情報共有**できるようにすると効果的である。

・　大型の地図に、透明ビニールフィルムやホワイトボードシートを被せ、施設周辺の被害状況や店舗・医療機関の営業状況等をマーカーでの書き込みや付箋を貼付する。

・　班ごとの対処すべき事案の進展状況や関係機関の活動状況をホワイトボード等に時系列で記載する。

○ **参加する高齢者や障害者等に体調不良**が生じたら、迅速に適切な対処を行う。

Check 訓練の検証



☑ アンケート

訓練実施後すぐに、企画会議の構成員や訓練参加者に**アンケート**を行う。

＜アンケート項目の例＞
① 訓練の企画手続きは適当であったか。
② 企画会議の構成員の範囲や検討内容は適当であったか。
③ 福祉避難所の開設・運営の手順や方法、関係機関との連携などについて、良かった点、課題や改善点はあるか。
④ タイムスケジュールどおり行動できたか。
⑤ 現状の分析や訓練を踏まえ、今後取り組まなければならないと考える予防対策は何か。また、関係者（市町であれば施設、関係機関や地域住民）の支援・協力が必要と考えられることは何か。
⑥ このたびの訓練のシナリオのほか、起こりうる想定外の事象はどういったものか。

☑ 振り返り（意見交換やワークショップの実施）

○ アンケートを踏まえ、意見交換やワークショップ等を行い、参加者の意見を共有し、**改善策**を図る。

○ ワークショップの実施にあたり、訓練参加者との日程調整、ワークショップで使用する筆記具等の準備、グループ編成、タイムスケジュールの作成やファシリテーターの選定などを行う。

○ ワークショップの開始前に、ワークショップを実施する目的やワークショップの流れを参加者に伝えるとともに、グループごとに役割分担（進行、書記、タイムキーパーや発表者等）を決める。

> KPT（Keep – Problem – Try）法

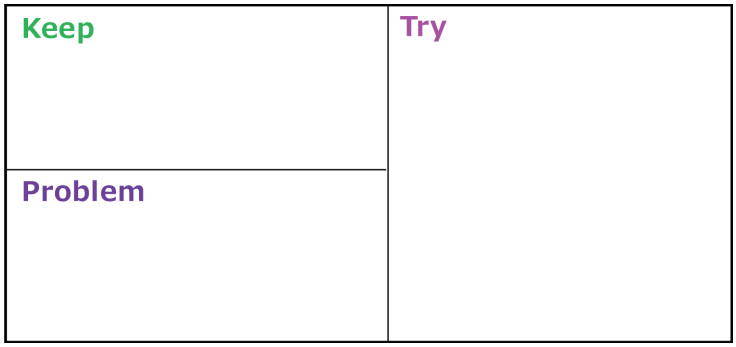
KPT法は、**「Keep」**（継続すること、良かった点）、**「Problem」**（問題点）、**「Try」**（次にすること、改善・解決）を書いた付箋を、模造紙等に貼っていく振り返り手法である。

1 用意する物

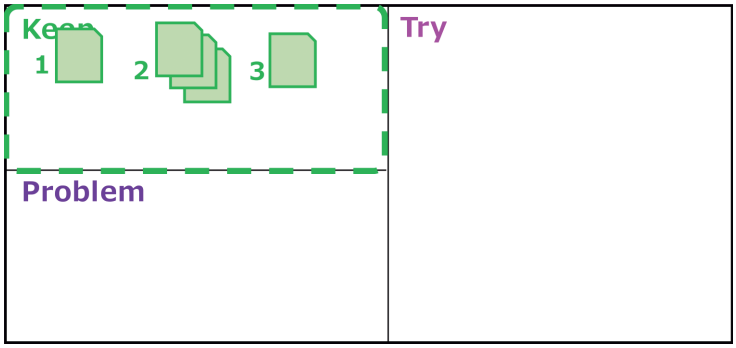
模造紙、大きめの付箋（3種類）、サインペン、名札

2 進め方（時間は2時間程度）

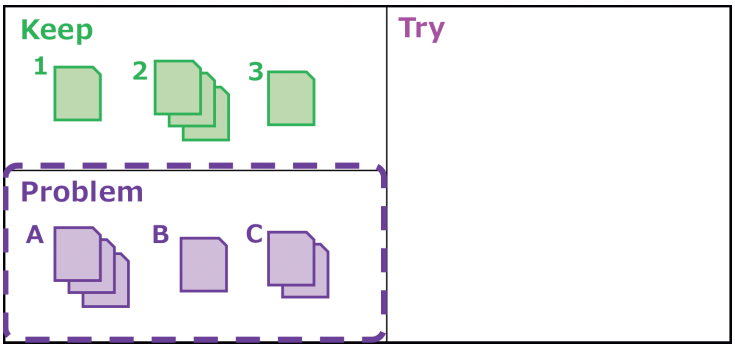
① あらかじめ決められた班に分かれる。1班はできるだけ多くの参加団体・機関で構成するようにする。
② 最初に、訓練の内容を簡単に振り返る。
③ 模造紙を下記のように作成する。



④「Keep」（継続すること、良かった点）を、5分程度、まずは個人単位で考える。
⑤ ④を発表しながら、「Keep」の枠に貼っていく。また、同様のものはまとめておく。
⑥ チームで話し合いながら、⑤で示されたものに加えて、さらに貼っていく。
⑦ それぞれに番号をふる。



⑧「Problem」（問題点）について、「Keep」に準じて、④～⑦を行う。なお、「Keep」と区別するため、番号ではなくアルファベットを振るなどする。



⑨貼られた「Keep」や「Problem」から、「Try」（次にすること、改善・解決）を考える。手順は、「Keep」に準じて④～⑥を行う。

Point!

Keep→Try：改善

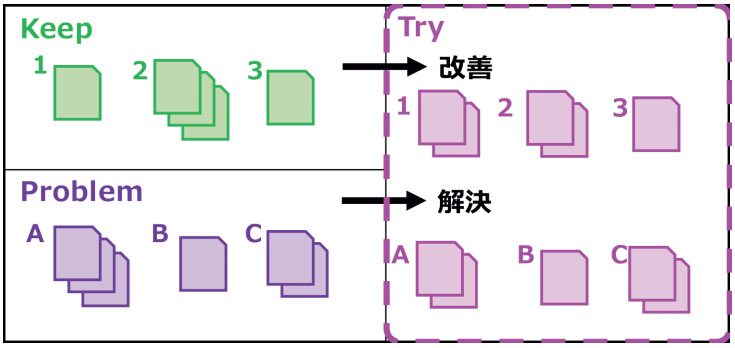
More（よりもっと）とLess（より少なく）の観点から導く。

Problem→Try：解決

Why（なぜ）を繰り返すことで導く。

⑩

貼られた「Try」が、どの「Keep」、どの「Problem」に対応しているか、その番号やアルファベットなどをふる。

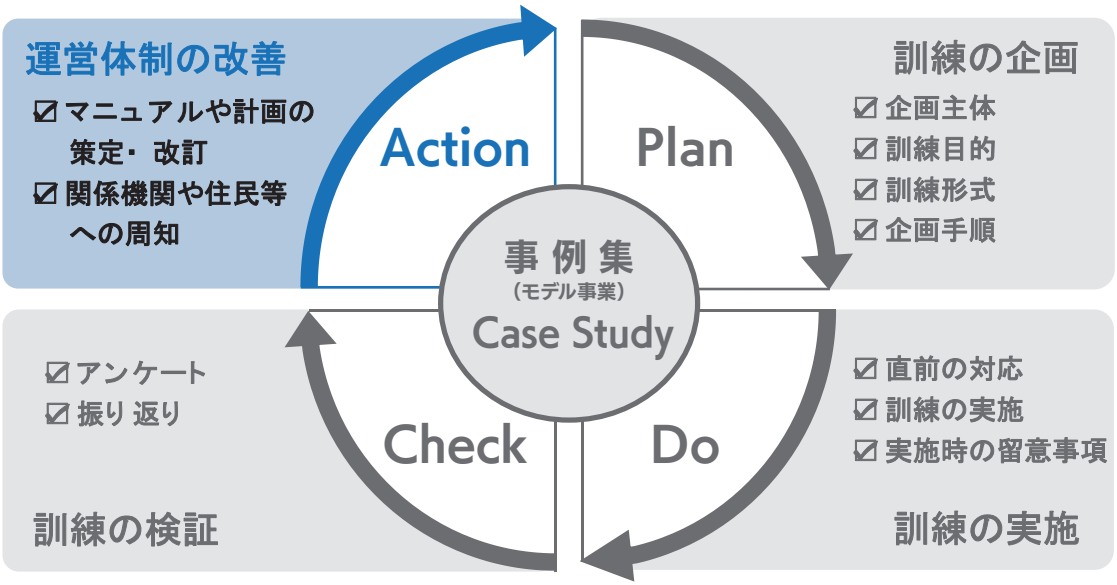


⑪貼られた「Try」の中で、重要度や緊急度が高いと思われるものを、チームで話し合いながら抽出する。

⑫⑪で抽出した「Try」について、“誰が”“何を”“どのように”するかについて考える。その際、1つのTryに対し1つの主体だけが取り組むのではなく、あらゆる主体が支援や協力の観点から具体に何ができるかを考えることが重要である。

memo

Action 運営体制の改善



☑ マニュアルや計画の策定・改訂

○ 訓練の企画（Plan）、実施（Do）及び検証（Check）を通じて、訓練を実施した施設における**福祉避難所の開設・運営マニュアルを策定・改訂**する。

○ 市町は、必要に応じて、**各種のマニュアルや計画を改訂**する。

○ アンケートや振り返りのワークショップ等で意見のあった、今後取り組む必要があると考える**予防対策**や、市町、施設あるいは関係機関において**支援・協力すべきこと**について、それぞれの主体で検討する。

➡ ☑アンケート（P68）、☑振り返り（P68）

福祉避難所運営調整会議による訓練結果の共有（吹田市）

大阪府吹田市では、平成27年度より、福祉避難所となる社会福祉施設と吹田市福祉部局及び防災部局とで意見交換する会議を設け、年2回程度実施している。同会議では、毎年実施する福祉避難所運営訓練の結果や振り返りで意見のあった点や課題について共有している。なお、吹田市では、同会議での意見交換等を重ねたうえで、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を策定している。

📖吹田市HP「災害時要援護者支援事業」参照

☑ 関係機関や住民等への周知

○ 改訂したマニュアルや計画について関係機関に周知する。

○ 訓練の実施結果を広報し、地域住民等に福祉避難所の役割等を**周知**するとともに、福祉避難所の運営等への協力を得られるよう努める。

マニュアルを持ち寄った意見交換会の開催（大分県社会福祉協議会）

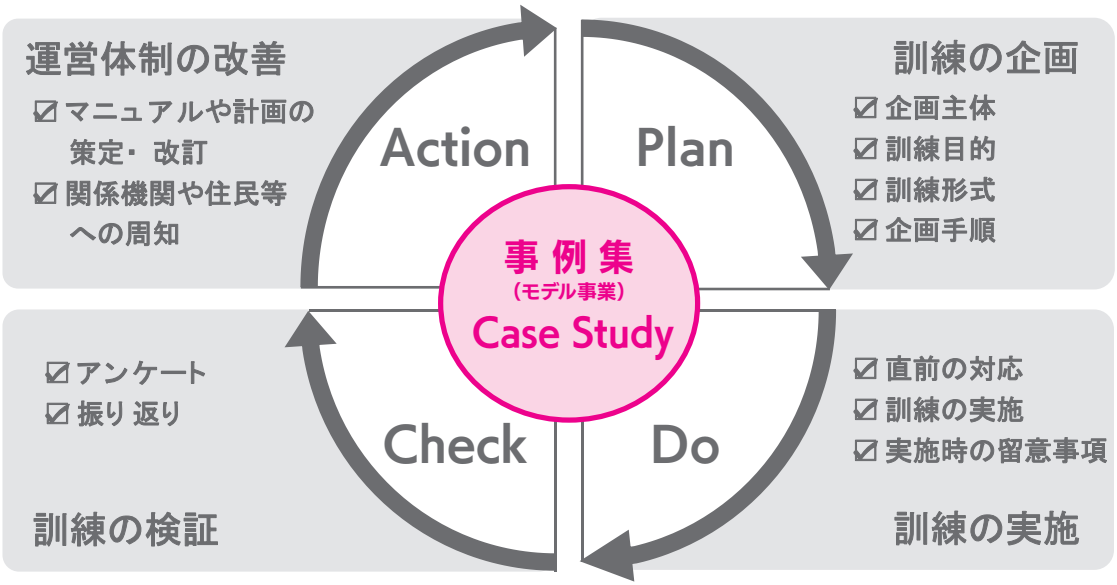
大分県社会福祉協議会は、平成28年12月に、施設の関係者等を対象にした意見交換会を開催した。各施設がそれぞれ策定する福祉避難所運営マニュアルを持ち寄り、意見交換することで、各施設での運営体制や方法の共有・各施設のマニュアルを充実する場となった。

📖大分合同新聞（平成28年12月7日）

memo

Case Study

事例集（モデル事業）



☑ 訓練概要（モデル事業）

○ 各市町における**福祉避難所運営訓練の参考**とすべく、平成29年度にモデル的に実施した**10市町の訓練**をとりまとめた。

○ 当該市町の訓練様子を収録した**映像**（DVD）を巻末に所収。

市　町　名	実　施　日	施　設　名（区　分）	訓　練　の　特　徴	頁
姫　路　市	H29. 9. 3（日）	いやさか苑 （福祉避難所）	聴覚障害者への手話通訳による情報提供を伴う訓練	75
明　石　市	H29. 9. 1（金）	市立総合福祉センター （福祉避難所）	一般の避難所に設ける福祉避難室から福祉避難所への移送訓練	76
芦　屋　市	H29. 7. 2（日）	芦屋アラベラの家 （福祉避難所）	民生委員や自治会等が参画した地域と連携した訓練	77
伊　丹　市	H30. 1.21（日）	いたみ杉の子 （福祉避難所）	福祉避難所設置・運営マニュアルに基づく訓練	78
丹　波　市	H29. 9. 3（日）	丹寿荘 （福祉避難所）	大丹波連携による県外自治体と連携した訓練	79
南あわじ市	H30. 1.27（土）	さくら苑 （福祉避難所）	津波浸水被害想定地域での訓練	80
朝　来　市	H30. 2.20（火）	立雲の郷 （福祉避難所）	市職員の手順を確認することに焦点を当てた訓練	81
淡　路　市	H29.11. 5（日）	北淡中学校 （一般避難所）	福祉避難室でのトリアージに基づく福祉避難所開設訓練	82
宍　粟　市	H29.11.19（日）	メイプル福祉センター （一般避難所）	社会福祉協議会との手話通訳者の派遣調整を伴う訓練	83
太　子　町	H29.12. 3（日）	虹 （福祉避難所）	防災リーダーの専門的知識やノウハウを生かした訓練	84

姫路市

聴覚障害者の参加のもと、手話通訳者による情報提供を通じた訓練

日　時

平成 29 年 9 月 3 日（日）

場　所

特別養護老人ホーム
いやさか苑

福祉避難所　民間・高齢者施設
姫路市白浜町宇佐崎北 1-29

シナリオ

10:10　避難指示発令、福祉避難所開設要請
10:15　施設の被災状況の把握、受入者数の確認
10:20　福祉避難所の開設、受入れスペース等の確保
10:45　福祉避難所への避難開始・支援者による避難支援
11:00　福祉避難所での受入れ・名簿の作成、福祉避難所の運営体制の構築、保健師やボランティア等の派遣調整
11:15　食料や物資等の確保、避難者の健康状態の確認、避難生活の相談、誤嚥防止対策
12:15　食事の提供、意見交換会

●企画会議（全 3 回）【7 ～ 8 月】
訓練内容、役割分担、レイアウトの作成、必要物品の確認などを協議

●振り返り【訓練終了後】
意見交換

想　定

午前9時30分、南海トラフ巨大地震が発生。
兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたため、白浜地区に避難指示を発令。白浜地区では、避難指示の発令に伴い、避難所を開設するとともに、福祉避難所を開設。

参加機関

社会福祉法人播陽会、兵庫県看護協会西播支部、姫路市身体障害者福祉協会、姫路市

準備物

看板、机、各連絡票、意見交換用紙、筆記用具、段ボールベッド、ビブス、簡易間仕切り、簡易ベッド、ごみ袋、トイレットペーパー、紙おむつ、非常食、紙皿等食器、カセットコンロ

市町災害リスク

ハザード
山崎断層帯地震

災害時要援護者の避難所生活者数※
7,774人



手話通訳による避難者の受入れ

※「兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishinhigaisoutei.html）
山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部）編　表 3.6.3 災害時要援護者数における 1 日後の数値を引用

問 総合安全対策室　☎ 078-918-5069

明石市

福祉避難所対象者のトリアージ及び搬送、福祉避難所の開設・初期運営を行う訓練

日　時

平成 29 年 9 月 1 日（金）

場　所

市立総合福祉センター

福祉避難所　公共・社会福祉施設

明石市貴崎 1-5-13

シナリオ

14:00　福祉避難室でのトリアージの実施
　〜　福祉避難所の開設要請
15:15　福祉避難所の開設
（物資・資機材の搬入、ベッド・間仕切り等の設営等）
要配慮者の受け入れ（誘導、搬送）
福祉避難所における初期対応
（要配慮者への聞き取り、健康状態の確認等）
福祉避難所の運営

［食料・物資の確保、福祉避難所の運営に必要な書類の作成、協定先の民間施設への福祉避難所の開設要請］

●事前デモ【8 月 23 日】、訓練説明会【8 月 25 日】

会場でのレイアウト等の確認、当日の訓練従事者を対象とした説明会確認などを協議

●振り返り【訓練終了後】

意見交換

想　定

前日8月31日午前5時46分、南海トラフ地震が発生し、震度6強を観測。各避難所に開設した福祉避難室で生活が困難な要配慮者がいるとの報告を受け、福祉避難所の開設を決定。

参加機関

明石市社会福祉協議会、兵庫県立大学地域ケア研究所、明石市医師会、福祉避難所協定締結施設（ｳｪﾙﾌｪｱ・ｸﾞﾗﾝﾃﾞ明石、博由園、明桜会、ふくやま病院、西江井島病院）、明石市

準備物

机、椅子、ホワイトボード、筆記用具、段ボールベッド、簡易間仕切り、毛布、アルファ化米、備蓄用飲料水、大人用おむつ、おしりふき、からだふき、布担架、救急バッグ、ポータブル発電機、デジタル簡易無線機、要配慮者確認票など各種様式の用紙

市町災害リスク

ハザード

①南海トラフ地震
②山崎断層帯地震

災害時要援護者の避難所生活者数※

①498人
②1,889人



福祉避難室から福祉避難所への移送

※「兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishinhigaisoutei.html）
山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部）編　表 3.6.3 災害時要援護者数における 1 日後の数値を引用
※「兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishintsunamihigaisoutei.html）
表 3.6.2 災害時要援護者数（冬早朝 5 時：1 日目・2 日目）の数値を引用

芦屋市

民生委員や自治会等が参画した地域と連携した訓練

日　時

平成 29 年 7 月 2 日（日）

場　所

複合高齢者施設

芦屋アラベラの家

福祉避難所　民間・高齢者施設

芦屋市朝日ヶ丘 9-1

シナリオ

9:00　全体説明・オリエンテーション
9:30　避難勧告発令、福祉避難所の開設要請
9:50　福祉避難所の開設
10:00　一般避難所でのトリアージ
10:30　福祉避難所への移送、民生委員等による避難誘導・避難支援
10:45　要援護者の受入れ、受付名簿の作成、運営体制の確認、物資の調達、健康状態の確認等
11:00　振り返り・講評（検証シートの作成・専門家による講評）

●企画会議（全 2 回）【6 月】

災害時の連絡体制等のヒアリング、訓練全体の流れを協議、参加者の顔合わせ、受け入れスペースの確認、段ボールベッドや間仕切りの組立て

想　定

午前9時00分、土砂災害警戒情報が発表されたため、朝日ヶ丘地区に避難勧告を発令。
朝日ヶ丘地区では、避難勧告の発令に伴い、福祉避難所を開設。

参加機関

社会福祉法人緑水会、民生委員、社会福祉協議会、朝日ケ丘地区自主防災組織、芦屋市

準備物

看板、机、受付簿、筆記用具、ブルーシート、段ボールベッド、簡易間仕切り、非常食、避難所アセスメントシート、移送依頼票、健康調査票、検証シート、施設見取り図　等

市町災害リスク

ハザード

上町断層帯地震

災害時要援護者の避難所生活者数※

1,125人



受入れスペースの確保

※「兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishinhigaisoutei.html）
上町断層帯地震編　表 3.6.3 災害時要援護者数における 1 日後の数値を引用

問 危機管理室　☎ 072-784-8166

伊丹市

福祉避難所設置・運営マニュアルに基づく訓練

日　時

平成 30 年 1 月 21 日（日）

場　所

障害者地域生活サポートセンター
いたみ杉の子

福祉避難所　民間・障害者支援施設
伊丹市鴻池 1-10-15

シナリオ

10:00　シェイクアウト
10:15　要援護者を含む避難者の指定避難所（伊丹スポーツセンター）への避難
10:25　福祉避難所の開設要請
10:30　トリアージ・福祉避難室での受入れ
10:40　福祉避難所への移送
11:00　福祉避難所での受入れ

●企画会議（全 2 回）【9 月・1 月】
訓練全体の概要や各部の詳細を協議

●振り返り【1 月 24 日】
関係部局への文書による意見・感想の聴取

想　定

午前10時00分、南海トラフ巨大地震が発生。
指定避難所の伊丹スポーツセンター内に福祉避難室を設置するとともに、福祉避難所を開設。

参加機関

社会福祉法人いたみ杉の子ライフゆう、伊丹市

準備物

ダンボールベッド、毛布、受付用紙、マニュアル、車いす、筆記用具、訓練看板

市町災害リスク

ハザード
上町断層帯地震

災害時要援護者の避難所生活者数※
3,725人



福祉避難室でのトリアージ


福祉避難所への移送

※「兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishinhigaisoutei.html）
上町断層帯地震編　表 3.6.3 災害時要援護者数における 1 日後の数値を引用

丹波市

大丹波連携による
県外自治体と連携した訓練

日　時

平成 29 年 9 月 3 日（日）

場　所

高齢者総合福祉施設
丹寿荘

福祉避難所　民間・高齢者施設
丹波市市島町上竹田 2336-1

シナリオ

8:03　施設の被害状況の確認
8:05　福祉避難所の開設要請
8:10　京都 DWAT（福知山市）への人的派遣要請
8:20　福祉避難所の開設準備（段ボールベッド・間仕切りの設営等）
8:30　受入者数の調整（市・施設）
8:40　一般避難所でのトリアージ、
　　近隣のグループホームからの避難者受入れ
8:50　福祉避難所への移送
9:00　福祉避難所での受入れ、受付名簿の作成、健康状態の確認
　　（丹波市・京都 DWAT）
9:30　衛生状態の確認、物資の確認、非常食の提供
10:00　振り返り・講評

●企画会議（全 7 回）【6～9 月】
関係機関・団体との詳細な訓練内容の協議

●振り返り【訓練終了後、1 月 19 日】
- ●講評、参加機関による意見交換（訓練終了後）
- ●市関係課による振り返り、今後の検証（1 月 19 日）

想　定

午前8時00分、御所谷断層を震源とする地震（M7.2）が発生。
市島地域に避難所を開設するとともに、福祉避難所を開設。

参加機関

兵庫県社会福祉事業団高齢者総合福祉施設丹寿荘、京都府福知山市、京都府災害派遣福祉チーム（京都 DWAT）、丹波市防災会、竹田・前山地区自治振興会、丹波市

準備物

ビブス、介護用ベッド、段ボールベッド、段ボール間仕切り、毛布、非常食（アルファ化米）、ヒアリングシート、リヤカー、救助用人形、ブルーシート、車椅子、紙おむつ等衛生用品、車、組立トイレ、トランシーバー、机、ホワイトボード

市町災害リスク

ハザード
御所谷断層帯地震

災害時要援護者の避難所生活者数※
―

※被害想定無し



京都 DWAT による支援
（健康状態の確認）

南あわじ市

津波浸水被害
想定地域での訓練

日　時

平成 30 年 1 月 27 日（土）

場　所

養護老人ホーム
さくら苑

福祉避難所　民間・高齢者施設
南あわじ市福良丙 22-4

シナリオ

8:00　福良地区に避難発令
9:05　福祉避難所の開設要請、施設の安全確認
9:15　福祉避難所の運営体制の整備
9:40　福祉避難所の開設、受入れスペースの確保、
　　食料・物資の備蓄状況の確認
10:00　要援護者の福祉避難所への避難開始、受付名簿の作成
10:30　物資確保の要請、要援護者の健康状態の確認、
　　避難生活の相談、ボランティアの派遣要請
11:00　非常食の試食

●企画会議（全 3 回）【10 ～ 12 月】
想定、訓練実施日、訓練項目、各担当の人員・役割、訓練参加者の運営体制の確認

想　定

午前8時00分、南海トラフ巨大地震（M9.1）が発生。南あわじ市において、大津波警報が発表されたため、南あわじ市は福良地区に避難指示を発令。福良地区では、避難指示の発令に伴い、避難所を開設するとともに、福祉避難所を開設。

参加機関

養護老人ホームさくら苑、南あわじ市社会福祉協議会、南あわじ市

準備物

机、椅子、段ボールベット、間仕切り、毛布、エアーマット、ごみ袋、血圧計、体温計、ホワイトボードシート、避難者名簿、ベスト、電話機、非常食、エプロン等調理用具、筆記用具、訓練資料

市町災害リスク

ハザード
①南海トラフ地震
②中央構造線帯地震

災害時要援護者の避難所生活者数※
①　678人
②1,631人



健康状態の確認

※「兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishintsunamihigaisoutei.html）
　表 3.6.2 災害時要援護者数（冬早朝 5 時：1 日目・2 日目）の数値を引用
※「兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishinhigaisoutei.html）
　中央構造線断層帯地震（紀淡海峡 - 鳴門海峡）編　表 3.6.3 災害時要援護者数における 1 日後の数値を引用

朝来市

市職員の手順を確認することに焦点を当てた訓練

日　時

平成 30 年 2 月 20 日（火）

場　所

居宅介護支援事業所

立雲の郷

福祉避難所　民間・高齢者施設

朝来市和田山町竹田 2063-3

シナリオ

13:45　福祉避難所の開設要請、福祉避難所担当職員の配置
14:05　福祉避難所への移送、要援護者の受入れ、受付、
　　介助員による支援、食事の提供、健康状態の確認
14:40　受入れスペースの確保（段ボールベッドの組立体験）

●企画会議（全 2 回）【1 月】
　訓練の内容、シナリオ等を協議

想　定

震度 6 強の地震が発生。多数の被災者が出ている状況。

参加機関

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団立雲の郷、朝来市

準備物

ベスト、アルファ化米、ダンボールベッド、ライティングシート、車いす

市町災害リスク

ハザード

養父断層帯地震

災害時要援護者の避難所生活者数※

78人



福祉避難所の開設要請


福祉避難所への移送


健康状態の確認


受入れスペースの確保

※「兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishinhigaisoutei.html）
　上町断層帯地震編　表 3.6.3 災害時要援護者数における 1 日後の数値を引用

問 福祉総務課　☎ 0799-64-2509

淡路市

福祉避難室でのトリアージに基づく福祉避難所開設訓練

日　時

平成 29 年 11 月 5 日（日）

場　所

北淡中学校

一般避難所　公共・教育施設

淡路市浅野神田 114-1

シナリオ

9:30　淡路県民局からの救援物資の受領
10:40　福祉避難室受入対象者の選定
（避難所相談室での聴き取り、健康確認）
11:00　福祉避難室の開設
（社会福祉協議会・災害ボランティア等との連携した開設）
11:35　福祉避難室への要援護者の移送
11:40　福祉避難室での要援護者の健康確認・ニーズ調査、
食料・物資等の確認
11:50　福祉避難所の開設・受入要請

●企画会議（全 4 回）【9～10 月】
訓練内容、役割分担、必要物品、訓練参加者の体制確認等を協議

●振り返り（全 2 回）【訓練終了後、12 月 5 日】
意見交換や DVD 視聴

想　定

午前9時00分、南海トラフ地震が発生し、震度 6 強を観測。北淡中学校でのトリアージを実施し、福祉避難所を開設。

参加機関

北淡地区町内会、淡路市社会福祉協議会、淡路県民局、淡路市

準備物

看板、机、筆記用具、要配慮者確認票、健康相談票、トランシーバー、拡声器、車イス、シルバーカー、段ボールベッド、訓練用ベスト、避難所避難者用パーティション

市町災害リスク

ハザード

①南海トラフ地震
②中央構造線帯地震

災害時要援護者の避難所生活者数※

①268人
②955人



トリアージ

※「兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishintsunamihigaisoutei.html）
表 3.6.2 災害時要援護者数（冬早朝 5 時：1 日目・2 日目）の数値を引用
※「兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishinhigaisoutei.html）
中央構造線断層帯地震（紀淡海峡 - 鳴門海峡）編　表 3.6.3 災害時要援護者数における 1 日後の数値を引用

宍粟市

要援護者の受入れ手順の確認と対応訓練

日　時

平成 29 年 11 月 19 日（日）

場　所

メイプル福祉センター ふれあいサロン

一般避難所　公共・社会福祉施設

宍粟市波賀町有賀 97-23

シナリオ

8:05　要援護者の避難・支援者による避難支援
8:15　福祉避難所の開設要請、福祉避難所担当職員の配置、災害ボランティアの派遣要請・受入れ
8:45　福祉避難所の開設・受入れスペースの確保（簡易ベッドの設置）
9:55　要援護者の受入れ、介助員による要援護者の支援、救援物資の配布、保健師による健康状態の確認、手話通訳者による情報伝達

想　定

午前8時00分、山崎断層帯を 震源とする地震（M7.7）が発生し、震度６強を観測。
波賀 B&G 海洋センター体育館を避難所として開設するとともに、福祉避難所を開設。

参加機関

波賀町連合自治会、民生委員・児童委員、宍粟ろうあ協会、宍粟市社会福祉協議会、宍粟市

準備物

看板、机、受付簿、災害状況報告書、筆記用具、ブルーシート、段ボールベッド、段ボールパネル、毛布、使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、簡易トイレ、手袋

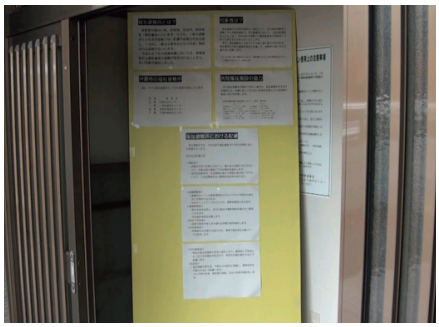
市町災害リスク

ハザード

山崎断層帯地震

災害時要援護者の避難所生活者数※

244人


要援護者への配慮を連絡する掲示板


避難者の受付


手話通訳者による情報提供

※「兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishinhigaisoutei.html）
山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部）編　表 3.6.3 災害時要援護者数における１日後の数値を引用

太子町

防災リーダーの専門的知識やノウハウを生かした訓練

日　時

平成 29 年 12 月 3 日（日）

場　所

知的障害者自立支援施設

虹

福祉避難所　民間・障害者支援施設

揖保郡太子町佐用岡 502

シナリオ

8:50　避難行動要支援者選定（一次避難所 龍田小学校）
9:00　町から施設に福祉避難所の開設要請
9:10　福祉避難所「虹」へ移動（集団移動及び移送）
　　福祉避難所開設準備開始（受付準備開始）
9:25　福祉避難所受付開始・特記事項聴取
　　簡易間仕切り設置開始（パーソナルスペースの確保）
　　非常用トイレ・テント設置開始
10:15　非常食の提供
　　備蓄等の必要性の説明
　　・避難者の特性に適した非常食
　　・非常用持出袋
10:30　避難所（龍田小学校）の展示・体験コーナーへ移動

●企画運営会議の開催（全 4 回）【9 ～ 11 月】
訓練内容、役割分担、レイアウトの作成、必要物品の確認などを協議

●事後課題抽出会議【12 月 20 日】
訓練の振り返り（DVD 視聴等）、意見交換

想　定

午前 7 時30分頃、山崎断層帯地震が発生し、震度 7 を観測。龍田地区に避難指示を発令、龍田小学校を避難所として開設するとともに、「虹」を福祉避難所として開設。

参加機関

自主防災組織、太子町手をつなぐ育成会、太子町身体障害者福祉協会、太子町社会福祉協議会、たいし防災リーダー会、太子町

準備物

看板、机、受付簿、災害状況報告書、筆記用具、非常用持出袋、ブルーシート、段ボールベッド、簡易間仕切り、簡易寝袋、簡易トイレ、ラップポン、ごみ袋、非常食、意見交換用紙、誘導棒、ベスト、無線、防災訓練パンフレット

市町災害リスク

ハザード

山崎断層帯地震

災害時要援護者の避難所生活者数※

340人



福祉避難所での受付

※「兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishinhigaisoutei.html）
山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部）編　表 3.6.3 災害時要援護者数における 1 日後の数値を引用

様式集

市町様式１

○○市町災害対策本部　⇒　福祉避難所施設管理者

平成　年　月　日

福祉避難所開設要請書

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○協定書第○条の規定に基づき、福祉避難所の開設について、下記のとおり要請します。

記

開　設　期　間	平成　　年　　月　　日　（　　）　から
	平成　　年　　月　　日　（　　）　まで
開　設　施　設	
受 入 れ 対 象 者	別途通知する
そ　の　他	

連　絡　先	○○市町災害対策本部　災害時要援護者班　担当者：
	（○○○○課　○○○○班）
	電話:　　FAX:

※当初の開設要請は７日以内とする（ただし、避難状況に応じて、開設期間を延長する場合あり）。

市町様式２

福祉避難所開設･運営状況一覧 [　　] 時点

No	施　設　名	施設の属性						施設の担当者名	報告日時（直近）	開設状況	福祉避難所担当職員名	運営委託	受入人数			開設可否		
		種 別	その他の内容	所在地	電話番号	FAX	E-mail						受入人数 A	可能人数 B	余裕人数 B-A	開設可否	受入れに当たっての依頼内容	不可の要因
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		

No	建物・設備被害																他施設等からの支援状況					
	建物	具体の状況	電気	具体の状況	ガス	具体の状況	水道	具体の状況	電話・FAX	具体の状況	トイレ	具体の状況	風呂	具体の状況	その他	具体の状況	施設職員			応援職員		
																	従事可能人数	全職員数	従事可能率	計	専門職	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						

No	福祉避難所の環境面に係る課題・改善点（保健師等の所見）					発災時の報告時点の備蓄状況									
	健康管理状況	感染症対策	食中毒予防	ﾄｲﾚ・施設の衛生確保	その他	食糧・飲料水	災害用トイレ	紙おむつ	生理用品	ｽﾄｰﾏｰ用装具	収尿器	毛布	簡易ﾍﾞｯﾄﾞ	ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ	その他
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															

市町様式３

福祉避難所担当職員　⇒　○○市町災害対策本部

事務引継書 兼 報告書（福祉避難所担当職員）

【福祉避難所名】

【引継日時】

平成　　年　　月　　日　（　　）　　：

	前　任　者	後　任　者
引　継　者	印	印

避難者数	引継時点（　年　月　日　：　）　人　⇒　引継時点（　年　月　日　：　）　人 詳細は、別添「避難者名簿（カード）」のとおり
避難者の状況	
避難者への支援の状況	
避難者からの要望と対応	
運営体制（班体制・人的確保対策）	

物資・資機材の状況	
施設の整備環境(バリアフリー・衛生環境)	
福祉避難所運営委員会等での打ち合わせ内容	
その他	
添付資料	有 ・ 無　　（　　）

報告先	○○市町災害対策本部　災害時要援護者班　担当： （○○○○課　○○○○班）		
電話		FAX	

災害対策本部記入欄

	対応を必要とする内容	左欄への対応（依頼先・依頼内容等）
①		□ 対応済 □ 対応中 （依頼中） □ 未対応
②		□ 対応済 □ 対応中 （依頼中） □ 未対応
③		□ 対応済 □ 対応中 （依頼中） □ 未対応

市町様式４

○○市町災害対策本部　⇒　福祉避難所施設管理者

平成　年　月　日

福祉避難所受入れ対象者報告書

福祉避難所の受入れ対象者について、下記のとおり報告します。

記

福祉避難所名	
受入れ対象者	別添「受入れ対象者名簿」のとおり
留意事項	

連絡先	○○市町災害対策本部　災害時要援護者班　担当者： （○○○○課　○○○○班）			
	電話		ＦＡＸ	

市町様式4 別添

○○市町災害対策本部 ⇒ 福祉避難所施設管理者

（　　／　　）

受入れ対象者名簿・避難者名簿（カード）

※いずれかを二重線で削除

福祉避難所名	

No.	氏名	性別（男・女）	年齢	備考（該当箇所に○印）											退所	
				介添人の有無	病気	要介護	障害			妊産婦	アレルギー	医療処置（機器使用等）	その他	安否確認	退所日	転出先住所
					けが		身体	療育（知的）	精神							
1		男 女												公開 非公開		
2		男 女												公開 非公開		
3		男 女												公開 非公開		
4		男 女												公開 非公開		
5		男 女												公開 非公開		
6		男 女												公開 非公開		
7		男 女												公開 非公開		
8		男 女												公開 非公開		
9		男 女												公開 非公開		

※　詳細は、別添「トリアージ評価調書」のとおり

市町様式５

No.	

トリアージ評価調書

保管先	方法 ・面接　・訪問 ・電話 ・その他	対象者 高齢者　身体障害者 知的障害者　精神障害者 妊婦　産婦　乳児　幼児 その他（	担当者（自治体名） 相談日　年　月　日 時　間 場　所

基本的な状況

氏名（フリガナ）	性別 男・女	生年月日 M・T・S・H　年　月　日	年齢 歳
被災前住所	連絡先	避難場所 自宅 自宅外：車・テント・避難所 （避難所名：	
①現住所	連絡先		
②新住所	連絡先	家族状況 独居　・　高齢者独居　・ 高齢者のみ世帯 家族問題あり（　）	
情報源、把握の契機／相談者がいる場合、本人との関係・連絡先		避難行動要支援者名簿の登載 有（No.　） 無	
被災の状況		個別支援計画(マイプラン)の有無 有　・　無	
家に帰れない理由 自宅倒壊　・　ライフライン不通　・　避難勧告　・　精神的要因（恐怖など） その他（　）		制度の利用状況 ・介護保険（介護度　） ・身体障害者手帳（　級） ・療育手帳（　級） ・精神保健福祉手帳（　級） ・その他（	

身体的・精神的な状況

既往歴 高血圧,脳血管疾患, 高脂血症,糖尿病, 心疾患,肝疾患, 腎疾患,精神疾患, 結核,難病, アレルギー、 その他 （　）	現在治療中の病気 高血圧，高脂血症， 糖尿病，心疾患， 肝疾患，腎疾患， 精神疾患，結核， 難病，アレルギー， その他 （　）	内服薬 なし　・　あり（中断　・　継続）　内服薬名（	
		医療器材・器具 在宅酸素　・　人工透析 その他（	医療機関名 被災前： 被災後：
		食事制限 なし あり　内容（ 水分（	血圧測定値 最高血圧： 最低血圧：

現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)	具体的自覚症状(参考) ①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他

日常生活の状況

	食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
自　立								
一部介助								
全介助								
備　考 必要器具など								

所見

避難先の選定 □　緊急入院　□　緊急入所　□　福祉避難所　□福祉避難室　□　一般の避難所
判断要素

市町様式６・施設様式４

福祉避難所担当　⇒　○○市町災害対策本部

災害対策本部記入欄及び
別添の調達欄を記載

平成　年　月　日

物資要請書 兼 調達通知書

福祉避難所の運営に必要な物資について、下記のとおり要請します。

福祉避難所名	
要請する物資の品目・数量	別添のとおり
特　記　事　項	

担当者氏名			
電　　話		F　A　X	

災害対策本部記入欄

調　達　状　況	別添のとおり
配送予定日時	平成　　年　　月　　日（　）　　：　　予定
特　記　事　項	

連　絡　先	○○市町災害対策本部　災害時要援護者班　担当者： （○○○○課　○○○○班）			
	電　　話		F　A　X	

市町様式６・施設様式４　別添

No.	

日　　時	
避難所名	
担 当 者	

No	大項目名称		中項目名称		小項目名称		単位	必要数	確保数	備考
1	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	1	精米	キロ			
2	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	2	小麦粉・片栗粉	袋			
3	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	3	菓子パン	食			
4	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	4	惣菜パン	食			
5	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	5	カップ麺	個			
6	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	6	即席麺（袋）	個			
7	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	7	乾パン	食			
8	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	8	おにぎり	個			
9	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	9	パックご飯	個			
10	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	10	弁当	個			
11	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	11	その他（主食類）	個			
12	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	1	納豆	個			
13	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	2	漬物・梅干	個			
14	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	3	豆腐	個			
15	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	4	缶詰（おかず）	個			
16	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	5	缶詰（フルーツ）	個			
17	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	6	みそ汁	個			
18	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	7	スープ	個			
19	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	8	レトルト（肉）	個			
20	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	9	レトルト（カレー）	個			
21	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	10	レトルト（その他）	個			
22	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	11	総菜（野菜）	個			
23	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	12	総菜（肉）	個			
24	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	13	総菜（魚）	個			
25	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	14	カレールー	個			
26	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	15	シチュールー	個			
27	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	16	その他（副食）	個			
28	1	食品・飲料	3	ベビーフード・介護用品	1	粉ミルク	個			
29	1	食品・飲料	3	ベビーフード・介護用品	2	離乳食	食			
30	1	食品・飲料	3	ベビーフード・介護用品	3	介護食品	食			
31	1	食品・飲料	3	ベビーフード・介護用品	4	その他（ベビーフード・介護用品）	個			
32	1	食品・飲料	4	調味料	1	マヨネーズ	個			
33	1	食品・飲料	4	調味料	2	味噌	個			
34	1	食品・飲料	4	調味料	3	醤油	個			
35	1	食品・飲料	4	調味料	4	だしの素	個			
36	1	食品・飲料	4	調味料	5	酢	個			
37	1	食品・飲料	4	調味料	6	塩	個			
38	1	食品・飲料	4	調味料	7	砂糖	個			
39	1	食品・飲料	4	調味料	8	めんつゆ	個			
40	1	食品・飲料	4	調味料	9	みりん	個			
41	1	食品・飲料	4	調味料	10	ケチャップ	個			
42	1	食品・飲料	4	調味料	11	コンソメ	個			
43	1	食品・飲料	4	調味料	12	こしょう	個			
44	1	食品・飲料	4	調味料	13	ドレッシング	個			
45	1	食品・飲料	4	調味料	14	油	個			
46	1	食品・飲料	4	調味料	15	その他（調味料）	個			
47	1	食品・飲料	5	主食添物	1	のり	食			
48	1	食品・飲料	5	主食添物	2	ジャム	個			
49	1	食品・飲料	5	主食添物	3	ふりかけ	個			
50	1	食品・飲料	5	主食添物	4	その他(ご飯・パンのおとも)	個			
51	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	1	卵（生）	個			
52	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	2	卵（加工済み）	個			
53	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	3	ソーセージ・ハム	個			

No	大項目名称		中項目名称		小項目名称		単位	必要数	確保数	備考
54	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	4	豚肉	キロ			
55	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	5	鶏肉	キロ			
56	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	6	牛肉	キロ			
57	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	7	鮮魚	キロ			
58	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	8	その他（肉・魚・卵）	個			
59	1	食品・飲料	7	乳製品	1	牛乳	個			
60	1	食品・飲料	7	乳製品	2	ヨーグルト	個			
61	1	食品・飲料	7	乳製品	3	チーズ	個			
62	1	食品・飲料	7	乳製品	4	バター	個			
63	1	食品・飲料	7	乳製品	5	マーガリン	個			
64	1	食品・飲料	7	乳製品	6	その他（乳製品）	個			
65	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	1	にんじん	キロ			
66	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	2	キャベツ	キロ			
67	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	3	きゅうり	キロ			
68	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	4	じゃがいも	キロ			
69	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	5	はくさい	キロ			
70	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	6	大根	キロ			
71	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	7	きのこ類	キロ			
72	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	8	トマト	キロ			
73	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	9	たまねぎ	キロ			
74	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	10	ほうれん草	キロ			
75	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	11	その他（野菜・海藻類）	キロ			
76	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	12	わかめ	キロ			
77	1	食品・飲料	9	果物	1	バナナ	キロ			
78	1	食品・飲料	9	果物	2	みかん	キロ			
79	1	食品・飲料	9	果物	3	りんご	キロ			
80	1	食品・飲料	9	果物	4	イチゴ	キロ			
81	1	食品・飲料	9	果物	5	その他（果物）	キロ			
82	1	食品・飲料	10	飲料	1	水（500ml）	本			
83	1	食品・飲料	10	飲料	2	水（１リットル）	本			
84	1	食品・飲料	10	飲料	3	水（２リットル）	本			
85	1	食品・飲料	10	飲料	4	お茶（500ml）	本			
86	1	食品・飲料	10	飲料	5	お茶（１リットル）	本			
87	1	食品・飲料	10	飲料	6	お茶（２リットル）	本			
88	1	食品・飲料	10	飲料	7	お茶（ティーパック）	本			
89	1	食品・飲料	10	飲料	8	茶葉	本			
90	1	食品・飲料	10	飲料	9	コーヒー(缶･ペットボトル)	本			
91	1	食品・飲料	10	飲料	10	コーヒー(インスタント)	キロ			
92	1	食品・飲料	10	飲料	11	ゼリー飲料	本			
93	1	食品・飲料	10	飲料	12	野菜ジュース	本			
94	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	1	ジャケット･防寒着(男性)	着			
95	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	2	トレーナー･パジャマ(男性)	着			
96	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	3	シャツ類･カットソー(男性)	着			
97	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	4	パンツ･ズボン(男性)	着			
98	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	5	下着･インナー(男性)	着			
99	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	6	靴下･タイツ(男性)	着			
100	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	7	履物･靴(男性)	足			
101	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	8	その他(男性衣類)	着／足			
102	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	1	ジャケット･防寒着(女性)	着			
103	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	2	トレーナー･パジャマ(女性)	着			
104	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	3	シャツ類･カットソー(女性)	着			
105	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	4	パンツ･ズボン(女性)	着			
106	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	5	下着･インナー(女性)	着			
107	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	6	靴下･タイツ(女性)	着			
108	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	7	履物･靴(女性)	足			
109	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	8	その他(女性衣類)	着／足			
110	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	1	ジャケット･防寒着(子供)	着			
111	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	2	トレーナー･パジャマ(子供)	着			
112	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	3	シャツ類･カットソー(子供)	着			
113	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	4	パンツ・ズボン（子供）	着			

No	大項目名称		中項目名称		小項目名称		単位	必要数	確保数	備考
114	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	5	下着・インナー（子供）	着			
115	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	6	靴下・タイツ（子供）	着			
116	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	7	履物・靴（子供）	足			
117	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	8	その他（子供衣類）	着／足			
118	2	衣類	4	作業着･手袋･長靴	1	手袋	組			
119	2	衣類	4	作業着･手袋･長靴	2	長靴	足			
120	2	衣類	4	作業着･手袋･長靴	3	作業着	着			
121	2	衣類	4	作業着･手袋･長靴	4	その他(作業具･手袋･長靴)	個			
122	3	台所・食器	1	食器類	1	皿	枚			
123	3	台所・食器	1	食器類	2	コップ	個			
124	3	台所・食器	1	食器類	3	おわん	個			
125	3	台所・食器	1	食器類	4	割り箸	人分			
126	3	台所・食器	1	食器類	5	フォーク・スプーン	人分			
127	3	台所・食器	1	食器類	6	箸	人分			
128	3	台所・食器	1	食器類	7	その他（食器類）	個			
129	3	台所・食器	2	台所用品	1	ラップ	個			
130	3	台所・食器	2	台所用品	2	やかん	個			
131	3	台所・食器	2	台所用品	3	アルミホイル	個			
132	3	台所・食器	2	台所用品	4	鍋	個			
133	3	台所・食器	2	台所用品	5	炊飯器	個			
134	3	台所・食器	2	台所用品	6	包丁	個			
135	3	台所・食器	2	台所用品	7	タッパー	個			
136	3	台所・食器	2	台所用品	8	ポット	個			
137	3	台所・食器	2	台所用品	9	おたま	個			
138	3	台所・食器	2	台所用品	10	まな板	個			
139	3	台所・食器	2	台所用品	11	ざる	個			
140	3	台所・食器	2	台所用品	12	しゃもじ	個			
141	3	台所・食器	2	台所用品	13	洗剤（台所用具）	個			
142	3	台所・食器	2	台所用品	14	コンロ	個			
143	3	台所・食器	2	台所用品	15	カセットボンベ	個			
144	3	台所・食器	2	台所用品	16	フライパン	個			
145	3	台所・食器	2	台所用品	17	その他（台所用品）	個			
146	4	電化製品	1	消耗品・コード	1	乾電池（単１）	個			
147	4	電化製品	1	消耗品・コード	2	乾電池（単２）	個			
148	4	電化製品	1	消耗品・コード	3	乾電池（単３）	個			
149	4	電化製品	1	消耗品・コード	4	乾電池（単４）	個			
150	4	電化製品	1	消耗品・コード	5	電球	個			
151	4	電化製品	1	消耗品・コード	6	延長コード	個			
152	4	電化製品	1	消耗品・コード	7	その他（電化製品(消耗品)）	個			
153	4	電化製品	2	生活家電	1	ラジオ	個			
154	4	電化製品	2	生活家電	2	懐中電灯	個			
155	4	電化製品	2	生活家電	3	ランタン	個			
156	4	電化製品	2	生活家電	4	携帯用充電気	個			
157	4	電化製品	2	生活家電	5	ドライヤー	個			
158	4	電化製品	2	生活家電	6	洗濯機	個			原則リース対応
159	4	電化製品	2	生活家電	7	乾燥機	個			原則リース対応
160	4	電化製品	2	生活家電	8	冷蔵庫	個			原則リース対応
161	4	電化製品	2	生活家電	9	掃除機	個			原則リース対応
162	4	電化製品	2	生活家電	10	その他（生活家電）	個			
163	4	電化製品	3	季節家電	1	ストーブ	個			原則リース対応
164	4	電化製品	3	季節家電	2	扇風機	個			原則リース対応
165	4	電化製品	3	季節家電	3	その他（季節家電）	個			
166	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	1	シャンプー・リンス	個			
167	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	2	洗面器	個			
168	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	3	石けん・ボディーソープ	個			
169	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	4	洗剤（洗面・風呂用具）	個			
170	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	5	歯磨き粉	個			
171	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	6	化粧水	個			
172	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	7	鏡	個			
173	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	8	洗口剤	個			

No	大項目名称		中項目名称		小項目名称		単位	必要数	確保数	備考
174	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	9	歯ブラシ	個			
175	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	10	かみそり	個			
176	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	11	入れ歯安定剤・洗浄剤	個			
177	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	12	ハンドソープ	個			
178	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	13	コンタクト洗浄液	個			
179	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	14	その他（洗面・風呂用具）	個			
180	5	生活用品	2	掃除用具	1	ゴミ箱・ゴミ袋	個			
181	5	生活用品	2	掃除用具	2	バケツ	個			
182	5	生活用品	2	掃除用具	3	ほうき・モップ・ブラシ	個			
183	5	生活用品	2	掃除用具	4	スポンジ	個			
184	5	生活用品	2	掃除用具	5	ちりとり	個			
185	5	生活用品	2	掃除用具	6	たわし	個			
186	5	生活用品	2	掃除用具	7	洗剤（掃除用具）	個			
187	5	生活用品	2	掃除用具	8	漂白剤・洗浄剤	個			
188	5	生活用品	2	掃除用具	9	雑巾	枚			
189	5	生活用品	2	掃除用具	10	その他（掃除用具）	個			
190	5	生活用品	3	洗濯用品	1	洗濯ばさみ	個			
191	5	生活用品	3	洗濯用品	2	たらい	個			
192	5	生活用品	3	洗濯用品	3	ハンガー	個			
193	5	生活用品	3	洗濯用品	4	洗剤（洗面用具）	個			
194	5	生活用品	3	洗濯用品	5	その他（洗濯用品）	個			
195	5	生活用品	4	段ボール・ビニール袋	1	段ボール	箱			
196	5	生活用品	4	段ボール・ビニール袋	2	ビニール袋	枚			
197	5	生活用品	4	段ボール・ビニール袋	3	その他(段ボール・ビニール袋)	箱／枚			
198	5	生活用品	5	防寒具・雨具	1	湯たんぽ	個			
199	5	生活用品	5	防寒具・雨具	2	カイロ	個			
200	5	生活用品	5	防寒具・雨具	3	カッパ	着			
201	5	生活用品	5	防寒具・雨具	4	傘	本			
202	5	生活用品	5	防寒具・雨具	5	その他（防寒具・雨具）	個			
203	5	生活用品	6	寝具・タオル	1	タオル	枚			
204	5	生活用品	6	寝具・タオル	2	布団	枚			
205	5	生活用品	6	寝具・タオル	3	シーツ	枚			
206	5	生活用品	6	寝具・タオル	4	枕	個			
207	5	生活用品	6	寝具・タオル	5	毛布	枚			
208	5	生活用品	6	寝具・タオル	6	タオルケット	枚			
209	5	生活用品	6	寝具・タオル	7	ベッド	個			
210	5	生活用品	6	寝具・タオル	8	耳栓	人分			
211	5	生活用品	6	寝具・タオル	9	その他（寝具・タオル）	個			
212	5	生活用品	7	ろうそく・ﾏｯﾁ・ﾗｲﾀｰ	1	ろうそく	本			
213	5	生活用品	7	ろうそく・ﾏｯﾁ・ﾗｲﾀｰ	2	多目的ライター(点火棒)	本			
214	5	生活用品	7	ろうそく・ﾏｯﾁ・ﾗｲﾀｰ	3	マッチ	箱			
215	5	生活用品	7	ろうそく・ﾏｯﾁ・ﾗｲﾀｰ	4	その他（ろうそく・マッチ・ライター）	本			
216	5	生活用品	8	その他生活雑貨	1	爪切り	個			
217	5	生活用品	8	その他生活雑貨	2	殺虫剤	個			
218	5	生活用品	8	その他生活雑貨	3	虫刺され薬	個			
219	5	生活用品	8	その他生活雑貨	4	マスク	個			
220	5	生活用品	8	その他生活雑貨	5	消毒液	個			
221	5	生活用品	8	その他生活雑貨	6	うがい薬	個			
222	5	生活用品	8	その他生活雑貨	7	血圧計	個			
223	5	生活用品	8	その他生活雑貨	8	体温計	個			
224	5	生活用品	8	その他生活雑貨	9	医薬品セット	個			
225	5	生活用品	8	その他生活雑貨	10	ガーゼ	個			
226	5	生活用品	8	その他生活雑貨	11	絆創膏	枚			
227	5	生活用品	8	その他生活雑貨	12	カット綿	個			
228	5	生活用品	8	その他生活雑貨	13	湿布薬	個			
229	5	生活用品	8	その他生活雑貨	14	綿棒	個			
230	5	生活用品	8	その他生活雑貨	15	その他（その他生活雑貨）	個			
231	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	1	生理用ナプキン（昼用）	個			
232	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	2	生理用ナプキン（夜用）	個			
233	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	3	おりものシート	個			

No	大項目名称		中項目名称		小項目名称		単位	必要数	確保数	備考
234	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	4	ウェットティッシュ	個			
235	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	5	ティッシュ	個			
236	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	6	トイレットペーパー	個			
237	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	7	大人用おむつ（S）	個			
238	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	8	大人用おむつ（M）	個			
239	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	9	大人用おむつ（L）	個			
240	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	10	体ふきシート	個			
241	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	11	その他(ペーパー類･生理用品)	個			
242	5	生活用品	10	ベビー用品	1	子ども用おむつ（新生児用）	個			
243	5	生活用品	10	ベビー用品	2	子ども用おむつ（S）	個			
244	5	生活用品	10	ベビー用品	3	子ども用おむつ（M）	個			
245	5	生活用品	10	ベビー用品	4	子ども用おむつ（L）	個			
246	5	生活用品	10	ベビー用品	5	おしりふき	個			
247	5	生活用品	10	ベビー用品	6	ほ乳瓶消毒液	個			
248	5	生活用品	10	ベビー用品	7	ほ乳瓶	個			
249	5	生活用品	10	ベビー用品	8	その他（ベビー用品）	個			
250	6	作業道具	1	台車	1	台車	台			
251	6	作業道具	2	震源ドラム	1	電源ドラム	個			
252	6	作業道具	3	スコップ	1	スコップ	個			
253	6	作業道具	4	工具セット	1	工具セット	個			
254	6	作業道具	5	軍手	1	軍手	組			
255	6	作業道具	6	ヘルメット	1	ヘルメット	個			
256	6	作業道具	8	ガムテープ	1	ガムテープ	個			
257	6	作業道具	9	はさみ	1	はさみ	個			
258	6	作業道具	10	カッター	1	カッター	個			
259	6	作業道具	11	輪ゴム	1	輪ゴム	個			
260	6	作業道具	12	ひも	1	ひも	個			
261	6	作業道具	13	ペン	1	ペン	本			
262	6	作業道具	14	セロハンテープ	1	セロハンテープ	個			
263	6	作業道具	15	ＯＡ用紙	1	ＯＡ用紙	枚			
264	6	作業道具	16	ノート	1	ノート	個			
265	6	作業道具	17	その他	1	その他（作業道具）	個			
266	7	避難所備品・応急用	1	設備品	1	仮設更衣室	個			協議のうえ要請
267	7	避難所備品・応急用	1	設備品	2	仮設トイレ	個			協議のうえ要請
268	7	避難所備品・応急用	1	設備品	3	発電機	個			原則リース対応
269	7	避難所備品・応急用	1	設備品	4	パーテーション	枚			
270	7	避難所備品・応急用	1	設備品	5	その他（設備品）	個			
271	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	1	石炭・木炭	キロ			
272	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	2	携帯トレイ	個			
273	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	3	ポンプ	個			
274	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	4	ポリタンク	個			
275	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	5	担架	個			
276	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	6	車椅子	台			
277	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	7	ハンドマイク	個			
278	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	8	その他（応急用品）	個			
279	7	避難所備品・応急用	3	シート・マット類	1	敷物	枚			
280	7	避難所備品・応急用	3	シート・マット類	2	風呂マット	枚			
281	7	避難所備品・応急用	3	シート・マット類	3	畳	枚			
282	7	避難所備品・応急用	3	シート・マット類	4	ブルーシート	枚			
283	7	避難所備品・応急用	3	シート・マット類	5	その他（シート・マット類）	枚			

市町様式７・施設様式６

福祉避難所担当　⇒　○○市町災害対策本部

災害対策本部記入欄
及び別添を記載

平成　年　月　日

福祉避難所 人的支援要請書 兼 同通知書

福祉避難所の運営に必要な人材の配置について、下記のとおり要請します。

福祉避難所名			
要請人数	人	内訳	行政　人　専門職　人　ボランティア　人
従事する業務			
特記事項			

担当者氏名			
電話番号		FAX	

災害対策本部記入欄

配置予定人数	人	内訳	専門職　人　ボランティア　人
活動予定日等	別添のとおり		
特記事項			

連絡先	○○市町災害対策本部　災害時要援護者支援班　担当者：		
電話番号		FAX	

市町様式７　別添（専門職用）

	氏　　名	性別	活動予定日	保有資格	所属・勤務先			宿泊先の確保	携行品	保険の加入	備　考 活動にあたり留意する点など
					施設名等	所在地	電話番号				
①											
②											
③											
④											
⑤											
⑥											
⑦											
⑧											
⑨											
⑩											

市町様式７　別添（一般ボランティア用）

	氏　　名	性別	年齢	保有資格	活動予定日	住　　所	電話番号	宿泊先の確保	携行品	保険の加入	備　考 活動にあたっての留意点など
①											
②											
③											
④											
⑤											
⑥											
⑦											
⑧											
⑨											
⑩											

施設様式１

福祉避難所担当　⇒　○○市町災害対策本部

被害状況等報告書

報告日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　：　　【第　　報】				
施設名		No.		担当者名	

建物・設備被害	建物	□ 被害なし　□ 被害あり	（具体的な状況）
	電気	□ 使用可　□ 使用不可	
	ガス	□ 使用可　□ 使用不可	
	水道	□ 使用可　□ 使用不可	
	電話 ﾌｧｸｼﾐﾘ	□ 使用可　□ 使用不可	
	トイレ	□ 使用可　□ 使用不可	
	風呂	□ 使用可　□ 使用不可	
	その他		

職員等の状況	施設職員	従事可能人数（参集人数）	人	全職員数	人	特記事項	
	応援職員	専門職	人	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ	人		

物資・器材の状況	食糧・飲料水	日分	携帯トイレ	個	紙おむつ	枚
	生理用品	枚	ｽﾄｰﾏｰ用装具	個	収尿器	個
	毛布	枚	簡易ベッド	台	ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ	組
	その他					

※「応援職員」の内訳は別添のとおり
※第1報は「物資・器材の状況」は省略

開設可否	□ 可　⇒	受入可能人数	人	開設に当たっての依頼事項
	□ 不可 ⇒	不可の要因		

市町記入欄

開設要請の実施	□ 要請 □ 保留 □ 当面不可	備考欄

施設様式１ 別添（専門職用）

	氏　　名	性別	活動予定日	保有資格	所属・勤務先		
					施設名等	所在地	電話番号
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							

施設様式１ 別添（一般ボランティア用）

	氏　　名	性別	年齢	保有資格	活動予定日	住　　所	電話番号
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							

施設様式２

平成　年　月　日時点

運営役割分担表

担　当	必要数	活　動　内　容	区　分 丸数字は担当のﾘｰﾀﾞｰ		氏　名
福祉避難所担当 （３交代制）	3		1	行政	神戸　太郎
			2	行政	西宮　次郎
			3	行政	宝塚　花子
生活相談員 （３交代制）	4		①	施設	
			2	施設	
			3	応援（専門）	
			4	応援（専門）	
総務担当	2		①	施設	
			2	施設	
施設管理担当	3		①	施設	
			2	応援（ボラ）	
			3	住民	
物資担当	2		①	施設	
			2	住民	
応援職員担当	2		①	施設	
			2	応援（専門）	
健康・衛生担当	2		①	応援（専門）	
			2	応援（ボラ）	

※フェーズや避難者数に応じて、適宜見直しを行うこと

施設様式３

避難者名簿（カード）

※応急期以降、世帯（家族）ごとに提出

避難所名		受付番号

記入日	年　月　日	記入者氏名	
住所	〒　－	自治会・町内会名	
電話番号	（　）　－	滞在を希望する場所	□ 避難所 □ テント（避難所敷地内に設営） □ 避難所以外の場所（　）
携帯電話	（　）　－	自家用車	車種
メール	@		色
その他連絡先（親戚など）	〒　－ （　）　－		ナンバー
		ペットの状況	種類 □ 同伴希望 □ 置き去り
			（頭数） □ 行方不明

避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人も記入）

	氏名	生年月日	年齢	性別	病気・けが	要介護	障害 身体	障害 療育	障害 精神	妊産婦	アレルギー	医療処置（機器使用等）
ご家族①	ﾌﾘｶﾞﾅ	（西暦）年 月 日		男・女								
（特記事項）	◎特に配慮が必要な事項（内服薬や乳幼児の「粉ミルク」必要なもの）があればご記入ください。				かかりつけ医 病院名					医師名		
					連絡先							

備考　※要介護者・障害者は被保険者証や障害者手帳等から番号や障害の箇所を記載

（重要）安否確認への対応※

公開　・　非公開

避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人も記入）

	氏名	生年月日	年齢	性別	病気・けが	要介護	障害 身体	障害 療育	障害 精神	妊産婦	アレルギー	医療処置（機器使用等）
ご家族②	ﾌﾘｶﾞﾅ	（西暦）年 月 日		男・女								
（特記事項）	◎特に配慮が必要な事項（内服薬や乳幼児の「粉ミルク」必要なもの）があればご記入ください。				かかりつけ医 病院名					医師名		
					連絡先							

備考　※要介護者・障害者は被保険者証や障害者手帳等から番号や障害の箇所を記載

（重要）安否確認への対応※

公開　・　非公開

※１ 安否の問い合わせがあった場合に**住所（丁目以降は非公開）**と**氏名**を公開してもよいか個人ごとに必ず確認してください。

※２ ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。
また、市町災害対策本部にも提供し、被災者支援のために市町が作成する「被災者台帳」にも利用します。

市町様式６・施設様式４

福祉避難所担当　⇒　○○市町災害対策本部

災害対策本部記入欄及び
別添の調達欄を記載

平成　年　月　日

物資要請書 兼 調達通知書

福祉避難所の運営に必要な物資について、下記のとおり要請します。

福祉避難所名	
要請する物資の品目・数量	別添のとおり
特　記　事　項	

担当者氏名			
電　　話		F　A　X	

災害対策本部記入欄

調　達　状　況	別添のとおり
配送予定日時	平成　　年　　月　　日（　）　　：　　予定
特　記　事　項	

連　絡　先	○○市町災害対策本部　災害時要援護者班　担当者： （○○○○課　○○○○班）			
	電　　話		F　A　X	

市町様式６・施設様式４　別添

No.	

日　　時	
避難所名	
担 当 者	

No	大項目名称		中項目名称		小項目名称		単位	必要数	確保数	備考
1	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	1	精米	キロ			
2	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	2	小麦粉・片栗粉	袋			
3	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	3	菓子パン	食			
4	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	4	惣菜パン	食			
5	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	5	カップ麺	個			
6	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	6	即席麺（袋）	個			
7	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	7	乾パン	食			
8	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	8	おにぎり	個			
9	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	9	パックご飯	個			
10	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	10	弁当	個			
11	1	食品・飲料	1	主食類(米･パン等)	11	その他（主食類）	個			
12	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	1	納豆	個			
13	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	2	漬物・梅干	個			
14	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	3	豆腐	個			
15	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	4	缶詰（おかず）	個			
16	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	5	缶詰（フルーツ）	個			
17	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	6	みそ汁	個			
18	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	7	スープ	個			
19	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	8	レトルト（肉）	個			
20	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	9	レトルト（カレー）	個			
21	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	10	レトルト（その他）	個			
22	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	11	総菜（野菜）	個			
23	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	12	総菜（肉）	個			
24	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	13	総菜（魚）	個			
25	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	14	カレールー	個			
26	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	15	シチュールー	個			
27	1	食品・飲料	2	副食(加工食品等)	16	その他（副食）	個			
28	1	食品・飲料	3	ベビーフード・介護用品	1	粉ミルク	個			
29	1	食品・飲料	3	ベビーフード・介護用品	2	離乳食	食			
30	1	食品・飲料	3	ベビーフード・介護用品	3	介護食品	食			
31	1	食品・飲料	3	ベビーフード・介護用品	4	その他（ベビーフード・介護用品）	個			
32	1	食品・飲料	4	調味料	1	マヨネーズ	個			
33	1	食品・飲料	4	調味料	2	味噌	個			
34	1	食品・飲料	4	調味料	3	醤油	個			
35	1	食品・飲料	4	調味料	4	だしの素	個			
36	1	食品・飲料	4	調味料	5	酢	個			
37	1	食品・飲料	4	調味料	6	塩	個			
38	1	食品・飲料	4	調味料	7	砂糖	個			
39	1	食品・飲料	4	調味料	8	めんつゆ	個			
40	1	食品・飲料	4	調味料	9	みりん	個			
41	1	食品・飲料	4	調味料	10	ケチャップ	個			
42	1	食品・飲料	4	調味料	11	コンソメ	個			
43	1	食品・飲料	4	調味料	12	こしょう	個			
44	1	食品・飲料	4	調味料	13	ドレッシング	個			
45	1	食品・飲料	4	調味料	14	油	個			
46	1	食品・飲料	4	調味料	15	その他（調味料）	個			
47	1	食品・飲料	5	主食添物	1	のり	食			
48	1	食品・飲料	5	主食添物	2	ジャム	個			
49	1	食品・飲料	5	主食添物	3	ふりかけ	個			
50	1	食品・飲料	5	主食添物	4	その他(ご飯・パンのおとも)	個			
51	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	1	卵（生）	個			
52	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	2	卵（加工済み）	個			
53	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	3	ソーセージ・ハム	個			

No	大項目名称		中項目名称		小項目名称		単位	必要数	確保数	備考
54	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	4	豚肉	キロ			
55	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	5	鶏肉	キロ			
56	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	6	牛肉	キロ			
57	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	7	鮮魚	キロ			
58	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	8	その他（肉・魚・卵）	個			
59	1	食品・飲料	7	乳製品	1	牛乳	個			
60	1	食品・飲料	7	乳製品	2	ヨーグルト	個			
61	1	食品・飲料	7	乳製品	3	チーズ	個			
62	1	食品・飲料	7	乳製品	4	バター	個			
63	1	食品・飲料	7	乳製品	5	マーガリン	個			
64	1	食品・飲料	7	乳製品	6	その他（乳製品）	個			
65	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	1	にんじん	キロ			
66	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	2	キャベツ	キロ			
67	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	3	きゅうり	キロ			
68	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	4	じゃがいも	キロ			
69	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	5	はくさい	キロ			
70	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	6	大根	キロ			
71	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	7	きのこ類	キロ			
72	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	8	トマト	キロ			
73	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	9	たまねぎ	キロ			
74	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	10	ほうれん草	キロ			
75	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	11	その他（野菜・海藻類）	キロ			
76	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	12	わかめ	キロ			
77	1	食品・飲料	9	果物	1	バナナ	キロ			
78	1	食品・飲料	9	果物	2	みかん	キロ			
79	1	食品・飲料	9	果物	3	りんご	キロ			
80	1	食品・飲料	9	果物	4	イチゴ	キロ			
81	1	食品・飲料	9	果物	5	その他（果物）	キロ			
82	1	食品・飲料	10	飲料	1	水（500ml）	本			
83	1	食品・飲料	10	飲料	2	水（１リットル）	本			
84	1	食品・飲料	10	飲料	3	水（２リットル）	本			
85	1	食品・飲料	10	飲料	4	お茶（500ml）	本			
86	1	食品・飲料	10	飲料	5	お茶（１リットル）	本			
87	1	食品・飲料	10	飲料	6	お茶（２リットル）	本			
88	1	食品・飲料	10	飲料	7	お茶（ティーパック）	本			
89	1	食品・飲料	10	飲料	8	茶葉	本			
90	1	食品・飲料	10	飲料	9	コーヒー(缶･ペットボトル)	本			
91	1	食品・飲料	10	飲料	10	コーヒー(インスタント)	キロ			
92	1	食品・飲料	10	飲料	11	ゼリー飲料	本			
93	1	食品・飲料	10	飲料	12	野菜ジュース	本			
94	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	1	ジャケット･防寒着(男性)	着			
95	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	2	トレーナー･パジャマ(男性)	着			
96	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	3	シャツ類･カットソー(男性)	着			
97	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	4	パンツ･ズボン(男性)	着			
98	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	5	下着･インナー(男性)	着			
99	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	6	靴下･タイツ(男性)	着			
100	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	7	履物･靴(男性)	足			
101	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	8	その他(男性衣類)	着／足			
102	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	1	ジャケット･防寒着(女性)	着			
103	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	2	トレーナー･パジャマ(女性)	着			
104	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	3	シャツ類･カットソー(女性)	着			
105	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	4	パンツ･ズボン(女性)	着			
106	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	5	下着･インナー(女性)	着			
107	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	6	靴下･タイツ(女性)	着			
108	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	7	履物･靴(女性)	足			
109	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	8	その他(女性衣類)	着／足			
110	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	1	ジャケット･防寒着(子供)	着			
111	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	2	トレーナー･パジャマ(子供)	着			
112	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	3	シャツ類･カットソー(子供)	着			
113	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	4	パンツ・ズボン（子供）	着			

No	大項目名称		中項目名称		小項目名称		単位	必要数	確保数	備考
114	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	5	下着・インナー（子供）	着			
115	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	6	靴下・タイツ（子供）	着			
116	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	7	履物・靴（子供）	足			
117	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	8	その他（子供衣類）	着／足			
118	2	衣類	4	作業着･手袋･長靴	1	手袋	組			
119	2	衣類	4	作業着･手袋･長靴	2	長靴	足			
120	2	衣類	4	作業着･手袋･長靴	3	作業着	着			
121	2	衣類	4	作業着･手袋･長靴	4	その他(作業具･手袋･長靴)	個			
122	3	台所・食器	1	食器類	1	皿	枚			
123	3	台所・食器	1	食器類	2	コップ	個			
124	3	台所・食器	1	食器類	3	おわん	個			
125	3	台所・食器	1	食器類	4	割り箸	人分			
126	3	台所・食器	1	食器類	5	フォーク・スプーン	人分			
127	3	台所・食器	1	食器類	6	箸	人分			
128	3	台所・食器	1	食器類	7	その他（食器類）	個			
129	3	台所・食器	2	台所用品	1	ラップ	個			
130	3	台所・食器	2	台所用品	2	やかん	個			
131	3	台所・食器	2	台所用品	3	アルミホイル	個			
132	3	台所・食器	2	台所用品	4	鍋	個			
133	3	台所・食器	2	台所用品	5	炊飯器	個			
134	3	台所・食器	2	台所用品	6	包丁	個			
135	3	台所・食器	2	台所用品	7	タッパー	個			
136	3	台所・食器	2	台所用品	8	ポット	個			
137	3	台所・食器	2	台所用品	9	おたま	個			
138	3	台所・食器	2	台所用品	10	まな板	個			
139	3	台所・食器	2	台所用品	11	ざる	個			
140	3	台所・食器	2	台所用品	12	しゃもじ	個			
141	3	台所・食器	2	台所用品	13	洗剤（台所用具）	個			
142	3	台所・食器	2	台所用品	14	コンロ	個			
143	3	台所・食器	2	台所用品	15	カセットボンベ	個			
144	3	台所・食器	2	台所用品	16	フライパン	個			
145	3	台所・食器	2	台所用品	17	その他（台所用品）	個			
146	4	電化製品	1	消耗品・コード	1	乾電池（単１）	個			
147	4	電化製品	1	消耗品・コード	2	乾電池（単２）	個			
148	4	電化製品	1	消耗品・コード	3	乾電池（単３）	個			
149	4	電化製品	1	消耗品・コード	4	乾電池（単４）	個			
150	4	電化製品	1	消耗品・コード	5	電球	個			
151	4	電化製品	1	消耗品・コード	6	延長コード	個			
152	4	電化製品	1	消耗品・コード	7	その他（電化製品(消耗品)）	個			
153	4	電化製品	2	生活家電	1	ラジオ	個			
154	4	電化製品	2	生活家電	2	懐中電灯	個			
155	4	電化製品	2	生活家電	3	ランタン	個			
156	4	電化製品	2	生活家電	4	携帯用充電気	個			
157	4	電化製品	2	生活家電	5	ドライヤー	個			
158	4	電化製品	2	生活家電	6	洗濯機	個			原則リース対応
159	4	電化製品	2	生活家電	7	乾燥機	個			原則リース対応
160	4	電化製品	2	生活家電	8	冷蔵庫	個			原則リース対応
161	4	電化製品	2	生活家電	9	掃除機	個			原則リース対応
162	4	電化製品	2	生活家電	10	その他（生活家電）	個			
163	4	電化製品	3	季節家電	1	ストーブ	個			原則リース対応
164	4	電化製品	3	季節家電	2	扇風機	個			原則リース対応
165	4	電化製品	3	季節家電	3	その他（季節家電）	個			
166	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	1	シャンプー・リンス	個			
167	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	2	洗面器	個			
168	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	3	石けん・ボディーソープ	個			
169	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	4	洗剤（洗面・風呂用具）	個			
170	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	5	歯磨き粉	個			
171	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	6	化粧水	個			
172	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	7	鏡	個			
173	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	8	洗口剤	個			

No	大項目名称		中項目名称		小項目名称		単位	必要数	確保数	備考
174	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	9	歯ブラシ	個			
175	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	10	かみそり	個			
176	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	11	入れ歯安定剤・洗浄剤	個			
177	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	12	ハンドソープ	個			
178	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	13	コンタクト洗浄液	個			
179	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	14	その他（洗面・風呂用具）	個			
180	5	生活用品	2	掃除用具	1	ゴミ箱・ゴミ袋	個			
181	5	生活用品	2	掃除用具	2	バケツ	個			
182	5	生活用品	2	掃除用具	3	ほうき・モップ・ブラシ	個			
183	5	生活用品	2	掃除用具	4	スポンジ	個			
184	5	生活用品	2	掃除用具	5	ちりとり	個			
185	5	生活用品	2	掃除用具	6	たわし	個			
186	5	生活用品	2	掃除用具	7	洗剤（掃除用具）	個			
187	5	生活用品	2	掃除用具	8	漂白剤・洗浄剤	個			
188	5	生活用品	2	掃除用具	9	雑巾	枚			
189	5	生活用品	2	掃除用具	10	その他（掃除用具）	個			
190	5	生活用品	3	洗濯用品	1	洗濯ばさみ	個			
191	5	生活用品	3	洗濯用品	2	たらい	個			
192	5	生活用品	3	洗濯用品	3	ハンガー	個			
193	5	生活用品	3	洗濯用品	4	洗剤（洗面用具）	個			
194	5	生活用品	3	洗濯用品	5	その他（洗濯用品）	個			
195	5	生活用品	4	段ボール・ビニール袋	1	段ボール	箱			
196	5	生活用品	4	段ボール・ビニール袋	2	ビニール袋	枚			
197	5	生活用品	4	段ボール・ビニール袋	3	その他(段ボール・ビニール袋)	箱／枚			
198	5	生活用品	5	防寒具・雨具	1	湯たんぽ	個			
199	5	生活用品	5	防寒具・雨具	2	カイロ	個			
200	5	生活用品	5	防寒具・雨具	3	カッパ	着			
201	5	生活用品	5	防寒具・雨具	4	傘	本			
202	5	生活用品	5	防寒具・雨具	5	その他（防寒具・雨具）	個			
203	5	生活用品	6	寝具・タオル	1	タオル	枚			
204	5	生活用品	6	寝具・タオル	2	布団	枚			
205	5	生活用品	6	寝具・タオル	3	シーツ	枚			
206	5	生活用品	6	寝具・タオル	4	枕	個			
207	5	生活用品	6	寝具・タオル	5	毛布	枚			
208	5	生活用品	6	寝具・タオル	6	タオルケット	枚			
209	5	生活用品	6	寝具・タオル	7	ベッド	個			
210	5	生活用品	6	寝具・タオル	8	耳栓	人分			
211	5	生活用品	6	寝具・タオル	9	その他（寝具・タオル）	個			
212	5	生活用品	7	ろうそく・ﾏｯﾁ・ﾗｲﾀｰ	1	ろうそく	本			
213	5	生活用品	7	ろうそく・ﾏｯﾁ・ﾗｲﾀｰ	2	多目的ライター(点火棒)	本			
214	5	生活用品	7	ろうそく・ﾏｯﾁ・ﾗｲﾀｰ	3	マッチ	箱			
215	5	生活用品	7	ろうそく・ﾏｯﾁ・ﾗｲﾀｰ	4	その他（ろうそく・マッチ・ライター）	本			
216	5	生活用品	8	その他生活雑貨	1	爪切り	個			
217	5	生活用品	8	その他生活雑貨	2	殺虫剤	個			
218	5	生活用品	8	その他生活雑貨	3	虫刺され薬	個			
219	5	生活用品	8	その他生活雑貨	4	マスク	個			
220	5	生活用品	8	その他生活雑貨	5	消毒液	個			
221	5	生活用品	8	その他生活雑貨	6	うがい薬	個			
222	5	生活用品	8	その他生活雑貨	7	血圧計	個			
223	5	生活用品	8	その他生活雑貨	8	体温計	個			
224	5	生活用品	8	その他生活雑貨	9	医薬品セット	個			
225	5	生活用品	8	その他生活雑貨	10	ガーゼ	個			
226	5	生活用品	8	その他生活雑貨	11	絆創膏	枚			
227	5	生活用品	8	その他生活雑貨	12	カット綿	個			
228	5	生活用品	8	その他生活雑貨	13	湿布薬	個			
229	5	生活用品	8	その他生活雑貨	14	綿棒	個			
230	5	生活用品	8	その他生活雑貨	15	その他（その他生活雑貨）	個			
231	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	1	生理用ナプキン（昼用）	個			
232	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	2	生理用ナプキン（夜用）	個			
233	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	3	おりものシート	個			

No	大項目名称		中項目名称		小項目名称		単位	必要数	確保数	備考
234	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	4	ウェットティッシュ	個			
235	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	5	ティッシュ	個			
236	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	6	トイレットペーパー	個			
237	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	7	大人用おむつ（S）	個			
238	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	8	大人用おむつ（M）	個			
239	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	9	大人用おむつ（L）	個			
240	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	10	体ふきシート	個			
241	5	生活用品	9	ペーパー類･生理用品	11	その他(ペーパー類･生理用品)	個			
242	5	生活用品	10	ベビー用品	1	子ども用おむつ（新生児用）	個			
243	5	生活用品	10	ベビー用品	2	子ども用おむつ（S）	個			
244	5	生活用品	10	ベビー用品	3	子ども用おむつ（M）	個			
245	5	生活用品	10	ベビー用品	4	子ども用おむつ（L）	個			
246	5	生活用品	10	ベビー用品	5	おしりふき	個			
247	5	生活用品	10	ベビー用品	6	ほ乳瓶消毒液	個			
248	5	生活用品	10	ベビー用品	7	ほ乳瓶	個			
249	5	生活用品	10	ベビー用品	8	その他（ベビー用品）	個			
250	6	作業道具	1	台車	1	台車	台			
251	6	作業道具	2	震源ドラム	1	電源ドラム	個			
252	6	作業道具	3	スコップ	1	スコップ	個			
253	6	作業道具	4	工具セット	1	工具セット	個			
254	6	作業道具	5	軍手	1	軍手	組			
255	6	作業道具	6	ヘルメット	1	ヘルメット	個			
256	6	作業道具	8	ガムテープ	1	ガムテープ	個			
257	6	作業道具	9	はさみ	1	はさみ	個			
258	6	作業道具	10	カッター	1	カッター	個			
259	6	作業道具	11	輪ゴム	1	輪ゴム	個			
260	6	作業道具	12	ひも	1	ひも	個			
261	6	作業道具	13	ペン	1	ペン	本			
262	6	作業道具	14	セロハンテープ	1	セロハンテープ	個			
263	6	作業道具	15	ＯＡ用紙	1	ＯＡ用紙	枚			
264	6	作業道具	16	ノート	1	ノート	個			
265	6	作業道具	17	その他	1	その他（作業道具）	個			
266	7	避難所備品・応急用	1	設備品	1	仮設更衣室	個			協議のうえ要請
267	7	避難所備品・応急用	1	設備品	2	仮設トイレ	個			協議のうえ要請
268	7	避難所備品・応急用	1	設備品	3	発電機	個			原則リース対応
269	7	避難所備品・応急用	1	設備品	4	パーテーション	枚			
270	7	避難所備品・応急用	1	設備品	5	その他（設備品）	個			
271	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	1	石炭・木炭	キロ			
272	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	2	携帯トレイ	個			
273	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	3	ポンプ	個			
274	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	4	ポリタンク	個			
275	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	5	担架	個			
276	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	6	車椅子	台			
277	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	7	ハンドマイク	個			
278	7	避難所備品・応急用	2	応急用品	8	その他（応急用品）	個			
279	7	避難所備品・応急用	3	シート・マット類	1	敷物	枚			
280	7	避難所備品・応急用	3	シート・マット類	2	風呂マット	枚			
281	7	避難所備品・応急用	3	シート・マット類	3	畳	枚			
282	7	避難所備品・応急用	3	シート・マット類	4	ブルーシート	枚			
283	7	避難所備品・応急用	3	シート・マット類	5	その他（シート・マット類）	枚			

施設様式５

救助の種目別物資受払状況

福祉避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

救助の種目別	年月日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備考

（注）１　「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

３　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

４　救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

５　救助の種類別の品目が多い場合、救助の種類別ごとに一葉作成すること。

施設様式５　別添１

避 難 所 設 置 及 び 収 容 状 況

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備　　考
					品　名	数　量		
		平成　年　月　日～平成　年　月　日	人	人			円	
		平成　年　月　日～平成　年　月　日	人	人			円	
		平成　年　月　日～平成　年　月　日	人	人			円	
		平成　年　月　日～平成　年　月　日	人	人			円	
		平成　年　月　日～平成　年　月　日	人	人			円	
		平成　年　月　日～平成　年　月　日	人	人			円	
		平成　年　月　日～平成　年　月　日	人	人			円	
		平成　年　月　日～平成　年　月　日	人	人			円	
		平成　年　月　日～平成　年　月　日	人	人			円	
		平成　年　月　日～平成　年　月　日	人	人			円	
		平成　年　月　日～平成　年　月　日	人	人			円	
		平成　年　月　日～平成　年　月　日	人	人			円	
計			人	人			円	

（注）１「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
　　２ 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
　　３ 他市町の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。
　　４ 福祉避難所の場合には、避難所の名称欄の名称を○で囲むこと。

施設様式５　別添２

炊　き　出　し　給　与　状　況

炊き出し場の名称	月　日			月　日			月　日			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
計												

（注）　「備考」欄は、給食内容を記入すること。

施設様式５　別添３
（※通常は避難所から応急仮設住宅等への入居に際し実施する）

物　資　の　給　与　状　況

福祉避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住家被害程度区分		世帯主氏　名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名						実支出額	備　考
					ふとん	毛布	作業衣		なべ			
			人								円	
			人								円	
			人								円	
			人								円	
			人								円	
			人								円	
			人								円	
			人								円	
			人								円	
			人								円	
			人								円	
計	全壊	世帯									円	
	半壊	世帯									円	

災害救助費として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年　　月　　日

給与責任者　　印

（注）　１　住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
　　２　受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
　　３　「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

市町様式７・施設様式６

福祉避難所担当　⇒　○○市町災害対策本部

災害対策本部記入欄
及び別添を記載

平成　年　月　日

福祉避難所 人的支援要請書 兼 同通知書

福祉避難所の運営に必要な人材の配置について、下記のとおり要請します。

福祉避難所名			
要請人数	人	内訳	行政　人　専門職　人　ボランティア　人
従事する業務			
特記事項			

担当者氏名			
電話番号		FAX	

災害対策本部記入欄

配置予定人数	人	内訳	専門職　人　ボランティア　人
活動予定日等	別添のとおり		
特記事項			

連絡先	○○市町災害対策本部　災害時要援護者支援班　担当者：			
	電話番号		FAX	

施設様式７

フェイスシート（相談受付票）

相談の時間帯⇒ □ 午前 □ 午後 □ 夜間 □ 深夜
相 談 回 数⇒ □ 初回 □ ２回目以降

相 談 日	平成 年 月 日
福祉避難所名	
生 活 相 談 員	

ふりがな 氏 名		性 別 □ 男 □ 女	連 絡 先	〒 －	
				電話	fax
				e-mail	
障害の種別	□ 肢体 □ 視覚 □ 聴覚・言語 □ 内部 □ 知的 □ 発達 □ 精神 □ 重心 □ 高次脳 □ 難病 □ その他				
介 護 等 級	□ 要介護５ □ 要介護４ □ 要介護３ □ その他（ ）		生年月日	明治 ・ 大正 昭和 ・ 平成 年 月 日 満 才	

相談者	氏 名		続柄	□ 本人 □ 配偶者 □ 親 □ 子供 □ 兄弟 □ 他親族 □ 保健師 □ 施設職員 □ ボランティア
	連絡先	所属 電話 FAX		その他 （ ）

相談内容（主訴・現状・経過等）

相談内容の種別	＜種別＞ □ 福祉サービスの利用等に関する相談 □ 住まいに関する支援 □ 介護や障害への理解に関する相談 □ 就労に関する支援 □ 健康・医療に関する相談 □ 社会参加・余暇活動に関する支援 □ 避難生活に関する相談 □ 教育・保育に関する支援 □ 家族関係・人間関係に関する相談 □ 財産・権利に関する支援 □ 家計に関する相談 □ その他（ ）
相談内容	
相談結果	□ 関係機関紹介 ⇒
	□ 支援制度紹介 ⇒
	□ 相談継続 ⇒
	□ 相談終了 ⇒
	□ 意見・要望 ⇒
	□ そ の 他 ⇒

薄青 のセルは避難者名簿を確認のうえ記載

施設様式８

福祉避難所施設管理者　⇒　○○市町災害対策本部

平成　年　月　日

福祉避難所の運営経費報告書

○○○○○○○○○○○○○○○○○協定第○条に基づき、福祉避難所の運営に係る経費について、下記のとおり報告します。

福祉避難所名	代表者　　印
開設期間	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
添付書類	施設様式５及び支出根拠書類（領収書）

担当者氏名			
電話		FAX	

施設様式８ 別添

福祉避難所名	

支 出 明 細 書

（単位：円）

番号	年月日	費　目	内　容	単価	数量	金　額	備　考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
計						0	

※番号の順に証拠書類（領収書）を編綴すること

施設様式９

福祉避難所施設管理者　⇒　○○市町

平成　年　月　日

福祉避難所の運営経費請求書

○○○○○○○○○○○○○○○○○協定第○条に基づき、福祉避難所の運営に係る経費について、下記のとおり請求します。

○○市町長　○○　○○　様

金　　円也

ただし、○○地震に係る福祉避難所の運営として

住　　所
団　体　名
代 表 者 名　　印

（連絡先）
担 当 者 名
電 話 番 号

訓練様式１

○○市町福祉避難所設置・運営訓練　実施要領

※例示のため適宜修正して使用

１　目　的

災害時において災害時要援護者の生命や財産を守るため、地震発生による大規模災害を想定し、地域住民及び社会福祉施設や防災関係機関が一体となり、相互の連携と防災意識の高揚を図り、災害時において迅速な福祉避難所の開設及び的確な運営が展開できるよう訓練を実施し、災害に対して万全を期すことを目的とする。

２　実施日

平成○○年○○月○○日（○）　○○：○○～○○：○○

３　実施主体及び実施場所

(1) 実施主体

○○市町、社会福祉法人○○○、○○市町社会福祉協議会、○○地区民生委員、○○地区自主防災組織、看護協会○○支部、医療法人○○、○○市町身体障害者協会（当事者団体）、株式会社○○（福祉避難所用物資製造事業者〔協定締結先〕）、株式会社○○（物流事業者）

(2) 実施場所

・養護老人ホーム○○（○○市○○）〔指定福祉避難所〕
・○○市立○○小学校（○○市○○）〔指定避難所〕

４　想定

○○時○○分、南海トラフ巨大地震（M9.0）が発生し、○○市において津波警報が発表されたため、○○市は○○地区に避難指示を発令した。津波の第１波は、地震発生後およそ○分後に来襲する。

○○地区では、避難指示の発令に伴い、避難所を開設するとともに、福祉避難所を開設し、個別計画に従って災害時要援護者の福祉避難所への避難支援を行う。

５　実施内容　〔別添１参照〕

(1) 福祉避難室におけるトリアージ

(2) 福祉避難所の開設（段ボールベッドやパーテーション等によるレイアウトの作成）

(3) 福祉避難所の受入れ

(4) 福祉避難所の運営（人的派遣及び物資の確保調整等）

(5) 引継ぎ資料の作成

６　運営体制　〔別添２参照〕

〔市町(災害対策本部)〕

○災害時要援護者班

〔福祉避難所〕

○福祉避難所担当（市町職員）

○総務担当

○施設管理担当

○物資担当

○応援職員担当

○健康・衛生担当

（○保健師等（巡回））

〔一般避難所〕

○避難所担当（市町職員）

○医療班（市町保健師等）

○災害時要援護者班

7　タイムスケジュール

時　　間	区　分	担　　当	項　　目	内　　容
○○：○○	施　設	施設職員全員	被害状況の確認	
○○：○○	施　設	総務担当	被害状況の確認報告	
○○：○○	市　町 （災害対策本部）	災害時要援護者班	福祉避難所の開設要請	
○○：○○	施　設	総務担当	支援体制の確立	
○○：○○	施　設	施設管理担当	福祉避難所の開設	
○○：○○	施　設	医療班	トリアージ	
○○：○○	施　設	避難所担当	福祉避難所への受入れ要請	
○○：○○	市　町 （災害対策本部）	災害時要援護者班	トリアージ結果の連絡	
○○：○○	施　設	避難所担当	トリアージ	
○○：○○	市　町 （災害対策本部）	災害時要援護者班	福祉避難所での受入れ要請	
○○：○○	施　設	施設管理担当	福祉避難所の開設	
○○：○○	施　設	物資担当	物資の確認	
○○：○○	施　設	健康・衛生担当	施設の衛生状態の確認	
○○：○○	市　町 （災害対策本部）	要援護者班（一般避難所）	要援護者の移送	
○○：○○	施　設	施設管理担当	要援護者の受入れ	
○○：○○	施　設	健康・衛生担当	要援護者の体調確認	
○○：○○	施　設	総務担当	名簿の管理	
○○：○○	施　設	福祉避難所担当	受入れ状況の報告	
○○：○○	施　設	物資担当	食事の提供	
○○：○○	施　設	福祉避難所担当、物資担当	物資の確保調整及び要請	
○○：○○	施　設	福祉避難所担当、応援職員担当	人的派遣の調整及び要請	
○○：○○	市　町 （災害対策本部）	災害時要援護者班	物資の確保状況の連絡	
○○：○○	施　設	物資担当	物資の受入れ・管理	
○○：○○	施　設	応援職員担当	応援職員の勤務体制の確認	
○○：○○	市　町 （災害対策本部）	保健師（巡回）	体調確認及び緊急入所・緊急入院の要請	
	施　設	福祉避難所担当、健康・衛生担当		
○○：○○	市　町 （災害対策本部）	災害時要援護者班	緊急入所・緊急入院の調整	
○○：○○	施　設	福祉避難所担当、総務班等	引継ぎ資料の作成	

訓練様式１　別添１

機関名	氏名	担当業務	○時 05 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	○時 00 05 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	○時 00

訓練様式１ 別添２

訓　練　計　画

区分	福祉避難所	訓練実施項目	

計画作成・まとめ機関		施設管理担当			
訓　練　活　動　時　間		～			（○○分）
訓練参加機関	参加者名	車両等	台数	人員	使用資機材等
	計		0台	名	

【活動概要】

訓練様式２

現　状　分　析　シ　ー　ト

地域の災害リスクを確認しましょう！！

	想定される災害名	最大震度	浸水高	要援護者の避難所生活者数※1
地震・津波			m	人
			m	人
近年の災害履歴				

職員の勤務体制等を確認しましょう！！

（単位：人）

区　分	日中の職員体制				職員の居住地		
	全職員数	日中	夜間	休日	３㎞以内（１時間以内）	３㎞～６㎞（２時間以内）	６㎞以上（２時間以上）
介護職員・支援員							
看護師							
相談員							
事務職員							
ボランティア							
合　計							

災害時の事業継続計画（BCP）や職員行動計画などを確認しましょう！！

	マニュアル・計画名	最終更新年月日（版次）	策定年月日
①			
②			

施設の設備状況を確認しましょう！！

電気事業者			ソーラー設置状況	有　・　無
ガス事業者			自家発電の有無	有　・　無
通信事業者			浴槽	か所
トイレ	計　か所	うち洋式　か所	うちｵｽﾄﾒｲﾄ	か所

物資・資機材の備蓄状況を確認しましょう！！

	品目	数量	品目	数量
施設運営用資機材				
施設入所者用				
福祉避難所受入者用				

福祉避難所として使用可能な場所を確認しましょう！！

区　分	名　称	階　数	床　面　積	受　入　れ　人　数
大部屋		階	㎡	人
		階	㎡	人
個　室		階	㎡	人
		階	㎡	人

※　大部屋の受入れ人数の算出にあっては、一人当たり概ね２～４㎡としている自治体が多いことを参考にすること

近隣の店舗・医療機関・社会福祉施設を確認しましょう！！

区　分	名　称	
店　舗		
医療機関		
社会福祉施設		

訓練様式３

※　5（ほとんどできている）～1（ほとんどできていない）のいずれかに〇をつけてください。

講評者名	

区分	訓練目標	ほとんどできている	概ねできている	できている	あまりできていない	ほとんどできていない	評価項目
開設	開設要請を迅速・適切に実施する	5	4	3	2	1	施設は迅速に被害情報を市町に報告できるか
		5	4	3	2	1	市町は施設からの被害情報を迅速に集約できるか
		5	4	3	2	1	市町は施設に適切な方法で開設要請を行う
		5	4	3	2	1	組織間で情報共有を適切に実施できているか
		5	4	3	2	1	
	受入体制を迅速・適切に整備する	5	4	3	2	1	施設は迅速にレイアウトを作成する
		5	4	3	2	1	施設は適切に名簿を作成する
		5	4	3	2	1	組織間で情報共有を適切に実施できているか
		5	4	3	2	1	
	受入対象者を迅速・適切に選定する	5	4	3	2	1	市町はトリアージを適切に実施する。
		5	4	3	2	1	市町はトリアージ結果を踏まえ、迅速に受入先を調整する。
		5	4	3	2	1	組織間で情報共有を適切に実施できているか
		5	4	3	2	1	
	開設評価	5	4	3	2	1	
運営	物資等の管理・確保等を迅速・適切に実施する	5	4	3	2	1	施設は適切に物資を管理し、受入れ人数を踏まえ、適当な種類及び数量を要請できているか
		5	4	3	2	1	市町は、備蓄物資を踏まえ、協定締結先へ必要な物資を要請できているか
		5	4	3	2	1	市町は、備蓄物資を輸配送する運送事業者に適切に依頼しているか
		5	4	3	2	1	施設は、被害状況を踏まえ、手すりやスロープ、災害トイレ等の設備の整備を要請できているか
		5	4	3	2	1	各主体が調整した結果を、組織間で適切に情報共有できているか
		5	4	3	2	1	
	衛生確保を適切に実施する	5	4	3	2	1	施設は、適切に衛生確保対策を実施し、管理できているか
		5	4	3	2	1	市町は、施設に衛生管理状況を確認し、適切に助言・指導できているか
		5	4	3	2	1	
	人材の確保と配置を迅速・適切に実施する	5	4	3	2	1	市町は、関係機関と、速やかに人材の確保に関する調整ができているか
		5	4	3	2	1	施設は、市町に、速やかに人材の確保を要請できているか
		5	4	3	2	1	施設は、受入れ態勢（宿泊先等）を、適切に確保あるいは確保に向けて調整できているか
		5	4	3	2	1	施設は、役割分担やシフトの見直し等、適切な人材配置を実施できているか
		5	4	3	2	1	各主体が調整した結果を、組織間で適切に情報共有できているか
		5	4	3	2	1	
	健康管理等と緊急入所を適切に実施する	5	4	3	2	1	施設は、適切に避難者の心身状態を確認できているか
		5	4	3	2	1	市町は、避難者の心身状態を確保するため、保健師や専門家の巡回を実施できているか
		5	4	3	2	1	市町は、避難者の心身状態を適切に管理し、緊急入所や緊急入院の要否を検討できているか
		5	4	3	2	1	各主体が調整した結果を、組織間で適切に情報共有できているか
		5	4	3	2	1	
	運営評価	5	4	3	2	1	
総合評価		5	4	3	2	1	

訓練様式４

訓練準備物一覧

	区分	内容	数量	調達する主体
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				

兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル

平成 30 年 3 月

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課
（神戸市中央区下山手通 5-10-1）